

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正（2019年7月24日）

電子決済等代行業者が、利用者保護やシステムの安定性を確保しながら、金融サービスのイノベーションを促進していく観点から、電子決済等代行業者に係る登録後のモニタリングの枠組みを新たに構築するべく所要の改正を行ったもの（2019年7月24日より適用）。
- ② 銀行業高度化等会社の認可に係る改正（2019年10月15日）

銀行業高度化等会社の認可に係る審査目線の明確化のため所要の改正を行ったもの（2019年10月15日より適用）。
- ③ 大口信用供与等規制の見直しに係る改正（2019年10月30日）

大口信用供与等規制の見直しに係る政府令の改正に伴う所要の改正を行ったもの（2020年4月1日より適用）。
- ④ 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた改正（2019年12月18日）

2018年6月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえて所要の改正を行ったもの（2019年12月18日より適用）。
- ⑤ 金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正（2020年1月24日）

銀行法において開示が求められている「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律において開示が求められている「再生法開示債権」の区分等に合わせることにより、開示事項の簡潔化・明確化等を図るべく所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。
- ⑥ 民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（2020年2月6日）

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行ったもの（2020年4月1日より適用）。

- ⑦ 自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年3月3日）

他の金融機関向けの出資に係る制限（ダブルギアリング規制）の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう所要の改正を行ったもの（2020年3月31日より適用）。

- ⑧ 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

近年の情報通信技術等の飛躍的な発展や2019年5月の銀行法等改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る所要の改正を行ったもの（2020年3月4日より適用）。

- ⑨ 暗号資産の取得等に係る改正（2020年4月3日）

銀行グループの暗号資産の取得等における態勢整備に係る所要の改正を行ったもの（2020年5月1日より適用）。

- ⑩ 行政手続のオンライン化に係る改正（2020年4月24日）

行政手続について原則としてオンラインで実施することとされたことを踏まえ、電子申請に係る手続について所要の改正を行ったもの（2020年4月24日より適用）。

- ⑪ 資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正（2020年5月27日）

資本性借入金、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業への支援の手法として有用であることを改めて確認するとともに、金融検査マニュアル廃止後も資本類似性を判断する際の観点に変更がない旨を明確化するべく所要の改正を行ったもの（2020年5月27日より適用）。

- ⑫ レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年6月30日）

日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、レバレッジ比率規制に関する告示等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（2020年6月30日より適用）。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度の改正内容は、上記のⅠ 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の②から⑪である。これに加え、以下の改正を行っている。

- 地域商社への出資に係る改正（2019年10月15日）
いわゆる地域商社に関して、銀行業高度化等会社として認可する際の審査の留意点等を明確化することにより、地域商社に対し5%を超えて100%までの出資が可能となるよう、所要の改正を行ったもの（2019年10月15日より適用）。
- 経営戦略の策定・実行に当たって活用し得る定量的指標に係る改正（2020年3月31日）
経営戦略の策定・実行に当たって活用し得る定量的指標について例示を行ったもの（2020年3月31日より適用）。
- 協同組織金融機関の信用供与等限度額を超える場合の承認に係る改正（2020年6月5日）
中央機関に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超える場合の承認に係る考え方について改正を行ったもの（2020年6月5日より適用）。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2019年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2019年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2019年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、実質業務純益が資金利益の減少を債券等関係損益の増加及び経費の減少等でカバーし前年同期比で増加したものの、株式等関係損益の減少や与信関係費用の増加等により前年同期比785億円減益の6,901億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期と横ばいの4.8兆円、不良債権比率は前年同期比0.04%ポイント低下の1.70%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.56%ポイント低下の13.28%、Tier1比率及び普通株式等Tier1比率は、いずれも前年同期比0.64%ポイント低下の12.73%となった。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.05%ポイント上昇の9.52%となった。

III 再編等の状況

1. 銀行業の免許

2019年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した銀行はない。

2. 主要行等の再編等

2019年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

3. 地域銀行の再編等（別紙3参照）

2019年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社徳島銀行、株式会社大正銀行

（内容）2020年1月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社徳島大正銀行

4. 外国銀行の参入

2019年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2020年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行）。

5. 外国銀行の退出

2019年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

銀行名	廃止年月日
イタウ・ユニバンク・エッセ・アー (イタウ・ユニバンク銀行)	2020年2月28日

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（別紙4～5参照）

（1）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

（2）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙6～13参照）

（1）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円	2002年 3月期		2018年 9月期	2019年 3月期	2019年 9月期	2020年 3月期
不良債権比率	8.4		1.1	1.1	1.1	1.1
総与信	512.1		607.8	612.5	613.3	629.6

金融再生法 開示債権	43.2	6.5	6.7	6.8	6.8
破産更生 債権	7.4	1.1	1.2	1.2	1.2
危険債権	19.3	4.0	4.2	4.1	4.0
要管理 債権	16.5	1.3	1.4	1.5	1.6
正常債権	468.9	601.3	605.7	606.5	622.8

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5	6.7

3. 不良債権問題への取組み (別紙 14~15 参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定を厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力で推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバ

ランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

2020年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、実効料率は現行の0.033%に据え置くものの、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、一般預金等に係る保険料率を0.031%（現行比▲0.001%）に変更（決済用預金に係る保険料率は現行どおり（0.045%））することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、一般預金等に係る保険料率を0.031%（現行比▲0.001%）に変更する認可申請がなされ、2020年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

（注）預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（2015年1月30日公表））を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としている。

主要行等の令和2年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

○ 令和2年3月期は、国内の低金利環境の継続が資金利益の下押し要因となったことに加え、引当金の増加により与信関係費用が増加したこと等により、当期純利益は前年に比べ▲3.0%の減少。

（単位：億円）

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期	前年比
連結業務粗利益	102,995	100,209	105,022	4,813
資金利益	48,306	47,718	46,440	▲1,278
役務取引等利益	35,039	34,982	35,521	539
その他業務利益	8,064	6,893	10,367	3,475
うち債券等関係損益*	▲96	▲588	7,448	8,036
経費	▲68,901	▲68,356	▲69,708	▲1,352
連結業務純益	35,067	32,915	35,952	3,037
コア業務純益*			13,534	
コア業務純益*(除く投資信託解約損益)			13,229	
与信関係費用**	53	▲1,702	▲6,830	▲5,127
株式等関係損益	5,629	5,404	3,046	▲2,358
親会社株主に帰属する当期純利益	27,853	21,334	20,697	▲637

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	H30年3月末	H31年3月末	R2年3月末
貸出金(末残)***	296.9兆円	305.2兆円	314.7兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は平成31年3月期に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
不良債権額	2.2兆円	2.0兆円	2.1兆円
不良債権比率	0.66%	0.58%	0.59%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、平成31年3月期に比べ低下。

○ 国内基準行の自己資本比率は、31年3月期に比べ上昇。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	H31年3月期	R2年3月期
総自己資本比率	17.83%	17.00%
Tier1比率	15.39%	14.60%
普通株式等Tier1比率	13.31%	12.77%

	H31年3月期	R2年3月期
自己資本比率	10.52%	11.04%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

令和2年6月5日

金融庁

地域銀行の令和2年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、資金利益の減少はあるが、経費の減少や債券等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、4.3%の増益。
- 当期純利益は、株式等関係損益の減少や与信関係費用の増加等により、前年同期に比べ、10.2%の減益。

(単位：億円)

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,707	42,233	42,480	247
資金利益	38,319	37,201	36,172	▲ 1,029
役務取引等利益	5,297	5,281	5,233	▲ 48
その他業務利益			1,032	—
うち、債券等関係損益	▲ 1,213	▲ 332	832	1,164
経費	▲ 30,528	▲ 30,011	▲ 29,728	283
実質業務純益	12,178	12,221	12,751	530
コア業務純益			11,919	—
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)			11,113	—
与信関係費用(※)	▲ 1,065	▲ 3,473	▲ 3,583	▲ 110
株式等関係損益	2,751	2,485	749	▲ 1,736
当期純利益	9,965	7,686	6,901	▲ 785

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
貸出金(末残)	260.6兆円	269.3兆円	277.7兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は31年3月期に比べ横ばいだが、不良債権比率は低下。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
不良債権額	4.5兆円	4.8兆円	4.8兆円
不良債権比率	1.71%	1.74%	1.70%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は、31年3月期に比べ低下。
- 国内基準行の自己資本比率は、31年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：H31年3月期 94行、R2年3月期 92行)

	H31年3月期	R2年3月期
総自己資本比率	13.84%	13.28%
Tier1比率	13.37%	12.73%
普通株式等Tier1比率	13.37%	12.73%

	H31年3月期	R2年3月期
自己資本比率	9.47%	9.52%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) H30年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

H31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

R2年3月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和元年 12 月 25 日
金 融 庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社徳島銀行と株式会社大正銀行に対し、銀行法第 30 条第 1 項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考)合併後の銀行の概要

1. 商号：株式会社徳島大正銀行
2. 本店所在地：徳島県徳島市富田浜1丁目 41 番地
3. 代表者：代表取締役会長 柿内 慎市
代表取締役副会長 吉田 雅昭
代表取締役頭取 吉岡 宏美
代表取締役専務 岡崎 悦夫
4. 資本金：11,036 百万円
5. 合併予定日：令和2年1月1日

お問い合わせ先

四国財務局 Tel:087-811-7780(代表)
金融監督第一課

近畿財務局 Tel:06-6949-6369
金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線:3222、3681)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未收利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。

リスク管理債権及び再生法開示債権の関係

リスク管理債権	再生法開示債権
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む
<p align="center">破綻先債権</p> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<p align="center">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<p align="center">延滞債権</p> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	<p align="center">危険債権</p> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
<p align="center">3カ月以上延滞債権</p> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<p align="center">要管理債権</p> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権
<p align="center">貸出条件緩和債権</p> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	

令和2年8月28日
 金融庁

令和2年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

令和2年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は6.8兆円であり、平成31年3月期の6.7兆円と比べ0.1兆円の増加となっています。

（参考）令和2年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.1
うち 要管理債権	+0.3
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+0.6 +0.1 (増加要因計 +0.7)
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.2 再建計画の策定等▲0.0) 危険債権以下への下方遷移 返済等(*)	▲0.2 ▲0.1 ▲0.1 (減少要因計 ▲0.4)
うち 危険債権以下	▲0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+1.1 +0.1 (増加要因計 +1.3)
[減少要因] オフバランス化等(*) (債権流動化等▲1.0、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	▲1.4 (減少要因計 ▲1.4)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

令和2年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は1.5兆円であり、平成31年3月期の1.5兆円と比べ横ばいとなっています。

3. 不良債権処分損の状況

令和2年3月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成31年3月期の0.3兆円と比べて0.4兆円悪化し、0.7兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成31年3月期の（表7）自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課監督調査室

（内線 2688、3278）

（表 1）金融再生法開示債権等の推移

（Excel）（PDF：356KB）

（表 2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（Excel）（PDF：142KB）

（表 3）金融再生法開示債権の保全状況の推移

（Excel）（PDF：37KB）

（表 4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移

（Excel）（PDF：27KB）

（表 5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）

（Excel）（PDF：49KB）

（表 6）リスク管理債権額等の推移

（Excel）（PDF：507KB）

（表 7）自己査定による債務者区分の推移

（Excel）（PDF：37KB）

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙7)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期		
(0) 総行	総与債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410		
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550		
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,570	2,570	2,830		
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400		
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330		
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850		
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6		
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0		▲0.3		0.3		0.4		1.9		1.0		0.4		3.2		0.2		▲0.3		▲0.0		▲0.2		▲0.2		▲0.2		▲0.1		▲0.1		0.3
	実質業務利益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9		3.9		3.5		3.3		2.7		2.9		3.2		3.2		2.9		2.9		3.2		2.6		2.1		1.8		2.1		2.1		2.1
	(1) 都市銀行	総与債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440	
		金融再生法開示債権(億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,680	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	
		破産更生等債権(億円)	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610		
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880		
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,590	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290		
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6		
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9		▲0.3		0.2		0.4		1.6		0.9		0.3		0.2		0.2		▲0.2		0.0		0.2		▲0.2		▲0.1		▲0.1		▲0.1		0.3
実質業務利益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1		3.1		2.7		2.6		2.3		2.5		2.7		2.7		2.8		2.4		2.6		2.1		1.6		1.3		1.3		1.3		1.6
(2) 旧系親銀行		総与債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460	
		金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	
		破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	20	20	20	20	60	70	
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340		
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	30	30	30	50		
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990		
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.5	0.6	
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0		▲0.0		▲0.0		0.0		0.2		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		0.0
	実質業務利益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1		0.1		▲0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1
	(3) 住友銀行	総与債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520	
		金融再生法開示債権(億円)	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	5,210	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	
		破産更生等債権(億円)	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	110	100	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	360	360	640	670	450		
要管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	370	390		
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	376,920	379,570		
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9</															

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700
	金融再生法開示債種(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	47,640	47,680	47,920	
	破産更生等債種(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410
	危険債種(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420
	要管理債種(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090
	正常債種(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780
	不良債種比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	
	不良債種処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9		0.6		0.8		0.7		1.2		0.7		0.3		0.3		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.3		0.4
	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0		2.0		2.0		1.8		1.1		1.8		1.8		1.7		1.7		1.6		1.6		1.6		1.3		1.2		1.2		1.3
	(103) 地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710
金融再生法開示債種(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500
破産更生等債種(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180
危険債種(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,870	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570
要管理債種(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760
正常債種(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,400	2,204,130
不良債種比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7		
不良債種処分額(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6		0.4		0.5		0.5		0.8		0.5		0.5		0.2		0.3		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.3		0.3
実質業務純益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5		1.5		1.5		1.4		1.0		1.4		1.3		1.3		1.3		1.2		1.3		1.3		1.0		1.0		1.0		1.1
(84) 第二地方銀行		総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170
	金融再生法開示債種(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480
	破産更生等債種(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,070	2,080	
	危険債種(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	12,610	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260
	要管理債種(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140
	正常債種(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630
	不良債種比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	
	不良債種処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3		0.2		0.3		0.2		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.1
	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4		0.4		0.4		0.4		0.0		0.3		0.3		0.3		0.3		0.4		0.3		0.3		0.2		0.2		0.2		0.2
	(122) 全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190
金融再生法開示債種(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480
破産更生等債種(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,2							

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期		
信託 金融機関	総与債(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		1,144,500		
	金融再生法開示債種(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		34,780		
	破産更生等債種(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570		8,310		
	危険債種(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770		23,180		
	要管理債種(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340		3,290		
	正當債種(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		882,100		883,050		883,050		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180		1,109,660
	不良債種比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2		3.0		
	不良債種処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.2		
	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5		0.8		
	(417) 信用 金融機関	総与債(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		817,820	
金融再生法開示債種(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,720		44,330		44,170		42,310		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660		
破産更生等債種(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580		6,410		
危険債種(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		28,430		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610		
要管理債種(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,380		3,050		3,810		3,830		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480		
正當債種(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640		
不良債種比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7		3.5		
(256) 信用 金融機関		総与債(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		159,080	
		金融再生法開示債種(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,370		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		5,080	
		破産更生等債種(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,440		3,440		3,340		3,440		2,990		2,400		2,220		2,060		1,740		1,650	
	危険債種(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,820		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670		
	要管理債種(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,280		990		1,040		1,110		1,080		1,080		1,040		1,050		970		880		820		850		
	正當債種(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		90,220		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470		
	不良債種比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		3.2		
	(146) 預金取扱 金融機関	総与債(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,782,000		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620	
		金融再生法開示債種(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950	
		破産更生等債種(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760		20,500		20,550	
危険債種(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		104,750		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470		
要管理債種(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		31,480		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990		
正當債種(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590		
不良債種比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		2.9		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4				
不良債種処分額(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		0.4		0.4				
(329) 実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6				

(注) 1. 計数は、不良債種処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債種比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は令和2年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信託等は含まない)。ただし、不良債種処分額及び実質業務純益については、信託連等及び商中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債種処分額及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半年期、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙8)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。

2. 2年3月期時点の対象金融機関数は112行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙9)

主要行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	
これらに準ずる債権 破産更生債権及び	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	引当	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)	(93.6)	(90.5)	(91.8)	
	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)	(6.4)	(9.5)	(8.2)	
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	0.9
	担保・保証等	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)	(82.6)	(81.3)	(81.3)	(82.9)
	引当	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)	(54.8)	(47.2)	(51.4)	
	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)	(27.8)	(34.2)	(31.4)	
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3	0.3
	担保・保証等	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)	(66.1)	(61.8)	(55.0)
	引当	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)	(37.4)	(42.5)	(34.0)	
	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1	
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)	(28.7)	(19.3)	(21.0)	
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	1.5
	担保・保証等	(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)	(78.9)	(79.2)	(76.5)
	引当	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	1.0
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)	(53.7)	(52.0)	(51.5)	
	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)	(25.1)	(27.2)	(25.0)	

地域銀行

(単位: 兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)	(62.0)	(56.8)	(55.9)	
引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)	(37.9)	(43.2)	(44.1)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)	(84.6)	(84.5)	(82.9)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)	(62.7)	(61.5)	(60.7)	
引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6
	(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)	(21.9)	(23.0)	(22.2)	
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)	(51.6)	(51.2)	(51.5)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)	(37.9)	(34.5)	(34.1)	
引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	
	(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)	(13.7)	(16.6)	(17.4)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0	3.7	3.9	3.8
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)	(81.8)	(81.3)	(79.6)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.6	2.6	2.6
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)	(58.4)	(55.5)	(54.1)	
引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	
	(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)	(23.4)	(25.7)	(25.5)	

全国銀行

(単位:兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)	(70.9)	(64.4)	(64.2)	(64.2)
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)	(29.1)	(35.6)	(35.8)	(35.8)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5	3.3
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)	(84.1)	(83.6)	(83.0)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.3
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)	(60.6)	(57.3)	(57.9)	(57.9)
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	1.0
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)	(23.5)	(26.3)	(25.1)	(25.1)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7	0.9
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)	(59.2)	(54.9)	(52.8)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)	(37.6)	(37.3)	(34.0)	(34.0)
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.3	0.3
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)	(21.5)	(17.5)	(18.9)	(18.9)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4	5.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)	(80.8)	(80.7)	(78.8)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7	3.6
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)	(56.9)	(54.5)	(53.3)	(53.3)
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.7
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)	(23.9)	(26.2)	(25.5)	(25.5)

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

(別紙10)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173	208
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3

地域銀行(103行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615	702
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8

全国銀行(112行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

4. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙11)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)	6,782 (3,206)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)	5,003 (2,310)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)	74 (▲35)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)	67,068 (19,585)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙12)

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
都銀・ 旧長信 銀・信 託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330	3,146,980	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150	19,590	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690	700	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730	12,560	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190	210	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540	6,120	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,690	12,250	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,540	4,010	
	(9) 都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150	2,693,170
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940	18,220
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640	620	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830	11,720	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190	170	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290	5,710	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190	10,370	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140	3,610	
(4) 旧長 期信 用銀 行		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150	79,780
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260	460
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	10	50	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220	360	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	0	0	0	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30	50	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	700	850	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	120	220	
	(2) 信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030	374,020
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950	910
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40	30	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680	480	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	0	0	0	0	0	30	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220	360	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800	1,030	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280	180	
(3) 主要 行		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180	3,067,190
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890	19,130
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680	650	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510	12,200	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190	210	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510	6,070	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990	11,400	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420	3,790	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	2,776,640	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	47,480	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	1,880	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	35,510	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	380	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	9,710	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	18,050	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	10,620	
	(103) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540	2,207,510
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560	37,210
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	1,500	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	26,960	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	330	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	8,430	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	14,760	
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	8,560	
(64) 第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610	493,350
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760	9,330
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	360	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	7,830	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	50	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	1,090	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	3,090	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	1,990	
	(38) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650	5,923,610
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440	67,070
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	2,590	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	48,070	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	590	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	15,820	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	28,070	30,300	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,460	14,630	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	1,500,890	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	38,420	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	2,080	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	32,510	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	130	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	3,690	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	12,850	
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	9,270	
	(450) 信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290	811,490
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300	28,530
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	1,060	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	24,950	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	60	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	2,460	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	7,840	
個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	5,890	
(256) 信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300	158,630
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230	5,080
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	350	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	3,870	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	30	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	820	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	2,050	
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	1,570	
	(146) 預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820	7,424,510
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430	105,490
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	4,660	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	80,580	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	730	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	19,520	
貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	41,040	43,160		
(562) 個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,110	23,900		

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙13)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0

地域銀行(103行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8

全国銀行(112行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9

預金取扱金融機関(562機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減玉りな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
- 「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1)安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1)「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1)資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

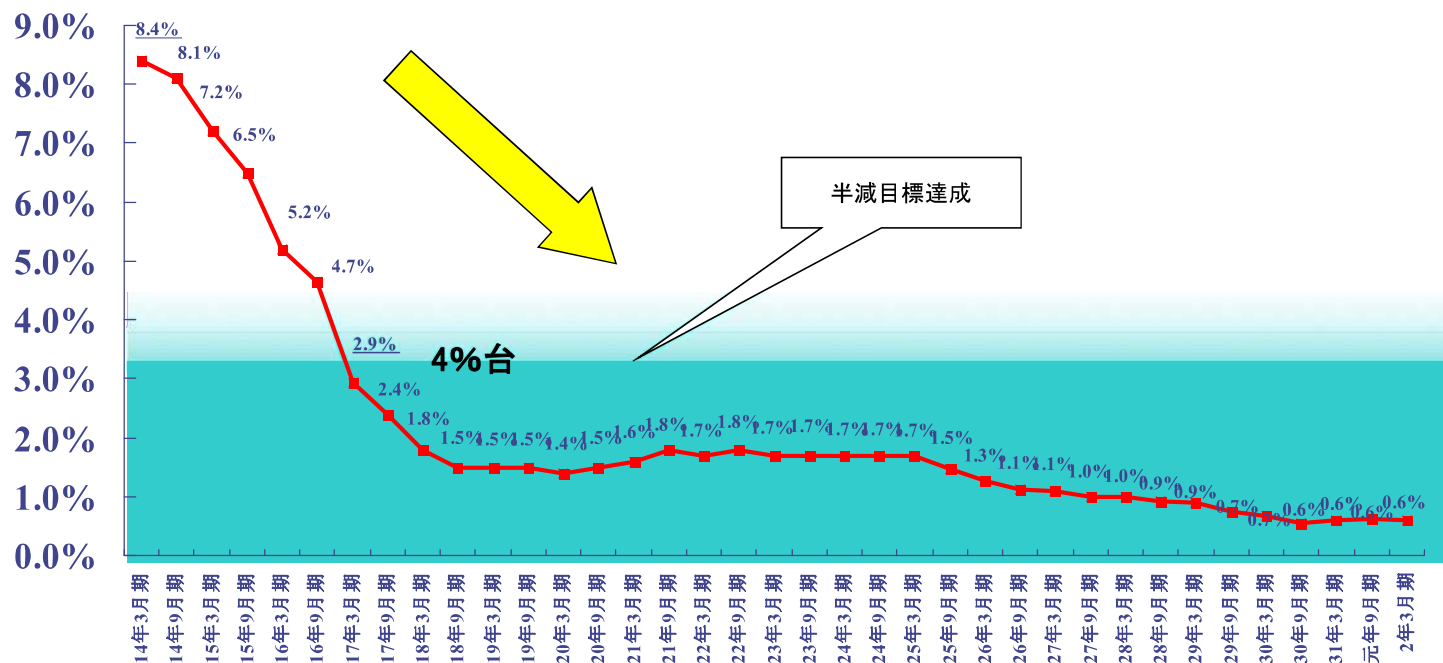
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)

別紙15



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2019 事務年度の大手銀行グループに対するモニタリングについては、拡大する海外事業の実態を把握するため、海外拠点の現地調査や現地当局との意見交換を高頻度で実施したほか、大手銀行が抱えるリスクや課題について、監督カレッジを含めた海外当局との会合において意見交換を実施した。

大手銀行に共通する重要課題（海外投融資管理（レバレッジドローン、CLO 等）、外貨流動性リスク管理、大口個社管理、政策保有株式縮減、ストレステストの活用等）について、課題によっては日本銀行とも連携しながら、リスク管理の高度化に向けた対話を実施した。また、金融業を取り巻く環境変化に伴うリスク変容を早期に把握するため、グループ戦略やリスク管理等の責任者や、ビジネスライン毎の事業部門長等の経営陣と対話を実施した。

2020 年3月以降は、コロナ禍の拡大による影響が広がる中、①金融・資本市場の大きな変動の中での市場リスク管理や外貨資金繰りの状況、②企業に対する資金繰り支援など金融仲介機能の発揮状況、などについて集中的にモニタリングを実施した。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

2019 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、2019 年6月に改正した新たな「早期警戒制度」において、足元の収益等の実態にとどまらず、各行の「持続可能な収益性」や、「将来にわたる健全性」についてモニタリングを行い、課題のある金融機関に対して、早め早めの経営改善を促すための丁寧な対話を実施した。また、地域銀行の経営とガバナンスの実効性の向上に資するため、自らの経営のあり方について検討する際に参考となる主要な論点（「コア・イシュー」）を2020年3月に策定・公表し、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップ等と、「コア・イシュー」も活用して対話を実施した。

一方で、リスクの顕在化が見られる場合や実態が不透明な場合は検査も活用して実態把握を行った。

また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、2013 事務年度からモニタリングを実施しており、2019 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

2018 年7月に公表した「地域銀行有価証券運用モニタリング中間とりまとめ」を踏まえ、地域銀行に対して、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、実効的な有

価証券運用態勢・リスク管理態勢の構築等を促した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

2019 事務年度の外国銀行に対するモニタリングとしては、ビジネスモデルの変容に関する情報収集を継続するとともに、流動性リスク管理態勢の整備状況、大口与信管理態勢の検証を行った。

流動性リスク管理態勢については流動性リスク管理インフラの進展状況について検証を行ったところ、データ管理システム（M I S）を利用した高粒度での日中流動性の把握や、経営陣への報告を含む精緻なガバナンス体制の整備がなされていることが確認された。

大口与信管理態勢については海外本店との対話を通じ、本邦与信取引の海外における管理手法と日本拠点の役割について検証を行ったところ、個社エクスポージャーのみならず、業種別、国別、クロスボーダーリミット等を通じた多面的な管理の実態が認められた。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、足元の健全性やリスクに着目しつつ、個々の経営課題に焦点を当てたモニタリングを実施してきたところ。これに加え、2019 事務年度からは早め早めの改善を促すべく、新たな早期警戒制度に基づく対話を実施し、計数等を提示しつつ、当局の課題認識の伝達・共有を図った。

また、持続可能なビジネスモデルに関する探求型対話を財務局において試行した。当局と金融機関の双方の「気づき」にもつながるよう、理事長をはじめとした本部・営業店の様々な階層に対し、経営理念に立ち返った問いかけを丁寧に繰り返した。

そのほか、サイバーセキュリティやマネー・ローンダリング等の潜在するリスクについての対話を行い、更なる対応を促した。

なお、コロナ禍の影響を踏まえて、事業者に対する資金繰り支援の取組みについて累次の要請を行うとともに、その取組状況を特別ヒアリングにより確認した。

2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、中央機関のこれまでの取組みの効果や支援機能の拡充（キャッシュレス決済やフィンテックの活用など）等について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

(1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

2019 事務年度は、2 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 1 連合会、信用漁業協同組合連合会 1 連合会）に対して検査を実施した。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2019 事務年度は、13 組合に対して立入検査を実施した。

2019事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2020年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	8
主要行等	全国	31	9
地域銀行	関東	22	4
	近畿	8	3
	北海道	2	0
	東北	15	0
	東海	12	2
	北陸	6	0
	中国	9	2
	四国	8	0
	九州	21	1
	計	103	12
信用金庫	関東	72	5
	近畿	29	1
	北海道	20	0
	東北	27	0
	東海	34	0
	北陸	16	2
	中国	20	2
	四国	10	1
	九州	27	3
	計	255	14
信用組合	関東	51	4
	近畿	21	2
	北海道	7	0
	東北	15	0
	東海	15	0
	北陸	6	3
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	1
	計	145	11
外国金融機関等	全国	57	0
生命保険会社	全国	42	1
損害保険会社	全国	53	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2020年6月30日現在。
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。
5. 検査実施機関数については、新型コロナウイルスの影響により中止した検査を除いている。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制を導入している。

II 関連告示等の整備

ダブルギアリング規制の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、自己資本比率規制告示（第1の柱）及び監督指針について、2019年11月及び2020年1月にパブリックコメントを実施し、2020年3月に改正を行った（2020年3月期より適用）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外するべく、レバレッジ比率規制告示（第1の柱）及び監督指針等について、2020年4月にパブリックコメントを実施し、2020年6月に改正を行った（2020年3月期より適用）。

III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2019事務年度）

- ・信用リスクの内部格付手法（基礎的内部格付手法）…2行（紀陽銀行及び足利銀行）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット (RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※)国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA：標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出×100%+中堅企業向け×85%+中小企業向け×75%
+国債×0%+……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

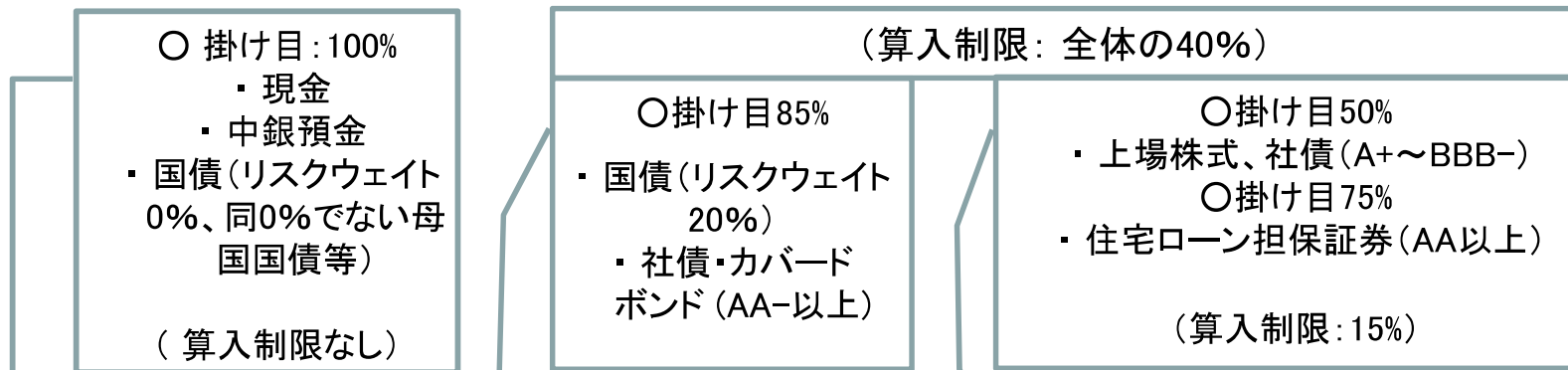
+

オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

- 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。
- 基準の概要:



$$\text{LCR} = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\%$$

<主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業(預金保険対象)	5%(3%*)
" (預金保険対象外)	10%
・ 非金融機関(預金保険対象)	20%
" (預金保険対象外)	40%
・ 金融機関	100%

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠	5%
・ 非金融機関向け与信枠	10%
・ 非金融機関向け流動性枠	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠	40%
・ 中銀とのレポ取引	0%

* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2019年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月26日に、2020年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年7月14日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画を、2020年3月25日に公表した。

3. 公的資金の返済状況

2019事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2018事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2020年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

2019事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対し国の資本参加を決定し、公表した。(別紙3参照)

2020年3月実施：全国信用協同組合連合会(92億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、公的資金の返済原資の積上げと収益化が実現し返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2019年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月27日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2020年3月3日に、報告内容を公表した。(別紙4～17参照)

3. 経営強化計画等の公表

豊和銀行、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合（以上、本則）及び筑波銀行、東北銀行（以上、震災特例）の新たな経営強化計画等について、2019年9月27日に公表した。（別紙18参照）

4. 公的資金の返済状況

2019事務年度においては、公的資金の返済は行われなかったが、上記1のとおり資本参加を行ったことから、金融機能強化法に基づく資本参加実績は6,985.4億円となり、2020年6月末時点の残額は4,980.4億円となった。

5. 金融機能強化法の一部改正

現在、日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、積極的に資金繰り支援などを行い、経済の再生を図っていくことが重要である。

こうした考え方の下、国による資本参加の期限を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置を設ける「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」が、第201回国会において、2020年6月12日に成立した。（別紙19参照）

経営健全化計画履行状況報告

令和元年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画
新生	※373	※218	※360	386	223	388	354	227	330

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	11.85	11.56	13.00	7,953	8,134	8,808	67,112	70,347	67,706

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	10	9	10	2,150	2,174	2,240	26,763	13,836	28,400	23,488	11,226	24,000	65,684	33,818	68,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬														
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	181	99	200	181	99	200	36	36	40	9	-	-	477	473	495

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	令和元年9月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 計画(対前期比)	令和元年9月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 計画(対前期比)
新生	795	▲ 2,238	301	10

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績
新生	21	23	61	145	20	19	102	187	18	42

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和元/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,123	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース

経営健全化計画履行状況報告

令和2年7月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	※373	※350	※419	386	335	339	354	330	332

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	11.85	11.40	11.21	7,953	8,244	8,225	67,112	72,283	73,366

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	10	9	9	2,150	2,190	2,137	26,763	28,159	26,921	23,488	26,046	22,737	65,684	71,551	66,537

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬														
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	181	200	173	181	200	173	36	40	36	9	-	-	477	495	476

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和2年3月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 実績(対前期比)
新生	2,637	180

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績
新生	21	23	61	125	20	28	102	176	18	57

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和2年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,228	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

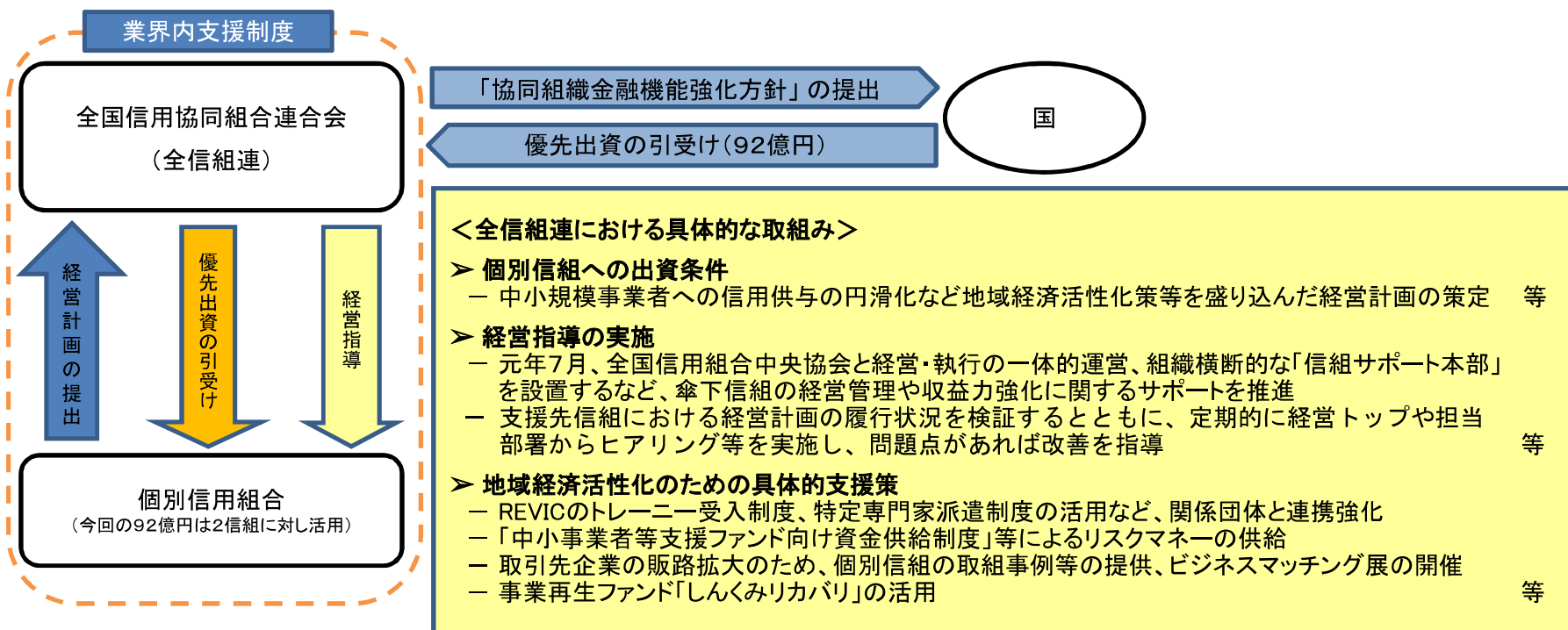
金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要 (令和2年2月28日(金)決定)

(別紙3)

		全国信用協同組合連合会 (東京都中央区)
預金残高	(H31/3末)	7兆0,787億円
貸出金残高	(H31/3末)	3兆9,396億円
自己資本比率	(H31/3末)	17.32%
資本参加額		92億円※
優先出資の配当率		Tibor(12ヶ月)+0.38% (消却予定20年以内分) Tibor(12ヶ月)+0.49% (消却予定25年以内分)

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

【参考】資本参加スキーム



金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成31年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

(注1) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

(注2) 東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	4	3	▲ 1	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	27	23	▲ 13	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	48	36	▲ 23	▲ 12	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	59	54	+ 3	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	11	8	+ 2	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	60	75	▲ 30	+ 14	有価証券利息配当金や貸出金利息が計画を上回ったことにより、資金利益が計画を上回ったほか、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	19	15	▲ 8	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったほか、役員取引等利益も計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	24	17	18	▲ 5	+ 0	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により、資金利益が計画を上回ったほか、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	8	10	▲ 7	+ 2	貸出金利息は減少したものの、計画を上回ったことにより資金利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	▲4.26	0.51	+ 0.62	+ 4.77	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったほか、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	28	30	11	▲ 17	▲ 19	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.45	1.47	1.48	+ 0.03	+ 0.01	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	13	13	25	+ 12	+ 11	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	1.84	0.75	▲ 1.21	▲ 1.08	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.33	1.80	+ 0.01	+ 0.47	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	71.45	70.66	▲ 6.55	▲ 0.79	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.67	64.78	65.93	+ 8.26	+ 1.15	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	74.40	76.66	+ 4.70	+ 2.26	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	64.36	63.21	▲ 1.92	▲ 1.15	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	65.50	72.05	▲ 3.38	+ 6.55	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	69.12	65.53	+ 12.04	▲ 3.59	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.19	73.16	+ 0.16	+ 1.97	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益や役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	74.58	68.94	▲ 5.88	▲ 5.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.03	70.32	+ 4.06	▲ 2.71	経費（機械化関連費用を除く）がシステム移行に伴い計画を上回ったものの、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	109.45	95.33	▲ 1.96	▲ 14.12	業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が人件費の削減により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.02	53.01	68.40	+ 15.38	+ 15.39	経費（機械化関連費用を除く）がシステム移行に伴い計画を上回ったことに加え、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	73.43	73.24	72.35	▲ 1.08	▲ 0.89	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	66.76	66.28	61.44	▲ 5.32	▲ 4.84	経費（機械化関連費用を除く）が合併等に伴う人件費・物件費の増加により計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	71.71	79.33	+ 5.32	+ 7.62	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	80.48	75.98	▲ 1.87	▲ 4.50	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,520	1,579	+ 88	+ 59	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.45	33.58	+ 0.38	+ 0.13	
南日本	残高	3,260	3,319	3,383	+ 123	+ 64	WIN-WINネット業務を中心に本業支援を行なうとともに、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.81	42.34	+ 0.50	+ 0.53	
みちのく	残高	5,106	5,184	5,313	+ 207	+ 129	Keymanを活用し、法人営業活動やミドルリスク層へのアプローチの強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	24.10	25.15	+ 1.05	+ 1.05	
第 三	残高	6,374	6,394	6,404	+ 30	+ 10	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資のほか、三重県中南部地域の活性化支援やミドルリスク先に対する取組み等を通じて、三重県・愛知県を中心に貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.46	31.48	+ 0.06	+ 0.02	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,764	1,460	▲ 294	▲ 304	本部の取組方針を明確にするなどにより、貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の競争が続いていることや不良債権処理の影響などにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.88	34.76	▲ 6.08	▲ 6.12	
東 和	残高	7,120	7,300	7,390	+ 270	+ 90	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.21	32.17	+ 1.58	+ 0.96	
高 知	残高	3,956	3,968	4,045	+ 89	+ 77	医療・福祉分野や農林水産業・食品加工分野等の成長分野に対するリレーション強化等によって、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく対応したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.23	37.28	+ 1.44	+ 1.05	
北 都	残高	2,902	2,924	2,988	+ 86	+ 64	再生可能エネルギー事業向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.66	22.02	+ 0.38	+ 0.36	
宮崎太陽	残高	2,529	2,535	2,656	+ 127	+ 121	本業サポートWithやたいようビジネスマッチングサービスにより顧客企業の売上改善に取り組んでいるほか、事業性評価に基づき、取引先の資金ニーズへの対応に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	36.10	38.25	+ 1.34	+ 2.15	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,065	1,040	+ 6	▲ 25	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.05	30.46	+ 0.81	▲ 0.59	
豊 和	残高	2,294	2,600	2,530	+ 235	▲ 70	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、資金需要が厳しく、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	44.37	43.73	+ 2.74	▲ 0.64	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	239	283	+ 59	+ 44	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の実施により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.34	46.03	+ 8.58	+ 6.69	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,513	3,262	+ 1,329	+ 749	営業本部及び営業店において、取引先への訪問頻度を増やしメイン化を進めるなかで関係深化を図るとともに、その人縁・地縁を活かした新規顧客の開拓を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	59.50	65.22	+ 8.49	+ 5.72	
釧路 (信用組合)	残高	324	335	314	▲ 9	▲ 20	ブロック体制を導入し、内部事務の分業化と営業推進体制の整備を行い営業活動に取り組んだものの、貸出金償却及び債権売却等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.51	33.89	▲ 1.43	▲ 2.62	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	425	489	+ 78	+ 64	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	32.24	32.67	+ 1.81	+ 0.43	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.22	15.58	+ 6.47	+ 6.36	外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.03	2.00	+ 0.47	▲ 0.03	取引先企業が抱える経営課題等を把握した上で、本部・営業店が連携してアドバイス等を行う経営相談支援等に取り組んだものの、担保・保証に依存しない融資が計画を下回ったことから、全体では計画を下回った。
みちのく	7.05	7.71	10.21	+ 3.16	+ 2.50	創業セミナーの開催、自治体や各種支援機関との連携、コンサルティングメニューの拡充などに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.96	6.45	+ 1.47	+ 0.49	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、三重県中南部地域の活性化支援やミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.02	7.69	+ 0.95	+ 0.67	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	27.34	24.24	▲ 3.67	▲ 3.10	お客様の真のニーズに沿った精度の高い本業支援の提案を行なうため、お客様応援活動に係る営業店毎の本部示達目標を廃止し、支店長が自主目標を設定し、本部が営業店の支援と評価をする態勢に変更したこと等から、計画を下回った。
高 知	4.73	4.83	7.86	+ 3.13	+ 3.03	本部・営業店が連携して、ビジネスマッチングや商談会等の経営相談支援のほか、ABL等の活用や事業性評価融資に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.85	18.13	+ 3.31	+ 3.28	お客様の経営改善計画策定を積極的に支援したことや、ビジネスマッチングに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.84	1.09	+ 0.38	+ 0.25	事業性評価に基づく融資や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	32.33	50.44	+ 23.90	+ 18.11	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.83	9.00	+ 1.77	+ 1.17	経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.46	15.79	+ 2.53	+ 2.33	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みに係る企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	16.05	19.10	+ 11.28	+ 3.05	経営支援部が主体となり、経営改善支援先の経営課題の把握や財務分析等を実施し、実現可能性の高い解決策の提案を行ったほか、事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.48	5.43	+ 2.24	+ 1.95	積極的にソリューション営業を展開し、取引先に対する経営改善支援の取組を強化したほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用や事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.11	41.03	+ 4.97	+ 3.92	事業再生の専任組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成31年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	164	214	+ 42	+ 50	高配当株式ETF、J-REITへの投資、国債レポ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	8,355	7,865	+ 1,388	▲ 490	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	4,975	8,942	+ 3,966	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	46.42	+ 10.35	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	6.30		16.67	+ 10.37	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（平成 31 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23 年 9 月 30 日	300 億円
筑波銀行		350 億円
相双五城信用組合	24 年 1 月 18 日	160 億円
いわき信用組合		200 億円
宮古信用金庫	24 年 2 月 20 日	100 億円
気仙沼信用金庫		150 億円
石巻信用金庫		180 億円
あぶくま信用金庫		200 億円
那須信用組合	24 年 3 月 30 日	70 億円
東北銀行	24 年 9 月 28 日	100 億円
きらやか銀行	24 年 12 月 28 日	300 億円

(注) 相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙8)

平成31年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 本店のほか6つの分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月より、売上高1~30億円の層のうち、事業性評価の深掘先について、資金繰り改善を伴うファイナンスプランの融資提案を積極的に実施 平成30年4月より、正しいプロセスを踏んだ顧客目線の営業活動を一層強化するためにプロセス評価・目標を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の特性に応じたきめ細かい支援を行うため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(平成30年度下期成約件数:66件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(平成30年度下期協調・紹介融資実績:9件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(平成30年10月開催)(仙台、きらやか) 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再建支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> 「経営改善サポート協議会」において、条件変更を長期にわたり継続するなど経営課題を抱える先について、企業のライフステージに応じた経営支援に関する方針を営業店・本部一体となって検討・フォローアップ 条件変更先などの経営課題を抱える先のうち、経営計画書の未策定先等に対する経営計画書策定支援(平成30年度実績:408件) 「2018筑波銀行ビジネス交流商談会」を開催(平成30年10月)し、地域資源の発信及び茨城県の枠を超えた広域マッチングの場を提供 「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(投資実績:10件)。令和元年4月、後継となるファンド(つくば地域活性化2号ファンド)を設立 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 自己資本に乏しい中小事業者への財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化(平成31年3月末:717億円) 「事業性評価シート」を活用(平成31年3月末:1,282先)し、事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 営業活動の中で把握した様々なビジネス情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(平成30年度下期登録:36件)
被災者向け新規融資	事業性 7,078先/2,404億円 消費性 3,986先/235億円	1,423件/413億円 150件/19億円	44,262件/6,028億円 13,176件/1,591億円	3,713件/927億円 644件/109億円
被災者向け条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 345先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】平成31/3期の貸出金残高	7,342億円	1兆315億円	1兆6,463億円	5,711億円
産業復興機構の活用	決定 28先	—	決定 12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定67先/検討中 1先	決定 7先	決定 26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

(別紙9)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で77件(令和元年5月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からは、法人営業部、新分野推進室及びくらしの相談課を統合して「総合相談センター」に改組し、相談機能を充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する顧客の相談等に対応するため、平成30年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ平成30年度:659件) 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の若手経営者を会員とする「みやしん Next」において、「消費税軽減税率制度説明会」を開催し、地域の若手経営者の税務に係る知識習得を支援 ・平成30年12月、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォームを運営する会社とビジネスマッチング契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月に「2018“よい仕事おこし”フェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2018」等へ当金庫取引先の参加を奨励し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援 ・平成30年11月、地域の垣根を超えた取組として、全店合同の「異種業交流経営者懇談会」を実施し、新たな事業展開や販路拡大等に繋がる機会の創出を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、信金中央金庫の職員を講師に招き、「事業承継支援研修会」を開催 ・平成30年11月に開催された「ビジネスマッチ東北2018」において、当金庫職員を派遣して東北IM連携協議会の専門スタッフ等との連携によるサポート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月及び11月、あぶくま元気塾会員を対象とした研修会等を開催したほか、同年11月には、販路拡大、マッチング支援のため、同会員等を対象に「ビジネスマッチ東北2018」の視察会を開催 ・平成30年10月、被災地で創業する事業者等向けの融資商品として、日本政策金融公庫との協調融資商品「あぶしん創業ローン」の取扱いを開始 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,382先/195億円 642先/56億円	2,575先/549億円 678先/57億円	972先/485億円 1,020先/139億円	1,712先/675億円 489先/70億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	189先/92億円 75先/6億円	124先/62億円 295先/11億円	238先/105億円 108先/13億円	480先/277億円 476先/39億円
【参考】 平成31/3期の貸出金残高		300億円	455億円	705億円	886億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度も継続して、行政機能が移転した先や避難先に相談所を開設しているほか、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月、事業再生・事業承継等に係る支援強化を目的として事業支援部を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度も継続して、被災者の金融支援に取り組むため、全営業店に各種相談窓口を開設 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結している中小企業診断士「経営改善支援コーディネーター」を支援対象先に派遣し、経営改善支援活動を実施 ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」の取扱期間を令和2年3月末まで延長 ・平成31年1月、災害公営住宅に居住している被災者が当該災害公営住宅を買い取る場合の支援として、災害公営住宅ローンの取り扱いを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月より、創業支援セミナー「磐城国地域復興・創業塾」(6講座)を開催(延べ133名が受講) ・平成31年3月、11信用組合による共同事業として開催した「しんくみご当地グルメ選手権 in 東京タワー」において取引先の出展を支援 ・平成31年3月、原発の避難指示解除準備区域解除を受け、帰還した顧客等の利便向上のため店外ATMを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、11月に西那須野商工会が開催した「西那須野創業塾」に、融資部と地域支援部の職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 ・平成30年11月、日本政策金融公庫との協調融資商品(創業サポートローン「ハッスルトウギャザー」)の取扱を開始 ・平成30年12月、那須塩原市及び第一勧業信用組合と相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	626先/211億円 292先/45億円	177先/324億円 67先/10億円	3,762件(458先)/399億円 140件(86先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	552先/156億円 198先/17億円	211先/230億円 68先/8億円	3,416件/378億円 178件/23億円
【参考】 平成31/3期の貸出金残高		401億円	1,090億円	403億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和元年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	6 0 億円
南日本銀行		1 5 0 億円
みちのく銀行	平成 2 1 年 9 月 3 0 日	2 0 0 億円
第三銀行		3 0 0 億円
山梨県民信用組合		4 5 0 億円
東和銀行	平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日	3 5 0 億円
高知銀行		1 5 0 億円
北都銀行	平成 2 2 年 3 月 3 1 日	1 0 0 億円
宮崎太陽銀行		1 3 0 億円
ぐんまみらい信用組合	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日	2 5 0 億円
豊和銀行	平成 2 6 年 3 月 3 1 日	1 6 0 億円
東京厚生信用組合		5 0 億円
横浜幸銀信用組合		1 9 0 億円
釧路信用組合	平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日	8 0 億円
滋賀県信用組合		9 0 億円
全国信用協同組合連合会	平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日	1 0 6 億円
全国信用協同組合連合会	平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日	6 2. 4 億円
全国信用協同組合連合会	平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日	1 0 0 億円

（注 1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注 2）東和銀行については、平成 30 年 5 月 11 日に、350 億円のうち 200 億円を返済。

金融機能強化法に基づく経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	2	0	▲ 3	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	17	8	▲ 19	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	27	7	▲ 45	▲ 20	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	31	21	▲ 7	▲ 9	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	28	35	▲ 35	+ 6	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	9	10	▲ 2	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	12	9	▲ 5	▲ 2	役員取引等利益が預かり資産販売の不振等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	18	3	5	▲ 6	+ 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	11	3	4	▲ 1	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注)「始期比」は、令和元年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	68.80	68.01	▲ 9.20	▲ 0.79	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.67	60.53	64.95	+ 7.28	+ 4.42	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	72.84	76.18	+ 4.22	+ 3.34	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	64.22	63.02	▲ 2.11	▲ 1.20	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	53.49	70.46	63.37	+ 9.88	▲ 7.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.74	69.44	▲ 3.56	▲ 2.30	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	74.82	73.25	68.68	▲ 6.14	▲ 4.57	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.15	66.90	+ 0.65	▲ 6.24	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	71.68	68.75	+ 0.35	▲ 2.93	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,525	1,575	+ 84	+ 50	ライフステージに応じた本業支援や提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.36	34.88	+ 1.68	+ 1.52	
南日本	残高	3,260	3,334	3,403	+ 143	+ 69	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.90	42.61	+ 0.77	+ 0.71	
みちのく	残高	5,106	5,223	5,366	+ 260	+ 143	顧客の営業利益改善支援活動をベースとした法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	23.80	24.79	+ 0.69	+ 0.99	
第 三	残高	6,374	6,424	6,434	+ 59	+ 9	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資などを通じて、地元である三重県、愛知県を中心に貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、比率は計画と同比率となった。
	比率	31.42	31.60	31.60	+ 0.18	± 0.00	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,767	1,360	▲ 394	▲ 406	本部の取組方針を明確にするなどにより貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の金利競争が続いていることや不良債権処理の影響などにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.89	32.67	▲ 8.17	▲ 8.22	
東 和	残高	7,120	7,390	7,516	+ 396	+ 125	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.29	32.45	+ 1.86	+ 1.16	
高 知	残高	3,956	3,975	4,128	+ 172	+ 153	「医療・福祉分野」、「防災・環境関連分野」等の成長分野に対する一層のリレーション強化するなど、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.26	38.27	+ 2.43	+ 2.01	
北 都	残高	2,902	2,939	3,047	+ 145	+ 108	再生可能エネルギー向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.68	22.12	+ 0.48	+ 0.44	
宮崎太陽	残高	2,529	2,634	2,704	+ 175	+ 70	地元顧客との関係強化や、顧客本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	37.05	38.67	+ 1.76	+ 1.62	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,083	1,054	+ 20	▲ 28	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.46	30.58	+ 0.93	▲ 0.88	
豊 和	残高	2,530	2,570	2,511	▲ 19	▲ 59	中小規模事業者等向け貸出については、量を追うことなく質の高い融資の推進に努めたことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.73	44.40	43.38	▲ 0.35	▲ 1.02	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	284	289	+ 6	+ 5	業域取引の基盤再構築と取引拡大、役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の更なる強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.10	46.51	+ 0.48	+ 0.41	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,290	3,397	+ 134	+ 107	営業本部及び営業店において、営業推進に取組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、キャンペーン定期預金の獲得による預金・預け金の増加等により総資産額が大きくなったことから、貸出比率については計画を下回った。
	比率	65.22	65.40	64.14	▲ 1.08	▲ 1.26	
釧路 (信用組合)	残高	324	336	315	▲ 8	▲ 20	取引先とのリレーション強化に取り組んだものの、不良債権処理における貸出金償却及び債権売却に加え、他行への借り換え等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.46	33.82	▲ 1.50	▲ 2.64	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	428	512	+ 101	+ 84	営業推進会議での情報共有の充実化や、営業店の効率的な運営による渉外活動時間の確保等を通じて、取引先の拡大や取引深耕を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	32.48	33.45	+ 2.59	+ 0.97	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.24	17.03	+ 7.92	+ 7.79	外部支援機関との連携による経営相談支援や、マッチング情報を切り口とした提案型営業に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.25	2.26	+ 0.73	+ 0.01	中小企業再生支援協議会等を活用した経営改善計画書策定先に対する資金繰り支援等の事業再生案件や、商工会議所・中小企業基盤整備機構等との連携による事業承継案件等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	8.50	11.50	+ 4.45	+ 3.00	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.97	6.03	+ 1.05	+ 0.06	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、ミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.09	8.37	+ 1.63	+ 1.28	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.19	36.27	+ 8.36	+ 8.08	「TOWAお客様応援活動」による事業支援の提案などの経営相談や、経営者保証ガイドラインを踏まえた担保・保証に過度に依存しない融資の促進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.86	8.27	+ 3.54	+ 3.41	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援等のほか、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.86	18.37	+ 3.55	+ 3.51	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.89	1.32	+ 0.61	+ 0.43	事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	34.55	61.47	+ 34.93	+ 26.92	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	8.70	▲ 0.30	▲ 0.32	事業承継支援、創業・新事業開拓支援は計画を上回ったものの、経営相談支援が計画を下回ったことから、全体では計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.96	18.53	+ 2.74	+ 2.57	診療報酬・介護給付費等を担保とする債権譲渡担保融資や制度融資を含む無担保融資に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.13	20.66	+ 1.56	+ 1.53	認定経営革新等支援機関である税理士事務所等と連携し、創業・新事業の展開支援を行ったほか、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用を推進したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.55	4.51	+ 1.32	+ 0.96	積極的にソリューション営業を展開し、取引先に対する経営改善支援の取組を強化したほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用や事業性評価に基づく融資を推進したことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.20	41.33	+ 5.27	+ 4.13	小口無担保ローンの推進に取り組んだほか、創業・新事業開拓支援の取組を強化したことから、計画を上回った。

金融機能強化法に基づく協同組織金融機能強化方針 令和元年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	元年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)	
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	4,975	9,191	+ 4.215	特定信用組合（資本支援を行った11信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	46.78	+ 10.71	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	元年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同組合 連合会	6.30	13.78	+ 7.48	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和元年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

令和元年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「地元企業応援部」に配置している復興融資担当者や事業再生担当者が、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「コンサルティングサポート協議会」を設置(平成31年4月)し、本部、営業店に加え役員が一丸となって本業支援等をスピーディーに方針決定する仕組みを整備 現場審査役をブロック母店に配置し、営業店に常駐することにより、融資案件の相談や案件組成の指導を行いながら、迅速な審査対応及び営業現場行員のスキル向上を図る体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和元年度上期:成約実績26件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和元年度上期:協調・紹介融資実績3件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(仙台、きらやか)※令和元年度は台風のため中止 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 		<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月からこれまでの「復興」「振興」に加え、地域社会の持続的成長を支援する「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」により、更なる震災関連融資を推進(平成31年4月～11月:7,850件) 当行メインのミドルリスク先に対して「とことん支援する」方針のもと、事業性評価に基づき将来性を見極め、最適な提案による本業支援強化で融資を拡大(令和元年度上期:融資実行額494億円) 新たな資金供給手法として平成31年4月から「コベナント融資」開始。リファイナンス案件を中心に推進(令和元年度上期:130件) 被災者向け住宅ローン(担保評価基準緩和・金利優遇幅拡大)の取扱いを継続(令和元年度上期:20件) 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和元年9月末:21億円) ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用(令和元年9月末:413先) 営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和元年度上期:登録75件)
被災者向け 新規融資	事業性 7,404先/2,537億円 消費性 4,171先/239億円	1,431件/416億円 150件/19億円	50,632件/6,649億円 13,531件/1,679億円	3,742件/932億円 650件/110億円
被災者向け 条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 345先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】 R1/9月期の貸出金残高	7,369億円	1兆335億円	1兆6,363億円	5,665億円
産業復興機構の活用	決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定67先	決定7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立42件/検討中1件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

(別紙16)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(H24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(H24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(H24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(H24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で107件(令和元年11月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度からは、地方創生支援部と地域貢献部を統合して「地方創生・地域貢献部」に改組し、地方創生、地域経済活性化及び地域貢献の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する顧客の相談等に対応するため、令和元年度も常設相談所の設置や定期的な移動相談会を開催 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の若手経営者を会員とする「みやしん Next」において、「最新のインターネット活用術」講座を開催し、インターネットを活用した販路拡大等のほか、インターネット上で仕事の受発注を行うクラウドソーシング等に関する知識習得を支援 ・令和元年11月、信金中央金庫から講師を招聘し、事業性評価に関する勉強会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月、ネッパン協議会及び信金中央金庫と連携し、売上拡大を目指したネット通販の入門講座や個別相談会を開催 ・令和元年10月に「2019“よい仕事おこし”フェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2019」等へ当金庫取引先の参加を奨励し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月、「東松島市人口ビジョン・総合戦略市民委員会」に委員として参加し、同市の第2期総合戦略の策定に協力 ・令和元年11月に開催された「ビジネスマッチ東北2019」において、当金庫職員を派遣してサポート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月、あぶくま元気塾会員を対象とした研修会を開催したほか、同年11月には、販路拡大、マッチング支援のため、同会員等を対象に「ビジネスマッチ東北2019」の視察会を開催 ・令和元年11月、取引先企業が抱えている経営課題の解決を図ることを目的に大手企業OB等を中心としたシニア人材・専門家(新現役)の知見等を活用する人材マッチング支援施策として、新現役交流会2.0を他金融機関等と連携して開催 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,485先/203億円 663先/57億円	2,719先/567億円 723先/59億円	997先/491億円 1,020先/139億円	1,804先/706億円 513先/72億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	199先/95億円 80先/7億円	124先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	495先/284億円 480先/40億円
【参考】 R1/9期の貸出金残高		285億円	448億円	701億円	886億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

(別紙17)

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(H24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(H24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(H24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も継続して、地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施(R1年11月末現在:51件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度も継続して、被災者の金融支援に取り組むため、全営業店に各種相談窓口を開設 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ事業引継支援センターと連携し、価格や条件面等、事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援を実施 ・令和元年6月から8月、募集金額の一部を相馬市に寄贈することにより地域活性化、観光振興を後押しするため、懸賞付定期預金「駒むすび」を販売 ・令和元年5月及び11月、地域観光振興を目的とした特定非営利活動法人等を支援するため、「FAAVO磐城国」を活用してクラウドファンディングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月、取引先の新たな販路等の確保に向け、全信組連等が主催する「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」への取引先の出店を支援 ・令和元年11月、日本政策金融公庫いわき支店と事業承継支援に係る連携協定締結と併せ、協調融資商品「TUNAGU(つなぐ)」を創設 ・令和元年11月、「人材マッチング交流会」を開催し、地域企業の人材不足、人手不足の課題解決に資する「ダイバーシティ人材のマッチング」支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月、日本政策金融公庫と栃木県信用保証協会との創業に係る合同勉強会を開催 ・那須塩原市商工会の「創業支援塾」(令和元年7月)と西那須野商工会の「西那須野創業塾」(令和元年10月)に職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 ・令和元年10月、取引先企業の持続的成長と地域経済の活性化を図ることを目的として、三井住友海上火災保険とSDGsに関する包括連携協定を締結 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	634先/212億円 294先/45億円	177先/337億円 68先/11億円	3,900件(459先)/417億円 140件(85先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	591先/164億円 199先/17億円	211先/230億円 68先/8億円	3,560件/392億円 188件/24億円
【参考】 R1/9期の貸出金残高		395億円	1,075億円	401億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

(別添18)

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (H31/3期)	計画終期 (R4/3期)	始期比	新計画の取組み
豊和銀行 (H26年3月) [160億円]	コア業務純益	11	11	0	○地域への徹底支援 (1)「販路開拓コンサルティング(Vサポート業務)」の深化・拡充による本業支援の強化 (2)「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給 (3)事業承継・M&A・創業支援等の取組み強化
	業務粗利益経費率	68.40	68.31	▲ 0.09	○お客さまの満足度向上に向けた取組み (1)チャネルの多様化 WEB完結型ローンの導入など顧客ニーズに対応する商品サービスの向上と体制整備 (2)お客さま目線に立った取組み ほうわホルトホールプラザ(ワンストップ相談窓口)の機能拡充等による顧客利便性の向上
	中小規模事業者等貸出残高	2,530	2,687	157	○経営基盤の強化 (1)業務の効率化 営業店に対する本部のサポート強化、BPRの継続的な取組み (2)人材育成の強化 管理職層の専門性向上、若手行員に対する研修の充実 (3)人材の確保、活躍推進に向けた取組み 女性行員及びシニア層の活用、働き方改革
	同 貸出比率	43.73	45.61	1.88	
	経営改善支援先割合	9.00	9.02	0.02	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要② 【東北銀行・筑波銀行】

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画の取組み
<p style="text-align: center;">東北銀行 (H24年9月) [100億円]</p>	<p>○営業店に対する本部サポート体制の構築等</p> <p>(1) 本部支援体制 ①支店統括部：計数管理、商品開発、融資審査、各種金融サービス等の企画を実施 ②地域応援部：事業性評価に基づく本業支援や企業のライフステージに対応した経営支援等を営業店と協働で取組み ③融資管理部：経営改善・事業再生支援先企業等に対する早期改善及び再建を果すための支援を実施 (2) 「店別営業戦略」および「営業店PL」を策定・実践すると共に、「アクションプラン」については中小事業者の企業価値向上に繋がる中長期的な本業支援の実施を組入れ</p> <p>○事業性評価に基づく本業支援</p> <p>(1) ローカルベンチマークを活用した事業性評価による短期継続融資の取組み (2) 信用リスクの抑制に向けて融資審査態勢の整備を図り、貸出金残高が増加している「成長予備軍」への更なる金融支援や本業支援を図る</p> <p>○復興支援のための方策</p> <p>(1) 条件変更への柔軟な対応 (2) 復旧・復興制度融資の活用 (3) 各種機構と連携した経営相談強化 (4) 個人版私的整理ガイドラインの利用促進等を継続実施</p> <p>○地域経済の活性化のための方策</p> <p>「企業価値」の向上に向けた本業支援をさらに深化させるための各種体制整備、実効性の高いリレーションシップバンキングの実践 (1) 事業性評価に基づく金融支援・本業支援 「重点支援先」を中心とした事業性評価に基づく「企業価値」の向上支援等 (2) 地域産業・企業の活性化支援 「アグリビジネス」、「ビジネスマッチング」、「事業承継・M&A」等 ⇒以上の各種施策を着実に実施していくことにより、「心のメイン」との評価を得て、地域の中小事業者の企業価値向上に貢献し、「地域力の向上」を図る</p>
<p style="text-align: center;">筑波銀行 (H23年9月) [350億円]</p>	<p>○実施体制の整備</p> <p>(1) 経営資源の選択と集中 店舗・人員配置戦略、業務効率化、ターゲット先の絞り込みなど、経営資源の選択と集中により地元中小企業への取組みを強化 (2) コンサルティングサポート協議会の新設 取引先企業へのソリューション提案から成約までを本部・営業店が一体となってスピーディーに実践 (3) 外部知見の活用 地域経済活性化支援機構 (REVIC) の活用による事業性評価や提案活動の質を向上</p> <p>○円滑な資金供給に関する方策</p> <p>(1) 「特約付手形貸付」や「コベナント融資」等を活用したミドルリスク先に対する積極的な信用供与、私募債やシンジケートローン等の多様な資金ニーズへの対応強化 (2) 住宅ローン等の特例条件の継続や定住支援商品の設定や返済支援を主な目的とする新たなローン商品の導入等による消費性融資への取組み強化</p> <p>○事業再生支援に関する方策</p> <p>(1) 「経営改善サポート協議会」による企業ライフステージの見極めと支援方針の明確化や本業支援にかかるビジネスソリューション部との連携強化等、経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援 (2) DDS、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援 (3) リファイナンス・本業支援といった出口戦略の提案など、経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援</p> <p>○地方創生とソリューションに関する方策</p> <p>(1) 地域資源を活かした地域活性化への取組み (2) 自治体等外部機関と連携した取組み (3) 「産学官金労言」連携に基づく取組み (4) コンサルティングサポート協議会を通じた、取引先企業への事業性評価に基づくスピーディーな本業支援</p> <p>○CSRおよびその他の方策</p> <p>(1) 教育・芸術・歴史・文化・スポーツ等振興機関・団体と連携した取組み (2) 筑波ボランティアクラブの活用強化</p>

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【東京厚生信用組合・横浜幸銀信用組合】

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

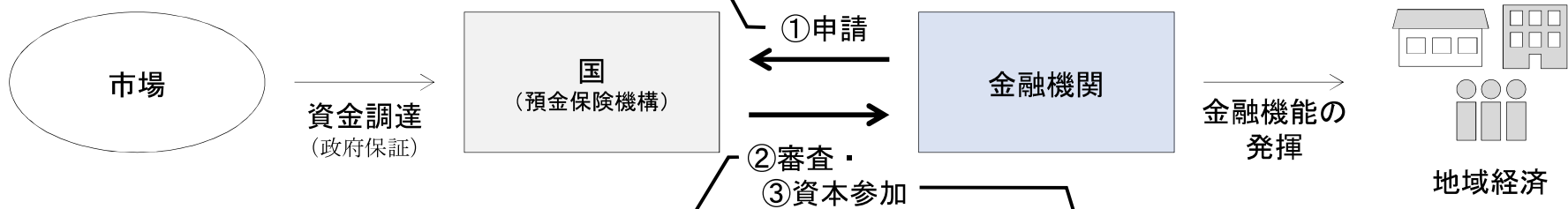
信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (H31/3期)	計画終期 (R4/3期)	始期比	新計画の取組み
東京厚生 信用組合 (H26年3月) [50億円]	コア業務純益	1	1	0	<p>○貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 高齢者福祉分野、障害者福祉分野、児童福祉分野等のマーケットニーズを模索し、効率的・効果的なマーケット戦略を策定し、遂行 － 営業推進における横断的な戦略策定や助言・指導等を行う「業域専担者」を「福祉・医療開拓推進室」に配置し、業域取引推進に向けた体制を強化 <p>○人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「医療経営士」「介護福祉経営士」等の資格取得、介護職員初任者研修への参加により、業域分野におけるプロフェッショナルを養成 <p>○信用リスク管理の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 総与信額1億円以上の先について「融資審議会」における理事長以下常勤役員による審議・決裁体制を継続するほか、取引先の信用力に基づく個別クレジットラインの導入を検討 <p>○業務の効率化・事務の堅確化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 収益基盤の確保・拡大のための職員増員、モラル・モチベーションの維持向上のための人件費見直し、現行の事務手続き等の検証による更なる業務の効率化と事務の堅確化を推進
	業務粗利益経費率	72.35	72.34	▲ 0.01	
	中小規模事業者等貸出残高	283	303	20	
	同 貸出比率	46.03	46.76	0.73	
	経営改善支援先割合	15.79	16.00	0.21	
横浜幸銀 信用組合 (H26年3月) [190億円]	コア業務純益	25	27	2	<p>○営業態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 営業店を2ブロックに分け、営業店主導の取組みを推進 － 営業推進の重要ポイントと位置付けている営業店主体による営業推進態勢の構築に向け、営業店の推進体制強化とスキルアップを継続実施。 <p>○取引先の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客との信頼関係を一層強め、会員取引先の紹介活動などにより、取引先を拡大 － 訪問の定例化によりお客様情報を収集し、提案型コンサル機能を発揮 <p>○信用コスト削減のための取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 取引先の実態把握を強化し、キャッシュフロー重視の貸出審査、1億円以上の新規案件に係る審査部への事前協議、個別クレジットリミットの超過案件等の常勤理事会での妥当性検討を継続し、信用リスク管理を強化
	業務粗利益経費率	61.44	61.42	▲ 0.02	
	中小規模事業者等貸出残高	3,262	3,400	137	
	同 貸出比率	65.22	65.53	0.31	
	経営改善支援先割合	19.10	20.03	0.93	

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。
- このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法の期限(現在は2022年3月)を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充予定。

【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

[通常]	[特例]
収益性や効率性の目標	⇒ 求めない
経営体制の見直し(経営責任)	⇒ 求めない
中小企業に対する信用供与の円滑化等(数値目標を含む)	⇒ 数値目標は求めないが地域経済の再生に資する方策の策定を求める【内閣府令】



【② 国の審査基準】

[通常]	[特例]
収益性や効率性向上の見込み	⇒ 求めない
概ね15年以内【政令】の公的資金返済	⇒ 期限は設けない
適切な資産査定	⇒ 利用可能な直近の情報に基づく適切な資産査定

【③ 国による資本参加の種類等】

[通常] 原則優先株(銀行の場合)
⇒ [特例] 普通株や劣後債も可とし、配当率も通常より引下げ【運用】

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を2015年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

2019事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第19回（2019年7月2日開催）
 - ・地域銀行に対する競争政策の在り方について
 - ・金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート（案）について
- ② 第20回（2019年10月24日開催）
 - ・企業アンケート調査の分析結果について
 - ・今事務年度の検討会議の議論の方向性（ビジネスモデル全体の議論へ）
- ③ 第21回（2020年2月18日開催）
 - ・地域金融機関の人材マッチングについて

II 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2019年度では、メインバンクの取組みについての継続調査を行うとともに、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、非メインバンクの取組みに係る顧客評価の確認を行った。アンケート調査は約3万社に対して協力を依頼し、9,127社から回答を得た。

主な調査結果は以下のとおり。（別紙1参照）

【メインバンク】

「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と評価する企業（約半数）のうち8割の企業が、金融機関との取引継続を強く希望している。

また、損益等改善に役立った金融機関の商品・サービスについて聞くと、「経営改善支援サービス」が「融資」に劣らず評価されている。

【非メインバンク】

メインバンクとの取引継続意向がある企業は、非メインバンクに対し「複数行

からの借入」や「融資の金利条件」など、主に融資に係る補完機能としての役割を求めている。

一方、メインバンクとの取引継続意向が必ずしもあるとは言えない企業は、経営改善支援サービスの提供や自社への理解といった融資以外の機能への期待も高いことが窺える。

Ⅲ 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

1. 金融仲介の取組みの「見える化」

2019年9月、金融庁は、「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」を推進し、担保・保証に過度に依存せず、中小企業・小規模事業者の事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に組み込んでいくために、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定、公表し、主要行等及び地域銀行に対し、令和元年度下期以降の本指標の推移について、可能な限り自主的な公表を求めた。

2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた「探究型対話」について、2019事務年度は特に、①「経営理念」の確立と浸透状況の確認、②対話の際に「心理的安全性」を確保した探究型対話の実践の継続、対話の質的向上に取り組んだ。

例えば、金融庁・財務局において、心理的安全性に配慮しつつ、金融機関の経営トップから役員・本部職員・支店長・営業職員など様々な階層や社外取締役との間で、多数の対話を実践したほか、地域金融機関のビジネスモデルは様々であることを踏まえ、協同組織金融機関の特性を踏まえた対話や、財務局間の情報共有を通じて持株会社グループの実態を踏まえた対話を実践した。

Ⅳ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する場である Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（2019年12月5日閣議決定）に基づき開催した。

具体的には、2020年6月16日、令和新時代の地域金融について、

- ①【Release】自らの“想い”と“壁”を解き放ち、関係者との相互・共通理解を醸成、
- ②【Remarkable】優良事例の発信・共有等
- ③【Redesign】地域金融機関における変革と持続可能なビジネスモデルの構築

の3点をコンセプトに、議論を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、事業者支援に取り組んでいる地域金融機関にとって、足元での資金繰り支援等はもちろんのこと、中長期にわたり地域の企業や産業を支え、地域経済に付加価値をもたらすべく、いかに持続可能なビジネスモデルを構築していくか、まさに今、その真価が問われる局面にあることから、大規模な集まり等は難しい中ではあったが、「変化に対応する地域金融」をサブテーマに掲げ、ライブ配信を主体とした非対面形式で開催した。

※開催概要

(日時) 2020年6月16日(火) 9:20~17:00

(場所) 大手町プレイスカンファレンスセンター(東京都千代田区大手町二丁目3番1号)

V 地域課題解決支援チーム・室の取組み

2018 事務年度に政策オープンラボの枠組みの中で金融庁若手有志が立ち上げ、地域課題解決に資する活動を行う「地域課題解決支援チーム」の取組みをさらに進め、チームメンバーが地域課題のある現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となって、地域課題の解決に直接資する施策を共同企画・実施していくとともに、この活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を起ち上げた。

同チーム・室及び「地域生産性向上支援チーム」の活動を通じて財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・進化に貢献する取組みを行った。

VI 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① ガイドラインの活用促進に係る行内態勢の整備や運用規定の制定等、組織的な取組事例を「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組事例集」として取りまとめ、公表(2019年8月)。(別紙2参照)
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表(2019年8月)。(別紙3参照)
- ③ 金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)

を設定し、2019年度下期以降の状況の公表を促した（2019年9月）。

- ④ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び事業者の資金需要が高まる年度末の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（2019年11月、2020年2月）。（別紙4参照）
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が公表され、金融機関関係団体等に対し、当該特則の積極的な活用に努めること等を要請（2019年12月）。（別紙5参照）
- ⑥ 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2019年12月、2020年6月）。（別紙6参照）
- ⑦ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2020年6月末までに、127件の支援を実施

VII 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を開催した（2019年11月～2020年3月）。具体的には、有識者による講演や地域関係者（企業経営者等）によるパネルディスカッション等を実施した。

VIII 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2020年6月30日現在で、36,114件の認定支援機関（うち金融機関496件）を認定している。

IX 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

X 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

(1) 資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断 D. I.」（D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、2020年6月期では-1（対前年同月比-13）となっている。（別紙7参照）

(2) 融資残高等

2020年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比5.5%の増加、中堅・大企業向けが同13.54%の増加となっている。（別紙8参照）

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止したが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた、事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要があると認められたことから、条件変更等の取組状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）の報告を求め（銀行法第24条等による報告徴求）、その状況を公表している。（別紙9参照）

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るといふ金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2019年11月25日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣政務官等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ. 文書による要請

2019年11月25日及び2020年2月28日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙4参照)

1. 企業アンケート調査の果 (調査期間：2020年3月9日～19日)

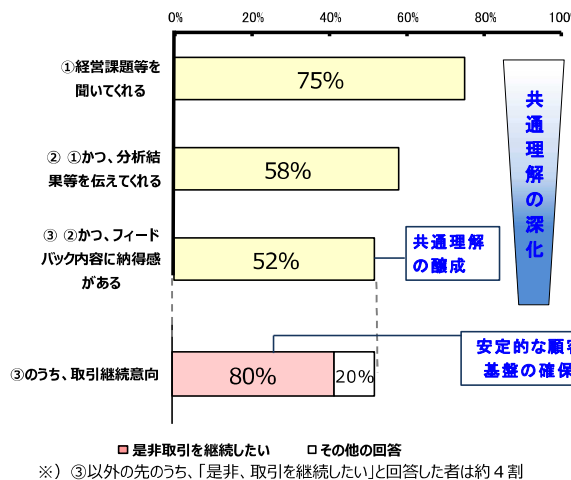
【メインバンク】

- 「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業（約半数）のうち8割の企業が、金融機関との取引継続を強く希望
- 損益等改善に役立った金融機関の商品・サービスについて聞くと、「経営改善支援サービス」が「融資」に劣らず評価されている

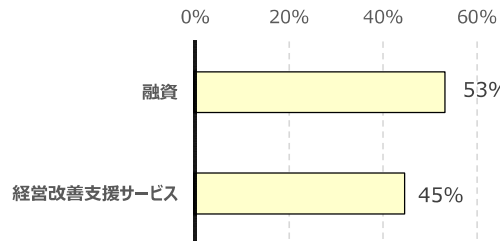
【非メインバンク】

- メインバンクとの取引継続意向がある企業は、非メインバンクに対し「複数行からの借入」や「融資の金利条件」など、主に融資に係る補完機能としての役割を求めている
- メインバンクとの取引継続意向が必ずしもあるとは言えない企業は、経営改善支援サービスの提供や自社への理解といった融資以外の機能への期待も高いことが窺える

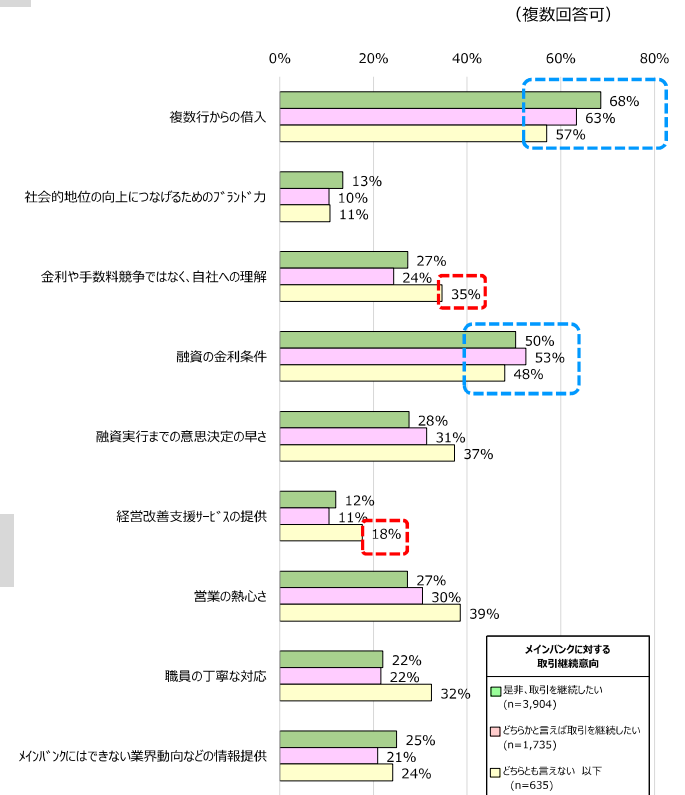
企業と課題について共通理解の醸成に至ることでより安定的な顧客基盤の確保に繋がる可能性



企業から金融機関のどの商品・サービスが損益等改善に役立つと評価されたか



非メインバンクに求める役割や取引意義



**「経営者保証に関するガイドライン」の
活用に係る組織的な取組み事例集**



金融庁
令和元年8月

【はじめに】

本事例集については、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の活用が今後更に促進され、融資慣行として一層の浸透・定着していくために、金融機関において各種取組みを検討する上での参考となるよう公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、ガイドラインの活用に係る組織的な取組内容を提出いただき、当庁において代表的な取組事例を抽出したものです。

記載された各種取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目次 >

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

● 経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

事例1	経営者保証を原則徴求しない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例2	取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例3	経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み	地域銀行	・・・P 2
事例4	一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み	信用金庫	・・・P 2

● 事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

事例5	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1)	地域銀行	・・・P 3
事例6	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2)	地域銀行	・・・P 3
事例7	事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み	地域銀行	・・・P 3
事例8	事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 4
事例9	事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制構築を検討	信用組合	・・・P 4

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

事例10	ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み	地域銀行	・・・P 5
事例11	法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み	地域銀行	・・・P 5
事例12	ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み	地域銀行	・・・P 5 ～6
事例13	ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み	信用金庫	・・・P 6
事例14	ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み	信用金庫	・・・P 7

●その他の取組み

事例15	コベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み	地域銀行	・・・P 8
事例16	短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 8

Ⅱ. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求(新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求)の解消に向けた取組み

事例17	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)	地域銀行	・・・P 9
事例18	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)	地域銀行	・・・P 9 ～10
事例19	事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み	地域銀行	・・・P 10 ～11
事例20	本部主導による二重徴求解消に向けた取組み	地域銀行	・・・P 11
事例21	真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み	信用金庫	・・・P 11

●その他の取組み

事例22	実質的な経営者1名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定	地域銀行	・・・P 12
事例23	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)	地域銀行	・・・P 12 ～13
事例24	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)	地域銀行	・・・P13
事例25	新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み	信用金庫	・・・P 14

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

事例26	保証債務整理時における行内体制の明確化(1)	地域銀行	・・・P 15
事例27	保証債務整理時における行内体制の明確化(2)	地域銀行	・・・P 15 ～16
事例28	保証債務整理時における本部とサービスとの連携による対応の明確化	地域銀行	・・・P 16

Ⅳ. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

事例29	営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み	地域銀行	・・・P 17
事例30	モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み	地域銀行	・・・P 17 ～18
事例31	審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み	地域銀行	・・・P 18
事例32	試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み	地域銀行	・・・P 18
事例33	コベナンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み	地域銀行	・・・P 19
事例34	銀行から積極的に保証解除を提案する取組み	地域銀行	・・・P 19
事例35	ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み	信用金庫	・・・P 19 ～20

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

【事例1】 経営者保証を原則徴求しない取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による債権の回収額は僅かであり、経営者保証が無くても銀行の経営面への影響はないことを踏まえて、保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、経営者保証を徴求しない取組みを実施。
- 上記の取組みに関しては、日頃からのリレーションを構築していくことが重要である。なお、たとえ経営者として課題があったとしても、当行とともにその課題を解決していこうとする姿勢があれば、基本的には保証を徴求していない。
- これまでの経営者保証を徴求することが当たり前であった常識を覆すには、経営トップの意識がとても重要となってくる。

【事例2】 取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み

(地域銀行)

- 取引先の多くが中小・零細企業であるため、ガイドラインの要件を満たさない場合が多く、ガイドラインをそのまま適用するとほとんどの取引先に経営者保証を求めることになる。また、経営者保証を求めても、ほとんどの場合で保証人からの回収を行うことができないため、債権保全としての機能はあまり果たされていない。このことから、できる限り経営者保証を求めない方針で取り組んでいる。
- 具体的には、取引先とのコミュニケーションを通じて実態把握が十分に行なわれている場合であれば、信用格付の低い先であっても経営者保証を求めないこととしている。
- また、現場の営業担当者がわかりやすく判断できるようなチェックシート(債務超過や赤字体質ではないか等を確認)を作成するとともに、事業性評価の内容を取り入れて、総合的な判断が行えるような運用を行っている。

【事例3】 経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による回収実績を過去数年分析した結果、回収率はわずか数%しかないことがわかったため、経営トップから、ガイドラインを積極的に活用するよう指示があり、行内のチェックシートをはじめとする規定等の改定を実施した。
- 具体的には、営業現場にとってわかりやすい判断基準を設け、かつ、迅速に判断できるようにするために、点数制を用いたチェックシートの運用を開始した。なお、経営者保証を取らないことを前提とした緩めのチェックシートとしているため、例えば、「法人と個人の区分・分離」の要件が「0点」(未充足)であっても、その他の項目で出来る限りカバーできる仕組みとしている。
- これまでは当たり前のように保証に依存していたが、ガイドラインを活用することにより、保証に依存することなく、事業性や経営者の人格などをしっかりとみて融資をしていこうとする流れに寄与してきたと考えている。

【事例4】 一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み

(信用金庫)

- 以下の場合を除き、法人・個人事業主ともに原則保証を求めない。なお、債務者預金担保がある場合はその金額を除外した金額を保証対象とする。
 - i) 企業診断（債務者区分）が正常先下位の先で信用リスク上疑義のある先
 - ii) 企業診断が要注意以下の先(注) 直近決算あるいは試算において赤字、法人から経営者への貸付がある、法人の資産・収益力のみでは借入返済が困難。
- 上記基準に照らして、個別案件毎に異なる取扱いをする場合は、全て本部決裁とし、経営者保証を求める妥当性を検証し、不要な経営者保証を防止している。
- 結果、営業店職員に経営者保証に依存しない融資の考え方が浸透し、事業性評価に基づく融資が実践されてきている。

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

【事例5】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1) (地域銀行)

- 「事業性評価」や「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資を促進するため、営業店長権限貸出の要件を緩和し、現場力を活かした迅速かつ柔軟な対応を可能とした。
- 具体的には、新規融資時において、ガイドラインの要件を全て充足していない取引先であっても、事業性評価等を通じて把握した内容を踏まえ、営業店長の権限で「無保証」融資を可能とした。

【事例6】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2) (地域銀行)

- 無保証融資の対応を行うにあたり、従来はガイドラインの5要件(法人・個人の一体性分離、法人単体での返済力等)を原則としてすべて充足する必要があるとしていたが、事業性評価を促進する中で、ガイドラインの5要件のうち1つ以上充足する場合は、営業店長権限で無保証人対応を可能とする取扱いに改訂し、スピーディな判断・対応を可能とした。

【事例7】 事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み (地域銀行)

- 取引先企業の事業内容や持続・成長可能性などの事業性評価について、ガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確化するため、「事業性評価完了先で、事業の継続性に問題がなく、直近2期連続で一定の信用格付以上の法人」はガイドラインの要件を充足しなくとも経営者保証を原則不要とした。

【事例8】 事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 経営者保証の必要性の検討においては、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、形式的、硬直的に判断せず、事業性評価の内容を勘案することで総合的に判断できるよう運用している。具体的には、現時点の企業の姿にとらわれ過ぎること無く、将来返済力、潜在力、課題、ニーズなどの将来性も踏まえて適切に評価することで、経営者の前向きな決断や新たな挑戦等の後押しに努めるなど、事業者とのリレーションを通じて把握した内容も取り入れて、保証要否の判断を行うこととしている。

【事例9】 事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討

(信用組合)

- 事業性評価の運用の第一歩としてローカルベンチマークの定性要因部分を審査書類の一つとして添付し推進している。
- 現在は取組みの初期段階であり、定性要因分析に特化していることから、具体的な無保証融資へ繋げる判断基準の構築には至っていないが、今までは属人的に把握していた企業内容を、事業性評価の取組みを通じて、組織全体として共有できるようになった。
- 今後は更にノウハウを蓄積し、規定や判断基準の構築を目指す。現状では、法人には経営者保証を求めているが、取組結果を考察・検証し、段階的に事業性評価の運用を拡大することで、経営者保証を求めない取扱いも検討する予定である。

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

【事例 10】 ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み

(地域銀行)

- 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」、「財務基盤の強化」、「財務状況の適時適切な情報開示」に係るチェックポイントについて、これまでは全ての項目を充足しなければ経営者保証を外せない運用としていたが、チェックポイントを細分化するとともに、複数のチェックポイントのうち、いずれかに該当することをもって、要件充足とする取扱いに変更した。

【事例 11】 法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み

(地域銀行)

- 従前のチェックシートでは、ガイドラインの要件のうち「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件をみることなく形式的に判断して保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【事例 12】 ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み

(地域銀行)

- 以下の(1)～(5)の判定要件において、(1)に該当し、かつ(3)か(5)のいずれかに該当する場合、(2)や(4)が未充足でも原則として経営者保証を不要とする取扱いを実施している。
 - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離しているか。
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか。
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能か【実質自己資本比率が 20%以上、または、実質債務償還年数は 10 年以内】。
 - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか【少なくとも 6 ヶ月ごとに試算表や資金繰り表等の財務状況が確認できる資料が提出されている】。

- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供があるか【直近の保全状況において保全充足率は80%以上か】。
- 上記判定要件に該当しない場合でも、事業性評価などの内容を勘案し総合的に判断し、経営者保証を不要とすることも可能。

【事例 13】 ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み

(信用金庫)

- チェックリストの書式を変更し、「○×形式」から「評点形式」に変更し、『100点満点中70点を超える評点の場合には、前向きに経営者保証を求めない対応を検討する。』と明確な基準を設けた。
- ガイドラインの諸要件以外に、「評点」を加算できる項目を当金庫において検討のうえ追加し、経営者保証を求めない貸出を前向きに検討できるようにした。

【変更事項の詳細】

- ガイドラインに関する基本要件の項目で100点（資産の分離7項目で計30点、資産・収益力で最大50点、情報提供3項目で最大20点）の合計点に加え、基本要件以外の顧客の強み5項目最大15点を追加し、総合計評点が「①70点を超えた場合には前向きに無保証人対応を検討可能」、「②70点以下でも個別に検討」と明確化した。
- 基本要件以外の追加要件は、「業暦10年以上」、「事業性評価の実施先」、「預金超過先・取引バランス構築先」、「物的担保の提供」、「他金融機関での無保証実績」とした。

【事例 14】 ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み

(信用金庫)

- 金庫内の適用基準を定めた『『経営者保証に関するガイドライン』への対応手順』及び「経営者保証等の必要性に関するチェックリスト」を改正した。主な改正ポイントは次表のとおり。

No.	確認ポイント	改正内容
1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の選任について、「親族以外からの選任」の削除 ・役員報酬決定ルールについて、「外部専門家の検証報告書による確認」の廃止
2	法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「外部専門家の検証報告書による確認」を「営業店長による確認」に変更
3	法人から適時適切に財務情報等が提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業の会計に関する指針・基本要領」の適用状況の確認を、「決算書個別注記表に記載があれば可」に変更
4	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務基準を次のとおり変更 ① 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が赤字でない。 ② 直近の決算期において債務超過でない。
5	十分な物的担保が提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1～4を満たさなくともガイドライン適用による経営者保証なしの融資採り上げ可。(新設)

- また、上記の要件を充足しない場合でも、債務者の実態把握や事業性評価に基づく総合的な判断により、柔軟に適用が可能であることを明記し、通達や会議等でその趣旨を周知徹底した。

●その他の取組み

【事例 15】 コベンツ付保証契約を具体的に制定した取組み

(地域銀行)

- コベンツ付保証契約(解除条件付保証契約、停止条件付保証契約)を以下の通り制定し、テレビ会議による説明会等により営業店への浸透を図った。
 - 解除条件付保証契約・停止条件付保証契約の事務取扱要領等の制定
 - コベンツ付保証契約の条件である「確定申告書添付書面」の概要と、「法人・個人の分離」について税理士に確認してもらい、その旨を書面の所定箇所に記載してもらう

【事例 16】 短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 貸出事務取扱に関する規定を改正し、以下について連帯保証人の徴求を不要とした。
 - ① 手形割引・でんさい割引の取扱いにおける連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ② 個人事業主の融資取扱において連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ③ 「決算・賞与資金(短期分割返済)」の連帯保証人を原則徴求不要とする。

II. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

【事例 17】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)

(地域銀行)

- 事業承継時の対応として次のとおり取扱いを定めた。
 - ① 代表者交代時等、事業承継時に際しては前経営者が負担する保証債務を当然に後継者に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえであらためて経営者保証徴求の要否を判断する。
 - ② 保証要否の判断は、「経営者保証の徴求要否判定シート」を活用し、総合的な見地で行う。
 - ③ 保証が必要と判断される場合であっても、連帯保証人は原則1名とする。
 - ④ 前経営者の保証は、引き続き実質的な経営権・支配権を有しているかを勘案し解除を検討する。
- 〔注〕 前経営者の保証を継続する場合は、取引方針協議時のほか、新規融資時や根保証の更新のタイミングで経営関与の度合いを都度確認し、保証の交替または免除を検討すること。
- 事業承継は、前経営者が引続き代表権または株式所有を維持するケースも多いことが二重保証の要因となっているものと考え、端的に「連帯保証人は原則1名」とする旨を明示したことが、二重保証の解消に大きく寄与した。

【事例 18】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)

(地域銀行)

- 取引先の円滑な事業承継を支援する取組みの一環として、以下の具体的な対応方策を実施した。
 - ① 経営者との保証契約を締結している取引先について、経営者の交代が生じた際、「経営者保証に関するガイドライン」の要件を充足しない等の理由により、保証人を付す必要がある場合は、原則として、旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする。
 - ② 何らかの理由により代表者の交代時に新・旧経営者両方を保証人とした取引先を対象として、本部主導により、いずれか一方の保証解除を提案する取組みを開始。

- 上記に伴い、代表者の交代時において、旧経営者との保証を解除せずに新経営者との保証契約を締結する割合が大幅に低下したほか、新・旧経営者両方を保証人とした取引先に対していずれか一方の保証解除を促進することができた。

【事例 19】 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み

(地域銀行)

- 事業承継時（代表者交代時）における経営者保証の二重徴求解消に向けた基本方針の制定
 - ＜今後新たに貸出を行なう場合＞
 - 経営者保証を取得する場合は、原則として二重徴求は不可とし、保証人は原則、新代表者（後継者）のみとする。
 - ＜既存債権における事業承継時の対応＞
 - 継続して経営者保証を取得すると判断した場合、原則として二重徴求は不可とする。
 - 新旧経営者どちらの保証を取得するかについては、個別事情を踏まえ、判断するものとする。
 - ＜既存債権で新旧経営者保証を二重徴求している場合＞
 - 原則として二重徴求は不可とし、旧代表者の経営者保証解除を検討する。
 - ただし、個別の事情により、やむを得ず二重徴求を継続する場合は旧代表者の保証が解除されるまで、定期的にモニタリングを実施する。
- 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準の明示
 - 旧代表者が、取締役にも残っておらず、且つ株式議決権割合が1/2以下の場合は、旧代表者の経営関与が弱い先と判断し、原則として旧代表者の保証解除を検討する。
 - 旧代表者が、「取締役で残る場合」や「過半数株主である場合」など、経営関与が強いため、やむを得ず二重徴求する場合もあるが、経営権・支配権への影響度合いを定期的にモニタリング（決算書徴求時等）し、その影響力の変化に応じて経営者保証解除を検討する。
 - 現行では旧代表者に実権があるとして個人保証を継続していたケースにおいても、「取締役でなく、且つ過半数株主でもない旧代表者」については第三者保証という観点のもと、保証継続の必要性について十分検討し、保証解除の可否について検討を行う。その影響力が多大であるとして、やむを得ず保証継続とする場合であっても、一時点の判断ではなく、継続的なモニタリングを通じて保証解除の可能性について検討する。

- 既存債権における経営者保証の二重徴求解消に向けた調査・モニタリングの実施
 - 新旧代表者の保証を二重に徴求している債権について早急に解消を図るため、還元リストを営業店に配付し、旧代表者の保証解除が可能か調査を実施。
 - 二重徴求先については、類型別に標準的な対応方針を明示し、旧代表者の保証を即解除するか、解除に向けた継続的なモニタリングを実施するかを検討する。

【事例 20】 本部主導による二重徴求解消に向けた取組み

(地域銀行)

- 事業承継時に二重保証とした対象先を営業店に還元し、営業店では事業承継時に二重保証とした理由を確認するとともに、改めて現在の経営実態（新旧代表者の実権や株式の新代表者への移転状況等）を調査したうえで、二重保証の解消に向けて今後の対応方針を策定した。
- 本部では当該対応方針等を踏まえ、二重保証の解消に向けて営業店指導を実施した。
- 今後も年1回、事業承継後の二重保証先に対するモニタリングを実施していく。
- 複数保証人を付保している先をリストアップし、過度な保証となっている場合には、能動的に解除を促すよう営業店に示達するとともに、融資審査部では案件審査や営業店臨店時において保証人の見直しを随時指導している。

【事例 21】 真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み

(信用金庫)

- 事業承継時、前経営者と後継者の双方から経営者保証をとることは原則行わないものとする。
 - <①事業承継時、前経営者の経営者保証が残る場合>
 - 基本的に後継者の経営者保証の追加は要しない。
 - <②事業承継時、前経営者の経営者保証を解除する場合>
 - 既存分の返済が正常で、前経営者及び後継者から前経営者の保証の解除の意向がある場合、前経営者に代表権がないこと、かつ株式保有が1/2以下であることを確認し、条件変更にて、前経営者の経営者保証を解除し、後継者の経営者保証を追加する。

●その他の取組み

【事例 22】 実質的な経営者 1 名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定

(地域銀行)

- 経営者保証徴求の基本的な考え方等の規定化について出状し、法人融資先について保証を徴求する場合には、「実質的な経営者 1 名のみ徴求」とすることを明確化した。これにより、法人向け融資における第三者保証人を徴求しないルールを制定済。
- 「実質的な経営者」の判定にあたっては、代表権の有無や自社株式保有割合等を踏まえ、下記の基準を明示。

＜実質的な経営者の判定基準＞

代表権		有	無
株式 保有 割合	50% 超	①代表権有かつ株式保有割合 50%超 「実質的な経営者」に該当する	③代表権無かつ株式保有割合 50%超 個別に判断する
	50% 以下	②代表権有かつ株式保有割合 50%以下 個別に判断する	④代表権無かつ株式保有割合 50%以下 「実質的な経営者」に該当しない

【事例 23】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)

(地域銀行)

- 通達により「事業承継時」における経営者保証の要否判断について取扱い目線の統一化を図った。

＜要否判断を行う際の優先順位＞

- 1.チェックシートを活用のうえ、まずは無保証での対応可否を検討。
- 2.経営者保証を継続すべきと判断した場合は、原則として旧経営者の保証を解除し、新経営者の保証徴求を検討。
但し、旧経営者が以下のケースは、事後管理(注)を行うことを前提として旧経営者のみの保証を継続。

【旧経営者の保証を継続すべきと考えられるケース】

- (i) 旧経営者のみが代表権を有している。

(ii) 旧経営者が法人株式の過半数を保有している。

(iii) 代表権は新経営者に移行したが、実質的な経営権・支配権は旧経営者が握っている(いわゆる雇われ社長)等。

(注) 期間1年以内に保証解除の再検討を行い、既存保証契約の更改時期や当該債権の完済まで放置することがないよう管理を行う。

【事例 24】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)

(地域銀行)

○ 事業承継時(代表者変更)に伴い保証人を新経営者とするときは、原則として旧経営者の保証を解除する。但し、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて保証人の要否を検討する。

①旧経営者が以下のいずれかに該当し、事実上の経営者である。(※1)

➤ 旧経営者が取締役・理事である。

➤ 旧経営者が融資先に対して50%超の議決権を有している。(※2)

②以下のいずれかに該当し、旧経営者との一体性が解消されていない。

➤ 旧経営者の個人資産を法人に無償で使用させるなど、経営者と法人の資産・経理が分離されていない。

➤ 法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・配当・貸付等)が適切な範囲を超えている。

③当行が求めても適時適切に情報提供しないなど、法人の開示姿勢に問題がある。

④法人の信用格付が一定以下であり、業況不振である。

※1: 旧経営者が取締役であるか否か、および議決権の保有割合はヒアリングにより確認する。

※2: 旧経営者が直接50%超の議決権を有しているだけでなく、他の法人を介して間接的に50%超の議決権を有している場合を含む。

【事例 25】 新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み

(信用金庫)

- 基本的な対応として代表者交代時における既存融資に対し、新旧代表者の二重保証は、原則、取り扱わないこととした。
- また、代表者交代時にはガイドラインに則し、既存の保証契約について見直しを行った結果、ガイドラインの適用に該当せず、やむを得ず、保証契約が必要と判断した場合の既存融資については、新代表に以下の①②の確認と保証意思を確認し、保証を引き継いでもらう取扱いとした。
 - ①新代表は、企業の事業・経営・財務・借入・保証契約等の状況を把握(認識)したうえで、代表に就任している。
 - ②新代表が経営に携わっていない時の既存融資であっても、返済財源については就任後の経営により捻出される。
- なお、法人や代表者の状況に応じて、既存融資については新代表者に保証を引き継がず、旧代表者の保証を継続する取扱いのほか、新規融資については旧代表者の保証を求めず、新代表者の保証とする対応等、柔軟な取扱いも可能とした。

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

【事例 26】 保証債務整理時における行内体制の明確化(1)

(地域銀行)

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、ガイドライン施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、地域経済のためにガイドラインに基づく保証債務整理手続を進めていくという当行の使命として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- 実質破綻先・破綻先の管理回収は、全て本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)に集約(勘定も移管)して一元管理し、営業店は倒産初期対応以外関与しないこと、ガイドラインの出口部分(保証債務整理)の対応を、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との分業制としている

【事例 27】 保証債務整理時における行内体制の明確化(2)

(地域銀行)

- 経営者保証に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という)が策定された後、能動的な転・廃業支援を行うため、「再チャレンジ支援担当」1名を本部に配置。経営支援を行うも赤字脱却できず、長期間条件変更を繰り返している先をリストアップしたうえ、本部にて方針を協議することとした。
- 上記を検討するなか、租税債権や一般債権が多額で法的整理しか選択肢のない先も一定数存在することが判明。そのような先のソフランディングの一つの手法として、サービサーの活用を検討。サービサーへの債権売却に対する債務者の抵抗感に配慮し、アライアンス行と共同で買い取りファンドを設立した。

【体制】

- 本部に再チャレンジ支援担当を配置(現在2名)し、営業店の相談受付から債務者への提案、スキームの実行まで担当している。
- 通達やTV会議、階層別研修(初心者～支店長まで)にて再チャレンジ支援について周知を図っている。
- 再生支援担当と再チャレンジ支援担当が連携することにより再生～廃業まで切れ間のない支援を行える体制とした。
- 専門家として、外部より弁護士・公認会計士・中小企業診断士を出向形式にて受入。案件内容等を相談するとともに、必要に応じ債務者面談も行っている。

【具体的取組】

- 「当債務者にとって最適なソリューションは何か」を念頭に再生支援か、再チャレンジ支援かを見極める。
- チャレンジ支援が妥当と判断した場合、下記選択肢の中から最適な手法を選択。
再生支援協議会、REVIC、特定調停、法的整理、ファンドへの債権売却 等（経営者保証については、ガイドラインを活用し、これらと一体整理）
- 方針を決定した後、営業店とともに債務者あて提案。応諾となれば計画策定支援から、クロージングまでを支援していく。

【事例 28】 保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化

(地域銀行)

- 主債務の破綻に至る経緯、保証人の置かれた状況は様々であり、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるだけでは保証債務整理が停滞する懸念があるため、本部、子会社のサービサーが一体となって営業店をバックアップする体制を構築している。
- 保証人から保証債務整理の相談・申出を受けた場合は、ガイドラインに係る「ご案内」(当行制定)を保証人に交付し、その内容について説明を実施することとしている。そのうえで、保証人または支援専門家から債務者及び保証人の状況を継続的に聴取し、ガイドラインに則り保証債務整理に誠実に対応することとしている。仮にガイドラインを適用することができない場合もガイドラインの趣旨を尊重し、誠実に対応することとしている。(規定化)
- ガイドラインに係るインセンティブ資産の認否にあたっては、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるのではなく、対象者の年齢、今後の収入(年金等の金額)、健康状態(医療費負担)、保証参加に至る経緯(過去の経営への関与度合い)等を総合的に考慮のうえ判断している。

IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

【事例 29】 営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み

(地域銀行)

- 融資部から、営業現場に対してわかりやすいフレーズの行内文書を発出し、経営者保証について必要以上に保守的な運用とならないように、以下の注意喚起を図った。
 - 割引手形は融資先の信用力（買戻能力）のみならず、振出人の支払能力を踏まえた与信判断が可能。保証についても、他の融資と差を付けても良いのではないのでしょうか？
(当行では、正常先の割引手形については、従前から経営者保証を徴求しない対応を可としている)
 - 頻度の少ない資金要請に備え、普段は必要のない根保証を徴求していませんか？経営者保証が必要であれば、「必要なときに、必要な保証を、必要な期間だけ」徴求しましょう。
 - チェック項目が「全適」なのに保証を徴求していませんか？「全適」で保証を徴求する理由は何でしょうか？「保証協会付きだから」というケースもあるかもしれませんが、保証協会においても経営者保証を不要とする取扱いをすすめています。お客さまの意向を踏まえ、保証協会と十分に協議してください。

【事例 30】 モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み

(地域銀行)

- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリング(営業店臨店)を実施し、その結果(好事例・不芳事例)を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方等を再徹底した。

【モニタリングにおける主なヒアリング内容および徹底事項】

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨の理解度や営業店における勉強会等の実施状況
- ② お客さまへの説明の適切性
- ③ 「チェックシート」の作成状況や要件の検証状況

- ④ 事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」の運用に対する課題や問題点 等

【事例 31】 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取り組み

(地域銀行)

- 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインを設置するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」についての質問・相談に関する相談窓口としてホームページ上に掲載した。

【事例 32】 試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取り組み

(地域銀行)

- 融資業務に携わる行員向けに、以下の機会を利用して、経営者保証ガイドラインや「個人保証Q & A」および経営者保証に関する規程・通達類の職員教育を実施している。
 - ① 融資能力診断テスト（融資業務に携わる行員は受験必須）
 - ② 行員が自宅でパソコンやスマートフォンを利用して学ぶ「E-ラーニング」
 - ③ 昇格登用試験
- お客さまへの周知は、以下の機会には必ずガイドライン事務局のチラシを使用してガイドラインについてご説明すること、および、お客さまにガイドラインの内容を理解していただいたことをチェックリストに記録・確認するよう規程化している。
 - ④ 新規融資取り上げ時
 - ⑤ 事業承継時
 - ⑥ 根保証および手形保証の更新・増額時
 - ⑦ 保証人脱退・加入など既往保証契約の見直し時

【事例 33】 コベンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み

(地域銀行)

- 代替的手法として新設したコベンツ付保証契約について、TV会議での「営業店説明会」を開催。
 - コベンツ付保証契約（解除条件付保証契約、停止条件付保証契約）の概要、および保証人徴求時の検討フローを説明。コベンツ付保証契約の要件である添付書面の有無を決算書徴求時に確認することを促し、コベンツ付保証契約の浸透を図った。
- コベンツ付保証契約を締結した店舗のヒアリングを実施し、「営業店担当者の声」として営業店へ周知した。
 - コベンツを活用した営業店に、取引先の反応等のヒアリングを実施。取引先からは「保証解除の基準が明確になったことから、それを目標に当社の経営管理態勢強化に取り組む」等の反応を得たことから、営業店へ各事例の紹介とポイントの解説を行い広く周知を図った。

【事例 34】 銀行から積極的に保証解除を提案する取組み

(地域銀行)

- 店長、審査課長向けの研修の際、根保証の期限が未到来であっても、当行より根保証解除を提案していく基準を示した。具体的には、当行内部格付の正常先中位までの先を目安として、顧客からの要請ではなく、当行から根保証解除を進んで提案するとした指針を示した。

【事例 35】 ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み

(信用金庫)

- 経営者保証に関するガイドラインの活用状況（後継者への活用状況）を地域貢献度の自己評価の指標に取り入れ、その実績を当金庫ホームページで顧客等に周知している。
- 営業店長や融資サービス課長対象の会議・研修において、随時、取組みや好事例を説明し浸透を図るとともに、取扱いに変更があった場合にはその趣旨を同会議等において説明し、周知している。

- 融資案件相談時や稟議申請時に、本部担当者から営業店に対し、債務者の事業性やキャッシュフローに着目して個別案件の内容に即したアドバイスを行い、課題解決策の提案につなげている。
- 特に、事業承継時(承継予定先を含む)には、債務者の課題解決に資するため、株式承継支援対策(自社株評価等を含む)等の対策と併せて経営者保証についても提案ができる態勢の整備(営業推進部署と審査本部(←同上)の連携)を行い、営業店職員への周知を図っている。



「経営者保証に関するガイドライン」の活用 に係る参考事例集

金融庁
令和元年8月改訂版



【はじめに】

『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集』については、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組事例を収集し、当局において取りまとめ、平成26年6月に公表しました。また、同年12月、平成27年7月、12月、平成29年4月、12月には、取組事例を追加した改訂版を公表しました。

この度、金融機関等における取組事例を更に追加的に収集しましたので、改訂版を公表します。

これにより、金融機関等において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくことを期待しています。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|---|------|------|---|
| 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 1 |
| 2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 2 |
| 3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 3 |
| 4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 4 |
| 5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかった事例 | 信用金庫 | ・・・P | 5 |
| 6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかった事例 | 信用組合 | ・・・P | 6 |
| 7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 7 |
| 8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例(1) | 地域銀行 | ・・・P | 8 |
| 9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例(2) | 地域銀行 | ・・・P | 9 |

追加

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|---|------|------|----|
| 10. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 10 |
| 11. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 11 |
| 12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 12 |
| 13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 13 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| 追加 | 14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 | 信用金庫 | ・・・P 14 |
| 追加 | 15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 15 |

運転資金への短期融資に係る事例

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| | 16. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 16 |
| | 17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 17 |
| | 18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 19 |
| | 19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 20 |
| | 20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 21 |
| | 21. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 22 |
| | 22. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 23 |
| 追加 | 23. 新設法人に対して、ABLを活用することで経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 24 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

	24. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(1)	主要行	・・・P 25
追加	25. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(2)	地域銀行	・・・P 26
	26. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1)	地域銀行	・・・P 27
	27. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(2)	地域銀行	・・・P 28
	28. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例	その他の 金融機関	・・・P 29
追加	29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかった事例	主要行	・・・P 30
	【参考】 停止条件付保証契約の特約条項の例		・・・P 31

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

	30. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例	地域銀行	・・・P 32
	31. 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例	地域銀行	・・・P 33
	32. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例	信用金庫	・・・P 34
	33. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例	信用組合	・・・P 35
追加	34. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行なった事例	信用金庫	・・・P 36

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

35.	事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例	地域銀行	・・・P 37
36.	当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例	信用金庫	・・・P 38
37.	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1)	地域銀行	・・・P 39
38.	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2)	地域銀行	・・・P 40
39.	ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例	地域銀行	・・・P 41
40.	会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例	信用金庫	・・・P 42
41.	過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 43
42.	ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 44
追加	43. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 45
追加	44. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 46
追加	45. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例	地域銀行	・・・P 47
追加	46. 事業承継に際し、金利面の上乗せをする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 48

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

- | | | | |
|-----------|---|------|---------|
| 追加 | 47. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 49 |
| 追加 | 48. 一定の影響力を持つ旧経営者(会長)の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者(社長)からは経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 50 |

その他

- | | | | |
|-----------|------------------------------------|------|---------|
| | 49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 51 |
| | 50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 52 |
| | 51. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 53 |
| 追加 | 52. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 54 |

Ⅳ. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|--|---------------------------------------|------|---------|
| | 53. 早期再生に伴う回収見込額の増加額の全額を残存資産とした事例 | 地域銀行 | ・・・P 55 |
| | 54. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 57 |
| | 55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 58 |
| | 56. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例 | 地域銀行 | ・・・P 59 |
| | 57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 60 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|-----|---|------|---------|
| 58. | 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 61 |
| 59. | サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例 | 信用金庫 | ・・・P 62 |

特定調停を活用した事例

- | | | | |
|-----|--|----------|---------|
| 60. | 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例 | 地域銀行 | ・・・P 64 |
| 61. | 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 | その他の金融機関 | ・・・P 65 |
| 62. | 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人7名(理事)に自由財産以上の資産を残した事例 | 地域銀行 | ・・・P 66 |
| 63. | 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 67 |
| 64. | 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例 | 信用金庫 | ・・・P 68 |

REVICの特定支援業務を活用した事例

- | | | | |
|-----|-----------------------------------|----------|---------|
| 65. | 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例 | 信用金庫 | ・・・P 70 |
| 66. | 組合の廃業を支援し、保証人(理事)の保証債務を整理した事例 | その他の金融機関 | ・・・P 71 |
| 67. | スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 72 |
| 68. | スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 73 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

- | | | |
|------------------------------|------|---------|
| 69. 第二会社方式により保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 74 |
| 70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例 | 地域銀行 | ・・・P 75 |
| 71. 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 77 |

その他

- | | | |
|--------------------------------|------|---------|
| 72. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 79 |
| 73. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 80 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、宿泊業者であり、当行の主力取引先である。
- ・ 今般、新事業計画に基づき 10 億円の運転資金の申込みがあり、当行より「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので是非検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行において、保証を求めない可能性について検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことになった。
 - ①当社から提出を受けた事業計画の実現可能性が高く、また、事業計画の達成には当行の支援が必要不可欠であること
 - ②計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ③毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・ 申込みがあった 10 億円のうち、8 億円を無担保のプロパー融資で実行し、2 億円を有担保の信用保証（「経営者保証ガイドライン 対応保証」）付融資で実行した。なお、信用保証付融資の担保は、当行の既存融資に対して設定していた担保を当該融資に優先適用するものとしたものであり、当社からの追加提供ではない。
- ・ 本件融資が、当社の事業計画の達成に向けた当行の支援の強化に繋がることが期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカーや商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品（内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等）を取り扱っている。
- ・震災復興関連工事の受注の増加により増収基調が続いており、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。
- ・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があった。
- ・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求めない融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあった直近の試算表や工事概況調等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで新規融資に応じることとした。
 - ①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の手元大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと
 - ③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと
- ・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、段ボール紙の製造業者である。営業地域内に競合先がないことから、安定的に受注を確保し業況は堅調に推移している。
- ・震災直後は売上低下により減収となったが、新たな事業展開として、段ボールによるインテリア製品の製造や簡易防音施設の開発を開始している。
- ・上記の新事業展開もあり、当社は企業立地補助金を活用した新工場の設備投資を計画しており、補助金以外の設備資金については、当行及び地元信金の2行が4億円の協調融資を行うこととなった。
- ・本件協調融資については、当初、経営者保証の提供を条件として検討を進めていたが、ガイドライン適用開始後の融資実行となることから、協調先の地元信金とも連携の上、保証人の条件について見直しを図ることとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は上場企業も含めた優良取引先を有しており、業況は安定している。また、新工場の稼働により生産能力の拡充が見込まれるため、当行としても設備資金の需要に積極的に対応する方針としている。
- ・当社については、以下のような点に鑑み、保証人は不要と判断した。
 - ①当社は実質的にはオーナー企業であるが、その親族は取締役役に就任しておらず、適切な牽制機能が発揮されていること
 - ②当社から経営者への貸付等もなく、事業用資産は全て法人所有であるなど法人と経営者の関係の区分・分離が図られていること
 - ③法人単体での返済力も十分であること
- ・また、協調先の地元信金との目線合わせも行い、当該金庫においても保証人を求めないで融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設業を営む当行メインの取引先であり、一般建設工事の受注を中心とした堅実な経営により、近年の業況は安定的に推移している。
- ・ 今般、長期運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、代表者は高齢で、後継者に、相続により保証債務の負担を残したくないとの希望を有しており、経営者保証を提供しないで資金調達ができるのであれば是非利用したいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行う中で、当社から経営者への立替金勘定が存在し、法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていたため、この点を含めて経営者保証を求めないことについての検討を行った。
- ・ 検討の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
 - ① 経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されていること
 - ② 法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能であること
 - ③ 適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なりレーションシップが構築されていること
- ・ 当社の希望に沿った対応を図ったことにより、当社から、今後の事業承継が円滑に進められると高い評価を受けることとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、冷間鍛造部品製造及び精密部品加工を行っている取引先である。
- ・ 平成 25 年 9 月期は中国向けの生産縮小により売上が減少して営業赤字となったが、為替差益により最終利益は黒字となっている。
- ・ 平成 26 年 5 月のタイ子会社の工場操業開始に向けて準備を行っているところ、今般、取引先からの要請によりタイ子会社の増資及び工場の増設を行うこととなり、必要資金の融資の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社からの申込みを受けて検討した結果、以下のような点を勘案し、新規融資に関し経営者保証を求めないこととした。
 - ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること
 - ②平成 25 年 9 月期は減収減益となったため返済キャッシュフローは不足しており、債務償還年数は 20 年を超えているが、タイ子会社は既に 207 百万円の受注を確保しており、当社の子会社への貸付金は早期に回収可能と見込まれることや、現預金を毎期 10 億円超保有していることから、返済に懸念はないものと判断されること
 - ③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なりレーションシップが構築されていること

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかった事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に鑑み、ガイドライン適用開始前に組合内で審査会を開催し、「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること」、「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」等、ガイドラインに定められたいずれかの要件に合致する取引先 65 先について、経営者保証を求めないことが可能か検討を行った。その結果、可能と判断された取引先について、2月1日のガイドラインの適用開始と同時に、他の取引金融機関に先駆けてガイドラインの説明を行い、無保証の取扱いについて意向を確認した。金融機関側からの迅速な働きかけに顧客からは大変評価され、取引の拡大・深耕等に寄与している。
- ・対象先の業種は下記のとおり多岐に亘っている。
 - ①一般乗合旅客・一般貸切旅客自動車運送業及びタクシー事業等、②管工事・塗装工事・土木工事等、③福祉・介護事業、④建設業・不動産業、⑤観光牧場・酪農・農産物加工業、⑥ゴルフ場経営、⑦生鮮魚貝加工・販売業

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・上記の取組みの対象の取引先に対し、経営者保証を求めないで合計で2億円を超える融資を実行しており、組合全体で迅速かつ積極的に取り組むことで、他行との差別化を図ることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・電気工事業者である当社は、企業グループの1社として毎期安定的に受注を確保し、業況は堅調に推移している。
- ・グループの中核企業とは貸出取引があるものの、当社とは長年預金取引のみ。従来から貸出取引の開始を提案していたが、借入需要がなく、実現していなかった。
- ・今般、当社より大口公共工事が重なった場合を想定し、200百万円の融資枠開設の検討依頼があったが、中核企業と同様に、財務関係資料については貸借対照表・損益計算書のみの開示で、無担保・無保証人で検討してほしいとの依頼であった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行では、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ審査を行ったが、法人の収益力・財務内容については問題ないと判断できるものの、勘定科目明細等の提出がないため、法人と個人の資産・経理が分離されているかの判断を行うことが困難であった。
- ・そのため、当社に対し、ガイドラインでは、経営者保証を提供しないで資金調達を希望する場合には、適時適切に情報開示を行うことにより経営の透明性を確保することが求められていることについて説明を行った。
- ・当社は、ガイドラインの趣旨について理解を示し、勘定科目明細等の資料の追加提出を了承した。当行は、追加で提出された資料に基づき改めて検討を行い、法人と個人の資産・経理が分離されていることを確認し、当社の希望通り、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
- ・本件により、当社とのリレーションが一層深まり、今後の取引深耕が期待される。
- ・また、これまで詳細な財務資料の開示に消極的であったグループの中核企業（ガイドライン策定前から経営者保証なしで取引中）の大型設備資金案件についても、ガイドラインの趣旨に則り、積極的な財務情報の開示を受けることができ、グループ全体とのリレーションの強化も実現した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例 8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例（1）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、昭和 40 年に創業した食肉加工業で、主に牛肉、豚肉、鶏肉の一次加工メーカーとして、食品工場や飲食チェーン店等に多数の商品を出荷しているが、近年は、主要取引先との取引減少や低価格の輸入加工肉の増加等の影響を受け、経常赤字が続き、債務超過に陥っていた。
- ・今後、地域の人口減少により、更なる需要の減少が見込まれる中、介護業界向け食肉加工する新規事業を立ち上げる等、経営体制の見直しを図ったことで、平成 27 年 9 月期以降は、粗利益改善、2 期連続の経常利益を計上し、債務超過も解消することができた。
- ・今回、当行は、当社からの期間 5 年の運転資金 40 百万円の申し込みを受けた際、「経営者保証に関するガイドライン」の適用を検討したもの。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当社は業況が改善しつつあるものの、経常赤字、債務超過を解消して間もないことを踏まえると、財務基盤の安定性については、やや不安が残る状況であり、経営者保証ガイドラインの要件を十分に満たしているとは言えない状況であった。しかし、当行は、当社への定期的な訪問や経営者との対話を通じて、当社の事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価（事業性評価）することができていたことから、総合的に判断し、最終的には、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

（事業性評価による当社の強み）

- 当社独自の製造ノウハウを有するとともに、商品配送なども効率化しており、高品質かつ低価格な商品を大企業と比較して、小ロット・短納期で提供することが可能。
- 今後ニーズの拡大が見込まれる介護業界向け食肉加工に対応するため、ものづくり補助金等を利用した積極的な設備投資を行っており、新分野においても、作業効率を高めた上で生産力の拡大を図ることにより、全国的な販路拡大、中長期的な収益の増大が期待できる。

（経営者保証ガイドラインの適用要件に係る充足状況）

- ① 強固な財務基盤という点においては、経常赤字、債務超過の状況から脱却して間もないことを踏まえると、やや不安が残るものの、事業性評価を実施することで、十分なキャッシュフローの確保が見込まれるなど、将来の返済には問題がないと判断できるため。
- ② 当社および保証人からの財産状況等の適時適切な開示が行われている。
- ③ 法人と経営者との間の資金のやり取りがなく、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例 9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例 (2)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・昭和 22 年設立の石英ガラス・工業用ガラス材料等の加工業者。半導体や家電等、様々な産業分野で幅広く利用されている石英ガラスやファインセラミックスを主体に加工・販売を行っている。
- ・多種多様な製品の取扱いがあり、切削・加工技術にも定評がある。受注先は大手企業が多く、業績は当該大手企業の業績に連動するため、売上に波があるものの、近時は安定して利益を生み出している。
- ・当行とは昭和 38 年に取引開始、資金支援の際には代表者と保証契約を締結して取引を継続してきた。
- ・代表者が 73 歳と高齢であり、近い将来の事業承継を見据えた意向から、今般既存保証契約の解除および無保証で資金調達を行いたい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は決算資料等の情報開示が乏しく、さらに製品管理がずさんなところがあるなどガバナンス面でもやや不安が残っており、申し出に応じるためには、踏み込んだ事業性評価が必要であると判断した。
- ・事業性評価を実施するに際しては、当社の工場見学のみにとどまらず、当社の了解を得たうえで得意先へ訪問し、業界動向や当社の評判や強みまでも聴取した。
- ・工場見学・得意先訪問の結果、今後更なる伸びが期待される半導体市場で幅広く応用される明るい市場であることや、当社が高度な技術集団と呼ばれるほどの高い営業力を持つことがわかり、具体的な当社の強みを把握した。
- ・当該事業性評価に基づき、既存保証契約を解除し、無保証で融資を実行した。
- ・さらに得意先の訪問レポートを当社に交付することにより、事業性評価に対する当行のスタンスを高く評価していただいております、今後も一層の総合取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例10. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、HID ランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年はLED ランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- ・取引金融機関は当行をはじめ4行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア 30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- ・当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
 - ①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
 - ②当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
 - ③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- ・なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定とのこと。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例 1 1. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、放送・インターネット関連事業を営んでいる地元の優良企業であり、山間部への放送・通信等設備の整備を進め、加入世帯数も増加基調を維持しているなど、業況は安定的に推移している。
- ・今般、当社からの通信設備等に関する新規融資の申込みに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明し、当社の意向を確認したところ、将来的に株式公開等も見据えているため、無保証の融資を検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の意向を受け、当行において検討したところ、経営者等から十分な物的担保の提供がないなど、大幅な保全不足ではあるが、以下のような点を考慮し、本件融資については経営者保証を求めずに対応することとした。また、既存の融資に関する保証契約についても、今後、解除することとした。
 - ①本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること
 - ②キャッシュフローが潤沢で利益償還が十分可能なこと
 - ③年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なりレーションシップが構築されていること
- ・当社の意向に基づき、経営者保証を求めない新規融資及び既存の保証契約の解除について、迅速に対応したことから、今後一層の取引の深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、ガス設備工事、メンテナンス、ガス機器販売等を営む当行メインの取引先。
- ・ 今般、一般家庭向け省エネ設備の仕入のため、当社から新規融資の申込みがあり、当行が「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行での検討においては、以下のような点を勧告し、経営者保証を求めないで融資することとなった。
 - ① 当社の事業用資産は関連会社（事業用資産の管理会社）の所有であり、社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備されているなど、法人と経営者との関係の区分・分離がなされていること
 - ② 現在、当社単体では債務超過（関連会社との連結では資産超過）であるが、業績が堅調であることから、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であり、2年後の債務超過の解消も見込まれること
 - ③ 当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること
 - ④ 従来から良好なリレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- ・ 本件融資については他行との競合があったが、堅調な業況や今後の事業見通し、財務情報の適切な開示、良好なリレーションシップや取引状況といった点について当行が高く評価したことを当社が好感し、当行からの融資を利用することとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、地元で飲食店開業を目的として新規に設立された。当社代表取締役は、地元出身のフレンチシェフであるとともに、東京でレストランの運営や店舗プロデュース、コンサル業務にも従事した経験を有する。
- ・ 地元の観光スポットにある古民家をレストランに改修し、地元食材を使ったフランス料理を提供することで、地元食材のブランド化、地元雇用の増加、空き家の利活用、交流人口の増加・観光滞在時間の延長、といった地域経済活性化の好循環を生んでいく事業（古民家再生レストランプロジェクト）を、当社を主体として、県、市、支援機関（地元の産業支援センター）と協働して計画したもの。
- ・ 当行も、産金官連携の一員として、計画に参画してきたもので、32百万円の融資について、無担保・無保証で検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行が創業資金を融資する場合、経営者保証の徴求や担保取得を検討するケースが多いが、本事案では以下の点を考慮して、無担保・無保証で対応することとした。
 - ① 県・市・支援機関の監修で策定された計画であり、実現性、将来のキャッシュフローに合理性が認められること
 - ② 事業計画段階で、適切な情報開示を行っており、今後も継続的に適時適切な開示が見込まれること
 - ③ 法人、個人の資産の分離が必ずしも十分でないものの、その必要性を経営者が認識し、事業計画でも分離に取り組むことが前提となっていること
 - ④ 創業後の産金官による地域連携サポートの一環で、地域金融機関として、融資等による資金支援はもとより、経営状況を把握し、適切な指導の下、健全な経営を促していく枠組みとしていること
 - ⑤ 本事業は、経営者のシェフとしての高い調理技術と、これまでのレストラン運営等の経験により培った経営能力を生かした創業であること
 - ⑥ 古民家再生を活用し、地物の食材を生かした料理を県内外及び海外観光客に提供することで地域活性化を図るものであること
(総投資額 52 百万円、当行融資 32 百万円、補助金 20 百万円)

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は高速道路等の道路舗装工事を主業とし、国内だけでなく海外における公共工事も受注しており、業況は堅調に推移している。
- ・運転資金の新規融資にあたり「経営者保証ガイドライン」に関する説明を行ったところ、事実上の実権者である創業者の取締役会長（当社株式68%を保有）が77歳と高齢であり、事業承継が当社の喫緊の課題となっていることから、事業規模、取引状況、財務内容を鑑み、経営者保証に依存しない融資について検討して欲しいとの申し出があった。
- ・新規貸出申込額は100百万円であり、実行後の総貸出額は1,142百万円、担保額が463百万円、未保全額は679百万円となる。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・売上高は每期8,000百万円以上、償却前利益500百万円を計上しており、直近期において実質自己資本1,500百万円と厚く、金融負債1,500百万円に対し預金残高1,500百万円を有している等、財務基盤は盤石である。
- ・業況報告については経理担当役員から定期的に試算表、国内外工事状況、他行取引状況等の資料を基に報告を受けている。
- ・法人・個人の資産および経理の分離において、現経営者から長期預り金が每期計上されており明確な分離ができているとは言えないが、当社業況及び財務内容が堅調で、適時適切な情報開示がなされる等、従来から良好なりレーションが構築されていること等を総合的に勘案し、経営者保証を求めず融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例 (地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、看板・標識・店舗外装等の企画・印刷業者で、事業規模は小規模であるが、品質、デザイン性を強みに、受注状況は良好に推移していた。・前年度に創業者であった旧経営者が退任し、創業者の子息が新経営者に就任しており、当行は、新・旧経営者の2名から経営者保証を徴求していた。・当社より、事業承継の一環として、経営者保証を解除できないか相談を受け、経営状況を確認したところ、以下の点などについてガイドラインの要件を十分に満たしているとは言い難い状況にあった。<ol style="list-style-type: none">① 事業承継後も旧経営者は同社の株式の大部分を有しており、実質的に経営にも関与していた。② 法人と旧経営者の間でBS上に多額の役員貸付金が計上されており、役員貸付金の返済計画は未策定であった。③ 当社からは十分な担保提供は行われておらず、内部留保も潤沢とは言い難い状況にあった。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行において経営者保証の解除の可能性を再検討したところ、ガイドラインの要件を十分に満たしている状況ではないものの、以下の点を踏まえ、新旧経営者2名の保証解除を行った。<ol style="list-style-type: none">① 当社の事業性評価を実施するなかで、当社の収益状況を十分に把握できており、当行も当社の経営課題に対する支援として、販路開拓支援、事業承継支援、外部専門家の活用提案を行うなど、当社と良好な関係を構築していた。② これまでは、当社の既存借入金に信用保証協会保証付借入があり、保証協会の定めにより、経営者保証の解除が困難であった点も、保証徴求する要因の1つであったが、平成30年4月以降の信用保証制度の見直しを活用し、当行と信用保証協会との連携により、信用保証協会付についても経営者保証の解除が可能であった。・本件を機に、新・旧経営者とのリレーションを深めることができ、更には運転資金の対応により融資シェアの拡大が図れた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例16. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、院外処方薬局を展開しており、財務基盤は強固で、業況は堅調に推移している。
- ・ 当行との取引は預金のみであり、貸出取引はない。
- ・ 当社の手許資金は潤沢であるが、一時的な資金不足に対応するため、当行に対し、新規の当座貸越枠の設定の申込みがあった。
- ・ 当該申込みを受け、当行から「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので、是非検討してほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行の検討においては、ABL等の経営者保証を代替する手法についても併せて検討したが、①上記のように財務内容が良好であり堅調な業況を受けて利益による償還が十分可能であること、②以下のような法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること、等を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

<法人と経営者の関係の明確な区分・分離の状況>

- 事業用資産は法人所有となっている。
- 適切な牽制機能を発揮するため、以下のような仕組みが構築されている。
 - (イ) 経営者及び親族による自社株の保有を定款で制限し、株主総会で役員報酬の総額を決定
 - (ロ) 取締役の過半数は、経営者及び親族以外の第三者が就任

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当組合は県内の畜産農家を取りまとめる協同組合で、上部団体（一般社団法人日本家畜商協会）及び傘下の畜産農家（協同組合員、以下「組合員」という。）からの保証を受けて金融機関から資金調達を行い、素牛（繁殖牛や肉用牛として育成する前の子牛）を購入し、組合員が素牛を肥育・販売を行う「預託牛事業」を行っている。
- ・上記保証については、上部団体が融資額の9割を保証し、組合員である15名が残り1割相当分を保証してきた。
- ・預託牛事業は、元々は信用力の低い個人農家が集まって信用力を補完し、円滑に素牛を調達するための相互扶助の仕組みであった。しかし、近年、組合員によって信用力の開きが大きくなり、預託牛の仕組みを利用しなくとも自身の信用力で資金調達が可能な組合員がいることに加え、預託牛の利用頭数の多寡に関わらず、組合員が一律に保証を差し入れる預託牛制度に対する不公平感が高まっていた。
- ・さらに、預託牛の仕組みから脱退する組合員が出てくると、預託牛制度が崩壊し素牛を仕入れられなくなる畜産農家が出てくることから、保証に代替する手法の活用が急務となっていた。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当行では、上記課題に対する当組合からの相談を受け、「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、保証の代替的融資手法であるABLによって問題解決（保証解除）が図れないかを検討したが、各組合員の農場に分散された全ての預託牛に対して担保設定することが手続き上困難であることに加え、組合員の担保提供に対する抵抗感などもあり、対応に行き詰まっていた。
- ・そこで、最終的に本事業においては、以下の点を考慮することで、実際に「預託牛」を担保取得することなく、組合員15人全員の保証を解除することとした。
 - ①法人（組合）のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能であること。
 - ②法人（組合）と経営者（組合員）の資産・経理の明確な分離については、現状は多少の課題が残るものの、各組合員がその趣旨と必要性を認識しており、今後改善が見込まれること。
 - ③当組合からは、今回、これまで開示を拒んでいた預託牛の管理書類等の提出を受けられることとなり、情報開示の改善が進み、当社の事業に対する理解が進んだこと。
 - ④当社の預託牛の所在や飼育状況等を含む在庫状況や売掛金、資金繰りの実態等を十分にモニタリングすることとし、経営状況に変化が生じた場合には、迅速に経営支援を行う体制を構築することで、担保を徴求せずとも、適切なリスク管理が行えるものと判断したこと。

⑤本件は、畜産という地域産業の活性化に資するものであること。

- ・なお、今後、組合と組合員の経営実態をより一層理解する観点から、緊密なリレーションシップの構築を図るとともに、モニタリングを継続していく予定である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、射出成形のプラスチック成形を得意とするプラスチック製品製造業であり、主力商品であるフィギュアやプラモデルを中心に、大手玩具メーカーとの取引パイプを確立している。
- ・当社は、前期、前々期と営業赤字が発生しており、直近期に黒字化したばかりであった。
- ・当社の資金繰りについて、月商の3~4カ月分の経常運転資金が必要ななか、資金調達は商手割引、手形貸付のほか一部が長期運転資金となっており、約定弁済の負担が重く借換え対応が必要な状況となっていた。
- ・今般、当行に対し、運転資金の申込みがあり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資について説明したところ、可能であれば利用したいので、検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の約定弁済の負担を軽減したいというニーズを捉え、経常運転資金に対する短期継続融資を提案することを検討し、当社のビジネスモデルを踏まえて、売掛先別の回収サイトや棚卸資産の内容を十分に把握（事業性評価）するとともに、以下の点を勘案して、運転資金所要額から既存の商手割引額及び手形貸付金額を控除した残額に相当する額を、約定返済のない手形貸付にて無担保・無保証で対応することとした。
 - ①黒字化して間もない状況であるものの、業績は改善傾向にあり、直近期における総有利子負債額から短期継続融資額分を除いた後の利益償還すべき負債額に対して、十分に償還能力を有していること
 - ②適時適切な情報開示がなされており、ビジネスモデルや売上債権、棚卸資産の内容の十分な把握が可能であり、定期的な面談や実査等によるモニタリングなどを通じて、取引先と緊密なリレーションを構築しており、事業性評価を継続的に実施することが可能なこと

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・人形・仏壇の小売業者である当社は、雛人形・五月人形で多くのオリジナル商品を取り扱っており、県内での知名度も非常に高い。また、近年、県外にも店舗展開し、売上げの増加を図っている。
- ・今般、メイン銀行である当行に対し、増加運転資金の申込みあり。その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者の保証を提供しないことが可能か合わせて検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は、法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であったものの、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、また、適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていないなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていなかった。
- ・こうした中、当行は、当社の取り扱う商品の売上げが特定の時期に集中するため、平均月商に比して在庫が多いという特性や、当社の商品がブランド化されており在庫の固定化の懸念が小さいこと、また、今後も安定した業績が見込まれることから、ABLによる当座貸越枠で増加運転資金に対応することとした。
- ・ABLを活用することで、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたいとの当社のニーズにも応えることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・コンクリート製品の製造、卸業者である当社は、過去に、借入過多、不良債権の発生等により資金繰りに行き詰まり、民事再生法の適用を申請している。
- ・民事再生手続開始後は黒字転換し、財務内容の改善が図れてきており、また、再生計画の進捗状況の報告や、決算書等の財務状況の開示がなされている。
- ・民事再生手続開始後は、仕入代金の現金払いを余儀なくされており、運転資金が必要となっている。地元金融機関から手形割引で新規の資金調達を行っているが、資金調達の窓口を広げるため、当行に対し借入の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・以下の点を考慮し、経営者保証の提供を受けることなく対応することとした。
 - ① ABLを活用することにより、相応の保全が図れること
 - ② 財務内容が改善傾向にあり、債務超過の解消が見込まれること
 - ③ 地元金融機関による金融支援が行われていること
 - ④ 再生計画及び決算書等の財務分析に必要な書類が提出されていること
- ・本件融資で、当社の資金繰りは改善し、事業の安定化に寄与した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 2 1. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・長い業歴を有する真珠加工卸売業者である当社は、国内外に 200 社以上の取引先を確保しており、業況は安定している。
- ・当行との取引は 1 年余りと短いものの、海外での売上げが好調で増収増益となっていることから、当行から運転資金枠の設定を積極的に提案していた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・他行との差別化を図るため、以下の理由から、A B L を活用した商品仕入資金の融資を提案した。
 - ① 当社の取り扱う真珠は、天然素材及び宝飾品としての市場価格があり、A B L に適していること
 - ② 事務所、倉庫、作業場での在庫の管理状況に不安はなく、データ管理に基づくモニタリングが可能なこと
 - ③ 市場価格と在庫状況からシステムを利用して、随時、在庫評価額が把握できること
- ・当社の業績が好調であったことや、A B L の活用を踏まえ、経営者保証の提供を求めないこととしたため、当社にも受け容れられ、当座貸越枠の設定に至った。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 2 2. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、農産物生産の大規模化をめざしてスタートした農業生産法人であり、食肉加工、青果加工にも進出し、6次産業化を推進している。
- ・ これまでメイン行で設備資金中心の資金調達を行ってきたが、事業拡大に伴い運転資金の調達が必要となり、これまで融資取引がなかった当行にも新規融資の相談があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ メイン行では経営者保証の提供を受けて貸出を行っていたが、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者保証を求めることが必要か検討を行ったところ、以下の事項が確認できた。
 - 法人と経営者の間の貸借や役員報酬等が、事業規模や収益状況から妥当と判断される水準であり、法人と経営者の資産の区分が図れていること
 - 事業計画に妥当性が認められ、償還に不安がないこと
 - 適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていること
- ・ また、安定的な販路が確保されており、外部専門会社による検証を行ったところ、売掛債権の担保適格性の確認ができたことから、ABLを活用し、経営者保証を求めないこととなった。
- ・ メイン行で対応している設備資金と比べると、少額の運転資金の取組みであるが、業容が拡大する中でABLによる新たな資金調達の道が開けたことから、今後の取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 23. 新設法人に対して、ABL を活用することで経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は肉牛生産農家 10 人出資による新設法人。
- ・当社は、繁殖生産基盤を集約して生産子牛の確保、作業委託、人材確保・育成を実現し地域畜産農家の発展を目的とした事業モデルの構築を検討しており、構想段階から当行含む金融機関へ相談していた経緯があった。
- ・このような中、事業導入資金として、短期資金 40 百万円（ABL での取組み）の新規融資の相談があったもの。
- ・上記事業導入資金として新規融資を検討する中で、これまでの保証人に依存した融資条件からの脱却のため、当社より無保証人扱いの希望があったもの。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当社は新設法人であり、決算情報などが無いため、当行がチェック項目に制定している以下のガイドライン適用要件の一部（②及び④）に該当しなかった。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③ 法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている（してもらえる）。
 - ④ 法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得る。
- ・上記の状況であるものの、当社からの希望に沿うために、無保証人での取扱いの可能性について検討をした。
- ・検討の結果、以下の内容を踏まえると、無保証人扱いを許容できる先と判断し、経営者保証を求めずに融資を実行した。
 - (1) 動産担保の取得により、信用補完が可能であること。
 - (2) ABL での取組みにより、モニタリングの毎月の実施、当社の物流・商流の実態把握が可能であること。
 - (3) 当社（決算書以外の）財務資料の提出、構成員 10 名の財務資料提出、牛舎の実査により当行とのリレーションが構築できること。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 2 4. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（1）

（主要行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、システム開発会社であり、大手他社に先駆けてクラウド環境でのインターネットサイト構築に参入し、大手企業を中心に取引先が増加している。
- ・ 今般、取引先の増加に伴う運転資金に係る新規融資の申し出があったため、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明するとともに、当社を巡る状況を勘案し、解除条件付保証契約での融資を提案した。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 法人と経営者との関係の区分・分離は不十分であったが、以下のような点を勘案し、上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約（注）の活用を提案したところ、当社の了解が得られたため、当行の提案どおり、解除条件付保証契約での新規融資を行うこととなった。
 - ① 業歴が浅く、直近決算は赤字であるものの、一定の販路を構築済みであり、足元の試算表では黒字に転換しており、今期決算は黒字が見込まれること
 - ② 試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
 - ③ 上場を志向しており、主幹事先である当行関連証券会社と具体的な協議を進めていること

（注）解除条件付保証契約とは、特約条項（本事例では、上場申請）を充足する場合は保証債務が効力を失う契約。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 2 5. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（2）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は業暦 30 年超の食品製造業者。毎期 30 億円程度の売上を計上しており、業況は堅調に推移している。一方で、生産設備への投資のため借入金の水準は高く、実態の自己資本比率は 3%程度と財務面はやや見劣りする状況である。
- ・当社は利益率の高い商品の生産拡大を目的とし、工場設備の増設、更新を計画しており、当行および以前から取引のある政府系金融機関に対して資金借入の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社からの申し出を受け、営業店内で「経営者保証に関するガイドライン」に則して経営者保証の必要性を検証した。
- ・当社は財務面が低位であるうえ、借入金返済によるキャッシュフロー悪化の懸念があるものの、商品の採算性向上により今後の改善が見込まれることから、当行所定の「解除条件付保証契約」を活用することとした。

<当行所定の「解除条件付保証契約」における主な特約事項>

- 一定の期間にわたる月次の試算表、金融機関取引状況等の資料提出
 - 「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書添付書面」に「法人と経営者個人の資産、経理が明確に分離されている」旨の記載があること
 - 2 期連続の自己資本比率 30%以上確保
 - 有利子負債償還年数 5 年以内
- ・保証契約締結時に、当社代表者より「自己資本比率 30%は高いハードルだが、当社としても経営計画上の目標としており、目指すところは銀行と同じ」である旨の発言があった。
 - ・「解除条件付保証契約」を利用して経営者保証を解除できる条件を提示することにより、地場中小企業の成長支援を行った事例。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例26. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、各種帳票の特殊印刷（主に損害保険会社向け保険約款）を中心に、ロールペーパーの製造、一般印刷も手掛けている。
- ・近年の保険契約におけるネット通販化やWEB手続によるペーパーレス化を背景とした主力取引先からの値下げ圧力等から、大幅な減収・赤字となり、既存のシンジケート・ローンの財務制限条項に抵触するまで業績が悪化した。
- ・このため、外部コンサルを導入し、安定受注の確保と経費削減を骨子とした「経営改善5ヵ年計画」を策定したところ、経営改善計画1期目は、売上の減少に歯止めが掛からなかったものの、利益面では計画を達成した。
- ・このように業績が改善傾向にある中、期限一括返済としていた既存のシンジケート・ローンの期限到来によってリファイナンスを行うに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明したところ、当社から経営者保証を求めないでほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行での検討においては、当社は経営改善計画を遂行中であり、法人のみの資産・収益力での借入金の返済は難しい状況にあるものの、以下のような点を勘案し、特約条項（注）に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約を活用することとした。なお、本対応については、シンジケート・ローンの協調融資行とも協調の上行っている。
 - ①外部コンサルによる計画策定やモニタリングの徹底により、透明性の高い経営がなされていること
 - ②経営改善計画2期目の計画達成も視野に入ってきているなど、一定の経営改善が図られてきていること
- （注）特約条項の主な内容
 - いずれかの表明事項が真実でないことが判明したこと
 - 借入人又は保証人の本契約上の義務違反が発生したこと（純資産維持、2期連続赤字回避等の財務特約条項を含む。）
 - 保証人による財産、経営又は業況に関する虚偽の開示がなされたこと
- ・また、弁護士の指導により、保証債務の整理に関して、「保証人がガイドラインに則った整理を申し立てた場合、各貸付人及びエージェントはガイドラインに基づき、当該整理に誠実に対応するよう努める」旨の規定を保証契約に盛り込んだ。
- ・今回の対応により、今後の当社の経営に関する規律付けと情報開示等による更なるリレーションシップの強化が期待できる。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 27. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例 (2)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 工作用機械の製造業者である当社は、経営状態の悪化により、数年前に整理回収機構を活用し、当行を含めた取引金融機関は債権放棄を行っている。外部から社長を招聘するなど抜本的再生に取り組み、当行もこれまで他行と協調して再生支援を行ってきた。
- ・ 当社は、所有不動産の売却に加え、海外受注の増加等により業績改善が図れたことから、前期決算にて債務超過を解消している。
- ・ 現状のコミットメントライン ABL (他行イベントによるシフトローン) の契約期限を迎えるにあたり、売上げの増加により現状の 3 億円の極度額では資金不足となるため、本契約を更新せず当行単独で極度額を増額してほしいとの申出を受けた。
- ・ 現状のコミットメントラインは停止条件付保証にて対応しており、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資として、引き続き ABL ならびに停止条件付保証での対応を検討してほしいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 本件は、ABL を活用する案件であるが、担保設定する当社製品は特殊性が高いこと、また、創業者一族との一体性の解消を確保・維持するガバナンスの構築が十分でないことから、停止条件付保証により、当行単独で極度額 5 億円への増額の対応を行うこととなった。

※ 保証契約における特約条項の主な内容

- 財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出
- 要承諾事項：重要な資産もしくは事業の全部または一部譲渡
減資または自己株式の買入れもしくは消却
経営状況や財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為 など

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 28. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例

(その他の金融機関)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・地場有力の食品スーパーである当社は、地域での知名度が高く業況は安定的に推移しているが、期中の試算表や今後の事業計画等に関する情報開示が十分ではなく、関係強化に苦慮していた。
- ・今般、当社から既存店舗の改装・増床に係る設備資金について、当行と地元の金融機関 2 行による協調融資の相談があった際、代表者から、借入の増加に伴い自らの保証債務負担が増えることに抵抗があり、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、何らかの対応ができないか検討の依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行は、当社から積極的な情報開示が得られれば、迅速なソリューションが提供でき、一層の関係強化に繋がると考え、事前に定めた特約条項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない、停止条件付保証を提案した。協調行は、停止条件付保証のノウハウが乏しく対応に苦慮していたが、当社を通じ当行の契約書ひな形を開示したところ、当行と同じ内容の特約条項（コベナンツ）を付した停止条件付保証を活用して協調で融資を行うこととなった。
- ・代表者は、大手スーパーやドラッグストアとの競合等から今後の事業展開に閉塞感を感じていたが、停止条件付保証の活用により前向きな設備投資に踏み切ることができ、大変感謝された。
- ・また、特約条項（コベナンツ）には、定期的な業況報告を行うことや提出資料の真実性を代表者が表明し保証する旨の内容が含まれており、当行および協調して対応した地元の金融機関 2 行と当社との一層のリレーション強化が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかった事例

(主要行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は婦人服の卸・製造・販売を営む老舗業者。全国の有名百貨店等でインショップ販売を行う。・内部留保の蓄積があり、実質無借金の経営ではあるが、2期連続で営業利益以下が赤字。赤字解消のため、不採算店舗等の整理を行っている。・今般、既存の稼働工場について、老朽化および生産縮小のため閉鎖を予定しており、解体のうえ跡地に賃貸アパートを建築し有効活用したいとの相談に接し、当該アパートの建築費用の新規融資を検討したもの。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当社から賃貸アパートにかかる事業計画の提出を受け、当行にて、市場環境や地域の特異性、当社の属性、将来の返済可能性などを総合的に判断した結果、物件単体の収支見込等については懸念がないことを確認した。・他方、婦人服事業については赤字が続いており、ガイドラインの適用要件である「財務基盤の強化」については、十分に満たしていない状況であった。・このため、今後も法人の財務内容悪化が続いた場合には、本件アパートからの賃料収入が婦人服事業の赤字補填に充当されることも考えられるため、与信採択に際しては、今後の法人財務内容の推移やアパートの入居状況等について適切に開示を受けること、および返済原資である賃料収入について確実に捕捉することが重要と判断した。・上記の状況のもと、無保証での与信対応を希望する債務者の意向も踏まえ、保証を求めない可能性について検討した結果、以下のようなコベナントを付した停止条件付保証契約を活用することとした。 <p>【コベナントの主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">➢ アパートの賃料等入金口座を当行に開設した預金口座とすること➢ 決算期毎のレントロール（アパートの戸別の入居状況、賃料、その他賃貸状況に関する明細表）の提出➢ 計算書類及び付属明細書等の内容の正確性等についての表明保証➢ 役員または株主・資本構成の変更等があった場合には直ちに報告すること <ul style="list-style-type: none">・コベナントである情報開示等により、今後の更なるリレーションの強化が期待できる事例。

【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例

商工組合中央金庫の停止条件付保証契約においては、以下の1～5のような特約条項が付されている。仮に表明保証が真実でなかった場合、報告、届出、承諾、確約事項の義務違反が生じた場合等において、代表者が債務者と連帯して保証する旨の契約を、あらかじめ債務者及び代表者、金融機関との間で締結している。

1. 真実性の表明、保証

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、真実に相違ないことを表明、保証

- (例) > 計算書類等が正確かつ適法に作成されていること
> 事業が関係諸法令に違反していないこと

2. 財務状況等の報告

■ 債務者が、以下の資料を一定の期限までに提出することを約束。また、代表者は、資料の真実性を表明し、保証

- (例) > ○ヶ月毎の試算表
> ○ヶ月毎の各取引金融機関からの借入残高の一覧表
> 各事業年度の計算書類等

3. 報告、届出事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、報告、届出することを約束

- (例) > 商号、代表者、主たる事務所、役員等の変更
> 訴訟、行政手続、その他の紛争等の開始
> 財産、経営、業況の重大な変化の発生

4. 承諾事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、事前承諾がない限り行わないことを約束

- (例) > 減資、合併、会社分割
> 重要な資産、事業の譲渡
> 経営状況、財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

5. 確約事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、確約

- (例) > 主たる事業に必要な許認可等を継続すること
> 全ての法令を遵守して事業を継続すること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 30. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、飲食店及びモバイル端末の販売代理店を運営しているが、不況の煽りを受け、平成 21 年に売上が悪化。平成 22 年 3 月から貸出条件の変更を実施し、現在も各金融機関に対して貸出シェアに応じ、当初の約定返済額から減額した金額での返済を継続している。
- ・今般、根保証の期限到来に伴う更改手続の際に、当行から、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当社に対する融資額 25 百万円に対して同額の保証金額を設定していたが、今回の更改に際して、預金担保が 10 百万円あることから、ガイドラインに基づき当該担保分を保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込分等も勘案し、保証金額を 12 百万円に減額することを提案し、当社と合意に至った。
- ・当社は条件変更先ではあるが、ガイドラインに基づき、担保のうち保全の確実性が認められる部分を控除して保証金額を設定したところ、経営者は保証負担が軽減されたことに謝意を示し、「金融機関も変わってきたのですね」と高く評価している。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例3 1. 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、大手電気器具製造業者である。・ 過去に当社が窮境に陥った際には、中小企業再生支援協議会及び整理回収機構を活用した債務整理を実施するなど、当行は長年に亘って当社を支援してきた。・ 近年の機器の電子化の進行により海外を含め受注が拡大傾向にあるため、堅調な業績を維持しており、未だ繰越損失を抱えているものの、今後1年程度で解消できるまでに財務基盤が回復している。・ 従来、当社への与信については、債権額（52億円）をほぼ全額カバーする額の経営者による根保証や不動産への根抵当権の設定等（計40億円）の提供を受けていたが、今般、根保証契約の期限到来に際し、当行から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行い、経営者と協議を行った。
<p>2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社との協議においては、過去の経緯もあり、現時点で経営者保証を全て解除することは困難であると認識しつつも、根抵当権を設定している不動産担保等の保全や、足元の業績、経営者の業務意欲等を考慮した。・ 当該協議の過程で経営者の繰越損失解消に向けた強い意欲を確認することができたことや経営者からの希望もあり、保証金額は繰越損失金額相当を目処として5億円（保証期間は1年）に設定することで保証契約の更改に合意した。・ 今回、経営者保証の全額解除までには至らなかったものの、経営者からは「保証金額の減額は事業への取組意欲の増進に繋がるものであり、好決算に向けて一層の努力を行う励みとなる。1年後の保証期限到来時には改めて保証金額について相談に乗ってほしい。」と前向きな発言があった。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例3 2. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例

(信用金庫)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、親会社が当地の営業所の位置付けで設立した酒類や醸造米の卸売業者であり、経営基盤には不安定な部分があるが、着実に業績を上げてきている。・従来は、親会社から運転資金を調達してきたが、親会社からの独立を経営方針としたため、金融機関から初めて資金調達を行うこととなり、当金庫に融資の申込みがあった。・初めての融資取引ということもあり、経営者からは、本人による保証と所有不動産の担保提供の申し出があったが、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」を説明するとともに、経営者の保証金額を不動産担保による保全が図られない部分に限定することを検討することとなった。
<p>2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当金庫において、経営者による保証の金額を限定することについて検討したところ、融資金額 25 百万円に対して、不動産担保物件の評価額は 17 百万円であるが、物件の所在地は、市内の住宅開発地として人気の高い地区にあり、将来的に保全価値が減少する可能性は低いと判断したことから、不動産担保物件による保全部分、今後の与信増加の可能性を総合的に勘案の上、経営者の保証金額を 25 百万円から 10 百万円に減額して融資を実行した。・経営者からは「保証金額は融資額と同額となっても仕方がないと思っていたが、減額してもらえたのはありがたい。貴金庫の期待に応えられるよう経営に注力したい。今後もいろいろと相談に乗ってもらいたい。」との発言があった。当金庫としても、引き続き当社の事業の発展を支援し、取引の深耕を図っていく方針である。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 3 3. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、シェアハウスの運営を目的として、建設業・不動産業勤務を経た 20 代の代表者により設立された。
- ・ 現在、複数の物件の運営を受託しており、決算未了であるが、設立から実働 4 ヶ月後の試算で一定の賃料収入売上と営業利益を計上している。
- ・ 当社の事業は、開業間もないことから事業実績も乏しく、代表者のノウハウによるところが大きく、法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図れていない状況であった。
- ・ 今般、自らシェアハウスを所有し運営する目的で収益物件購入資金として 50 百万円の新規融資の申込みを受けた。
- ・ 本件融資の申込みを受け、「経営者保証に関するガイドライン」の内容に沿って適切な保証金額での融資取組の説明を行ったところ、是非ともその内容で融資を検討してほしいとの申出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当組合においては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、平成 26 年 4 月以降、以下の点に着目して、有担保で経営者保証を徴求する場合には、原則として保証金額を融資額の 20%に限定して融資を行うこととしている。
 - ① 個人資産に対して過大な保証金額とならないようにすること
 - ② 有担保により一定の保全が図られていることから、必要以上に個人保証をとる必要がないこと
 - ③ 保証金額を限定することで、個人負担を減らし創業支援などを進めることができること
 - ④ 経営への規律付けの観点からは、融資額の 20%程度の保証金額で十分だと考えられること
- ・ 当社は、法人としての事業実績及び足元の収益が乏しく、また本件融資では担保により保全が図られていない部分が 27 百万円であったが、上記の方針や事業計画の妥当性を勘案して、融資額の 20% (10 百万円) に限定することとした。
(融資額 50 百万円、不動産担保の評価額 23 百万円、経営者保証額 10 百万円、無担保・無保証額 17 百万円)
- ・ 併せて、今後、当社の事業が軌道に乗り、以下の点が確認できた場合には、更に経営者の保証を見直していく旨を顧客に説明し理解を得ている。
 - 利益償還が可能であること
 - 法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - 適時適切な情報開示が行われ、当組合との間で良好なリレーションが構築されていること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 3 4. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は昭和 27 年設立のタクシー事業であり、長い業歴で安定した業務基盤を有している。
- ・ 今般、車両入替の資金として 40 百万円の借入れ申込みを受け付けた際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいとの申出があり対応したものである。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・ 上記の申出により、当庫の「経営者保証に関するガイドライン」対応マニュアルにおける「経営者保証の必要性チェックリスト」により経営者保証が必要か不要かを判定することとした。
- ・ 当社においては、法人単独によるキャッシュフローが充分でなく、かつ経営者等による物的担保の提供が十分とは言えないことから、経営者保証が必要となる旨を説明し、理解を得ることとなった。
- ・ 経営者保証を前提に適切な保証金額を算出したところ、担保提供（根抵当権 23 百万円設定）のあった物件の担保力を差し引いた未保全額について、経営者保証をいただくことで理解をいただき、融資を実行したものである。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 35. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、不動産賃貸業者であり、当行のメインの取引先である。
- ・元社長は高齢で経営の一線からは退いているが、筆頭株主で取締役ということもあり、配偶者である現社長と共に保証を提供していた。
- ・このような状況の下、社長から取締役である長男への事業承継について相談があり、既に実質的な経営者である長男に対し、社長から保有する自社株を譲渡したいとの意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・社長からの相談を受け、当行の営業店において「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時の対応に則して、今回の事業承継を機に元社長の保証を解除する可能性を検討したが、当行所定のチェックシートでは、法人と経営者との関係の区分・分離が不十分なため、引き続き保証を求める可能性を検討することとなった。
- ・しかしながら、これまでの返済状況や担保による債権の保全状況に全く問題がなかったことから、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案し、ガイドラインの趣旨に則して、元社長の保証を解除することを営業店の方針とし、保証解除の稟議を本部に申請した。
- ・また、元社長との面談時にガイドラインについての説明を行い、元社長の保証解除を検討する用意がある旨を伝えた。
- ・後日、正式に当社から元社長の保証解除の依頼があったところ、本部において稟議も承認され、元社長の保証を解除することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例36. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例

(信用金庫)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、建設業者として高い施工技術を持ち、一定の経営基盤や収益環境を構築している。・ 平成25年10月期決算は、公共工事の減少により売上は事業計画を下回ったものの、コスト削減により事業計画を上回る経常利益を確保するなど、財務内容の改善に向けた取組みが見られた。・ こうした中、健康上の理由により前経営者が平成25年10月に退任したが、既存の借入金について前経営者が提供していた保証の解除は行わず、新経営者とともに保証の提供を引き続き受けていた。・ 今般、当金庫から、「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、前経営者が当社の株式を譲渡するなど、当社と全く関係のない立場となったことから、前経営者による保証の解除について当金庫に相談があった。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社からの相談を受け、前経営者と当社の現在の関係を確認したところ、前経営者が保有していた当社の株式は全て譲渡され、前経営者は経営にも全く参画しておらず、実質的にも当社と関係のない立場にあることが確認できたため、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」監督指針の趣旨を踏まえ、前経営者との保証契約の見直しを検討することとした。・ 当金庫において検討を行ったところ、新経営者から保証の提供を受けていることや業況回復への当社の取組状況を勘案し、前経営者の保証を解除することとした。・ 当金庫は、メインバンクとして当社との信頼関係を維持するため、本件保証契約の見直しに取り組んだところ、当社からは当金庫の対応を高く評価され、リレーションシップの強化を図ることができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 37. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 (1) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- ・ 今般、当社から経営者の交替の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せず取引を継続したい旨の意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
 - ① 事業用資産は全て法人所有であること
 - ② 法人から役員への貸付がないこと
 - ③ 当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
 - ④ 法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
 - ⑤ 財務諸表のほか当行が求める詳細な資料（試算表等）の提出にも協力的であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例38. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、親会社グループの運送部門を担っている貨物運送業者であり、グループ会社の商品搬送が主な業務である。
- ・当社は小規模ながら営業基盤が確立されており、業績は安定している(25年9月期は、売上高200百万円、経常利益20百万円と増収増益)。
- ・従来は、経営者から根保証の提供を受けて融資を行ってきたが、経営者の交替に当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明したところ、新経営者から経営者保証なしの融資を検討してほしい旨の要請を受けた。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当社からの要請を踏まえ、当行において検討を行ったところ、以下のような点を勧告し、経営者の交替に当たり、前経営者の根保証を解除するとともに、新経営者からの新たな保証も求めることなく融資を行った。
 - ①当社の経営者は、任期が2年乃至4年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されていること等に鑑み、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること
 - ②親会社・当社ともに財務内容に懸念がなく、また、収益による償還能力も問題のない水準であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 39. ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、市内中心地区の活性化・商業環境づくりを目的に共通駐車券発行业や中心地区の商業ビルの管理運営等の事業を行っている地場企業である。地域活性化を目的としていることから、地区で商業を営む複数の企業のほか、市も出資参加している。・ 既存の証書貸付は、商業ビルの購入資金で、政府系金融機関を含む3行による協調融資総額5億円（残高3.8億円）。その内、当行は、県制度融資による貸出で、当初融資額1億円（残高0.8億円）。当該制度融資は、代表者1名以上の保証が利用要件となっており、当社社長が経営者保証を提供していた。・ 今般、当社社長から高齢を理由とした代表者交代の申出があり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証契約の見直しの申出があった。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保証契約の見直しについて検討を行ったところ、以下のとおり法人・個人が明確に分離されていることが確認できたことから、旧社長の保証を解除し、新社長に対しても保証を求めないこととした。<ul style="list-style-type: none">① 当社は、市内中心地区の活性化を目的に複数の企業の出資により設立された企業であり、所有と経営が分離されていること② 営業資産はすべて法人の所有であり、社長への貸付も一切ないこと③ 市が出資するとともに経営にも関与し、適切に組織運営が行われていること・ ただし、利用している制度融資では代表者1名の保証が要件とされていたため、県に対してガイドラインに則して保証人要件の見直しについて相談したところ、制度改正を検討しているとの回答があった。制度改正に対する県の迅速な対応により、必ずしも保証人を必要とすることとはしない旨の見直しが行われ、これにより、旧社長の保証解除および新社長の保証を求めない対応を行うことができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 40. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、主業である材木・建材の卸売業と副業である住宅リフォーム等の建築工事請負業者を兼業しており、いずれの事業も地元工務店を中心とした取引先から安定した受注を確保しているため、業況は堅調に推移している。
- ・当金庫とは法人設立当初から、材木・建材仕入資金等の運転資金を中心に貸出取引（36 百万円）があるが、代表権を持つ会長及び社長から連帯して根保証（極度額 36 百万円）の提供を受けるとともに、事務所に根抵当（第 1 順位。極度額 25 百万円）を設定していた。
- ・今般、当社から長期運転資金 15 百万円の追加借入の申込みがあったため、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証の見直しを提案した。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・今回の見直しに先立ち、会長が代表取締役を退任して実質的に経営から退いたことから、新規融資については会長の保証を求めず、単独で代表となった現社長とのみ根保証契約を締結することとした。
- ・また、既存分と新規分を合計した債権額（計 51 百万円）に対する根保証の極度額については、根抵当による保全が図られていない部分に限定し、36 百万円から 26 百万円に減額することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 1. 過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・青果・園芸専門農協である当組合は、平成 19 年に不適切な経理処理が判明し、未計上であった多額の損失を計上した結果、債務超過であることが判明した。当組合、外部研修支援機関、中央会及びメイン銀行の当行が一体となり適切な経理処理及び経営改善に向けた取組みを開始した。・具体的には、外部研修支援機関の経営診断による経営改善計画書の策定、内部体制の見直し、中央会による経営指導、取引金融機関による金融支援を行うとともに、これらの実効性を持たせるため、当行からの行員派遣も行ってきた。その結果、当組合の業績は改善し、平成 28 年 8 月期に債務超過が解消した。・これらの取組みは、当組合の役員を入れ替え、新体制の下で行われてきたが、個人保証については、経営責任の観点から旧役員からは徴求したままであったが、経営改善等の取組みに大きく貢献している現役員からは徴求していなかった。・今般、当組合より旧役員 3 名の個人保証を解除し、代わりに現役員 2 名の個人保証を提供したい旨の申出があった。
<p>2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行で検討したところ、当組合では過去に不適切な経理処理がなされ、債務超過も解消したばかりであったものの、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、また以下の点を勘案し、旧役員の全ての個人保証を解除するとともに、現役員 2 名からも個人保証を徴求しないこととした。<ul style="list-style-type: none">①経理処理は、現在、当行をはじめとする上記の関係者による取組みと、顧問税理士からの客観的な外部チェックも入り、適切な運用がなされ、法人と個人との関係が明確に区分・分離されている。②経営改善計画に基づく改善が進み、債務超過を解消するとともに、安定したキャッシュフローを確保しており、借入金返済は順調に進んでいる。③当組合は適時適切な情報開示を行っていることに加えて、当行はメイン先として、平成 20 年から行員を派遣しているなど、良好なリレーションシップが構築されている。・なお、メイン銀行である当行が旧役員の個人保証の解除に応じ、無保証での取組みを表明したことから、その後、他行も同様に無保証にて対応することとなった。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例4 2. ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、建築資材を中心に食料品も取り扱うホームセンターで、50年以上の業歴を有する老舗企業。地域で最も品揃えが豊富で、価格競争力を有しており、財務内容も良好。
- ・当社の代表取締役（旧経営者）は高齢であったことから、子息（新経営者）への事業承継に向けて、顧問税理士による指導の下、株式譲渡への準備や代表者が交代した後も事業が継続できるよう、事業内容の更なる改善に取り組んできた。
- ・メイン銀行である当行としても、これらの取組みを後押しするべく、当社の在庫管理、収益力強化に向けPOSシステム導入や仕入れ先の選定を紹介するなど本業支援を実施。
- ・当社への既往の極度貸付について、当社代表取締役（旧経営者）1名から個人保証を徴求しているところであったが、今般の事業承継の準備を進めるにあたり、当社より「経営者保証に関するガイドライン」を活用して、個人保証を解除したい旨の相談があったもの。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当社は、現状においては、法人と個人の資産の分離が明確に行われていないなど、経営者保証ガイドラインの適用要件を一部満たしてはなかったが、下記の点を考慮して、代表取締役（旧経営者）の個人保証を解除するとともに、事業承継予定者である子息（新経営者）からも、個人保証を徴求しないこととした。

- ①現状は、法人と個人の資産の分離が明確には行えていないが、当行及び顧問税理士が指導を行うことで、法人と個人の資産を分離することの必要性を新・旧の経営者が十分に認識している。実際に、今般、工場や社用車の所有名義を旧経営者から法人名義へ変更している。顧問税理士による外部の適切な指導の下、法人と個人の一体性の解消に向けて取り組んでいること。
- ②財務内容が良好で、返済力に懸念がないこと。
- ③当社より適時適切に情報の開示・説明が行われ、経営の透明性が確保できており、当行と良好な関係性が構築できていること。
- ④事業承継を検討しはじめた早期から、当社と当行は円滑な事業承継に向けて、今後の事業計画の共有を含めた連携を図ってきたことで、事業承継後に、当該代表取締役（旧経営者）が経営から離れても、新経営者の下で事業の継続性に問題がないと判断できること。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 3. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は 72 年の業暦を有する農業土木建設業者である。・ 現在の借入は、短期貸出枠 260 百万円ならびに支枠 100 百万円を許容中。・ 代表の高齢化に伴い事業承継を実施して、副社長を新代表に、代表を会長（代表権なし）に各々変更するにあたり、旧代表の保証を解除するとともに、新代表からは保証を求めず無保証人扱いに変更したものの。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は実質無借金会社で高格付、財務内容も良好な先。昨年、事業性評価を実施し当社の企業概況や課題事項等について認識を共有するなど適切なリレーションを構築している。その中で、事業承継対策についても経営課題として認識を共有していた。・ 上記内容を踏まえ、行内では当社の無保証人扱いへの変更を検討していたところ、当社より事業承継に伴う代表者変更の申出があり、当行側からは事業承継を機に無保証人扱いへの変更を提案した。・ ガイドライン項目については、「①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている」「③法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている」の 2 項目が充足されていない状況であったが、事業性評価による十分な内容調査（SWOT 分析、知名度、技術力など）およびディスカッションを通じて無保証人扱いを許容できる先と判断し、旧経営者の連帯保証を解除するとともに、新経営者からは保証を求めなかった。・ 他行からは無保証人に関する申出等は無かったとのことで、新・旧経営者より当行の取組に対し高い評価と感謝の意を示された。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 4. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は工場の生産ラインに用いるステンレスタンク、薬品や接着剤等の定量排出装置などを製造している。取引先は業種を問わず 900 社超にわたり、業種や販売先が分散されていることから景気動向に左右されにくく、業績は堅調に推移している。・これまでの資金調達は、約定弁済付きの長期運転資金が中心であったが、2016 年に正常な運転資金に対応した短期継続融資を取組み、試算表等によるモニタリングを継続するなか、手形貸付の書替えに応じている。・当社の直近決算書には、代表者（旧経営者）および事業承継予定の専務（新経営者、生え抜き）に対する当社株式取得資金が計上されており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない状況であった。・今般、経営者の交替に伴い、旧経営者の保証解除および新経営者から保証を求めない対応の要請を受けた。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・「経営者保証に関するガイドライン」について改めて説明し、当社から旧経営者に対する貸付金（株式取得資金）があり、更に直近期には新たに新経営者に対する貸付金も発生しており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない旨を説明するとともに、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みについて確認した。・確認の結果、旧経営者への貸付金は、今後、保有株式の譲渡金にて清算予定であること、新経営者への貸付金は、一括返済は困難であるが、毎年一定額を返済（約 10 年程度で完済）することで、法人・個人の一体性の解消を図っていく方針である旨の説明があった。・要請に対して、以下の点を勧告し、旧経営者の保証を解除するとともに、新経営者からの保証を求めないこととした。<ol style="list-style-type: none">① 上記、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、今後、法人から経営者への貸付金の清算が見込まれること② 事業基盤が磐石で業績も堅調であり、法人のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能と見込まれること③ 適時適切に財務情報の開示を受けており、良好なリレーションシップが構築できていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 5. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は国内最大手である自動車用品販売店のフランチャイジーとして小売店を9店舗、板金工場を1店舗有し、車検サービスや車両用品の販売を行っている。自動車市場は人口減少や若者の自動車離れ等により縮小傾向が続く中、立地条件が良好な幹線道路沿いへの出店戦略や付加価値向上に向けた従業員への社員教育が奏功し、每期安定的な収益を確保している。
- ・ 当社の代表者は今後の事業展開を画策する中で子息への事業承継を検討していたが、自身の保証債務も承継しなければならないことを苦慮していた。

(※) 当行は、全国的な規模を有する税理士グループと連携し、顧問税理士による「経営者保証に関するガイドライン」に沿った検証を受け、当行所定の取扱条件を満たす取引先には、停止条件付保証を付した融資の取扱いを開始している。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行独自の税理士グループと連携した停止条件付保証制度を利用し、既存保証を停止条件付保証へ切替え、取引先の円滑な事業承継を進めることに寄与した。本件のポイントは以下の通り。
 - ① リレーションの構築と事業性評価
当社との長い取引の中で、メイン行として十分なリレーションが構築されており、当社の事業内容、商流、強み・課題等を共有し、実態把握と事業性評価を行うことができた。
 - ② 円滑な事業承継に向けた支援
当社に対しては、代表者子息への事業承継に向けて各種ソリューションを提案していた。その中で、代表者の保証債務が事業承継に踏み切れない一因となっていたため、円滑な事業承継を目的に停止条件付保証への切り替えを提案し、課題解決につながった。
 - ③ 外部専門家（顧問税理士）との連携
当行は、顧問税理士による適時適切な情報開示や法人・個人の資金やりとりの適切性確認を踏まえ、ガイドラインの要件検証を行うことで、経営者保証の代替手段である停止条件付保証の取扱いを可能とした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 46. 事業承継に際し、金利面の上乗せする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・平成8年創業のパソコンを中心とする中古情報家電製品の販売業者。直営5店舗とネット販売を展開し、業況は堅調。当社の強みは仕入ラインにあり、大手企業から中古パソコンを直接仕入れることで商品の安定調達を可能としている。
- ・当行は、当社の成長性に着目し、中古パソコンの仕入先となる企業を紹介、資金調達が長期借入に偏る中、短期継続融資による財務是正アドバイス等を行うとともに事業性評価を進めてきた。これらの取組みにより、資金調達のみならず、事業承継など経営全般にわたり相談を受けるようになった。
- ・当社は創業者2名のうち、A氏が初代表取締役を務め、平成17年にもう一人の創業者B氏が代表取締役に就任。今般、現代表取締役（B氏）が退任し、現取締役C氏が代表取締役に就任。取締役会長となっていたA氏が代表取締役会長に就任、複数代表制とした。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・今般の代表者交替にあたって、他行においては、退任するB氏に代わって創業者であったA氏の保証人加入を交渉していたが、事業性評価を進める中で、当行は、A氏の役割が経営への積極的な関与のためではなく、新代表取締役の補佐役であることを把握していた。また、以下の事項も勘案し、旧代表取締役（B氏）の保証契約を解除するとともに、他の代表取締役については、A氏、C氏の2名とも保証を求めない対応とした。
 - ① 財務体質、財務基盤は強固であり、業況も堅調に推移している
 - ② 財務諸表等の提出にも問題がない
 - ③ A氏は当社株式の35%を保有する筆頭株主だが、従前から社内体制の構築やガバナンス強化の必要性を認識し、それに取り組んできたことから、今後も法人・個人の分離が維持されるものと判断できた
- ・今般の保証人への対応により無担保・無保証人となることから、信用リスクの補填として、既存借入の金利引上（+0.2%）を交渉し、応諾が得ることができた。また当行の対応に他行も追随する形となり、当社の円滑な事業承継に寄与することができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 47. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和 60 年設立の CATV 設備設置、高速道路情報や地域情報のインフラ設備等を行う電気通信工事業者。県内における FTTH 通信設備工事（光回線の引込み）の受注により業況は堅調。・当社との与信取引は平成 28 年からと長くはないが、担当者のみならず支店長の帯同訪問により事業性評価に取り組み、当社の課題が事業承継（※）であることを把握し、代表取締役とも共通した認識を持っていた。 <p>（※）現代表取締役は時期をみて退任し、創業家（株主）への事業承継を予定</p>
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行は円滑な事業承継を支援するため既存の証書貸付（保証人：代表取締役）を無保証人扱いに切り替えるとともに、向こう 1、2 年の仕入資金の対応を含めたコベナンツ付融資（既存の証書貸付の借換え）を提案。・今般の対応により、保全不足が拡大することとなるが、以下の事項を踏まえ無保証人扱いで対応した。<ol style="list-style-type: none">① 財務基盤は良好、加えて財務のスリム化に向けて遊休不動産の処分に取り組んでいる② 安定した受注が確保される見通しであり、業績の安定推移が見込まれる③ 円滑な事業承継に向け株式の整理等の対策に着手している④ コベナンツ（財務制限条項）設定により適時適切な財務情報の把握が可能となる・今般のコベナンツ付融資の対応により、当行は事業承継時の繰上返済による逸失利益も想定したコベナンツフィーを受領することができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例48. 一定の影響力を持つ旧経営者（会長）の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者（社長）からは経営者保証を求めなかった事例（地域銀行）

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は四輪車販売ディーラーで業暦40年超。県内に4拠点を有し、長期的には減収トレンドではあるものの、直近期には増収増益となるなど、業績は堅調に推移している。・ 創業者であるオーナーが高齢であることから、2年ほど前に生え抜きの社員を代表取締役社長とし、前代表取締役社長は代表取締役会長に就任。当行は、会長が株式の9割超を保有しており実質的な影響力も大きいことから、実権者は引き続き会長であると判断し、既存の保証契約を解除しなかった。一方、新社長は株式を保有していない、いわゆる雇われ社長であることから、保証契約を締結しなかった。・ 当社は従前より、プロパー融資と保証協会付融資を併用しており、今般、保証協会付融資の申込にあたり、2018年4月から信用保証協会が運用を開始した「BK連携型」を当行が案内したところ、経営者保証を不要とする取組みを検討して欲しい旨の申し出を受けた。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 以下の点を勘案し、保証協会付融資を無保証で取組むとともに、既存のプロパー債権についても会長の保証契約を解除した。<ol style="list-style-type: none">① 現在も会長が株式の9割超（かつ創業者一族で株式全て）を保有し一定の影響力は残るものの、各部門の責任者が出席する会議を毎月実施し会社の意思決定を行うなど、適切な社内管理体制を整備していること。② 会長から当社への貸付金についても清算済みであるなど、法人と個人の資産の分離に向けた取組みが見られること。（当行から、申し出を受けた段階から、法人・個人の資産の分離に向けて取組むようにアドバイスを行っている。）③ 5期連続で利益を計上しており、今後も、法人のみの資産・収益で借入金返済が十分可能であると見込まれること。④ 試算表などの財務情報について、適時適切な情報開示を行っていること。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例 (1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、パン・菓子製造業者であり、国内大手のパン製造業者との業務提携により、同社の一部商品の県内での製造・販売を受託するなど、業況は安定的に推移している。
- ・既存の根保証契約の期限到来に伴い、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、当社から現社長の根保証契約の解除について相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、既存の根保証契約の解除を行うこととした。
 - ① 本社、工場、営業車等の事業活動に必要な資産は全て法人所有となっており、役員への貸付金や不透明な経費計上等もなく資金のやりとりは適切な範囲内に収まっており、また、役員報酬は、業況、事業規模等から妥当な水準と判断されるなど、法人与経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ② 好業績が続いており、十分な利益が確保されていること
 - ③ 決算関連資料が継続的に提供されているほか、渉外担当行員が週1回訪問し、業況変化の報告や資金需要等の相談を受けるなど、情報開示についても協力的であること
 - ④ 創業以来のメイン行として、業況変化や資金需要等ある際には事前に相談を受けるなど、従前から良好なリレーションシップが構築されていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2)

(信用金庫)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 当社は、建設機械のリース・販売・修理を行う企業。多数の取引先を有し、業況は安定的に推移している。▪ 当金庫は準メイン行。これまでは、メイン行をはじめとする他の金融機関とともに、経営者保証の提供を受けていた。▪ 現在の経営者は、当社の組織も大きくなったことから、次の経営者へのバトンタッチをしたいと考えているものの、自身や次の経営者の保証について漠然と不安を抱えていた。▪ 今般、根保証約定書の期限到来に伴い、当金庫より「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行い、経営者保証を求めない（根保証約定書を更改しない）ことを提案した。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 以下のような点を勘案し、根保証約定書を更改せず無保証人扱いで対応することとした。<ul style="list-style-type: none">①法人と経営者との間に資金の貸借はなく、法人と経営者の資産・経理が明確に分離されていること②法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であると判断できたこと▪ 当社は、これまで他の金融機関からも具体的に「経営者保証に関するガイドライン」について説明を受けたことがなかったことから、当金庫の対応を高く評価して資金調達の相談を優先的に持ちかけるようになり、今後の一層の取引深耕が見込まれることとなった。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 5 1. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、仏壇仏具店として広く店舗を展開している。
- ・ 当社は、経営者保証を提供して借入しているが、経営者が高齢なため、保証の必要性については以前から関心があったところ、今般、メイン行から「経営者保証に関するガイドライン」についての説明を受け、当行を含む全取引金融機関に対して、経営者保証の解除についての検討の申し出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの申し出を受け、当行において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除することとした。
 - ① 法人と経営者との資金のやり取りもなく、法人と経営者との関係が明確に区分・分離できていること
 - ② 増収増益のため業績は良く、法人のみの資産・収益で借入金返済が可能であること（自己資本比率は 31.7%、債務償還年数は 5 年）
 - ③ 決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・説明があり、経営の透明性が確保できていること
- ・ なお、メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了解した。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例52. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、当行メイン先の大手土木建築サービス業。航空測量は「3D測量設備」を導入し他社差別化を図っている。地理情報システムについても航空写真とマッピング技術を組み合わせるなど、独自の技術を有している。
- ・1級土木施工管理士等の技術者も多く在籍し、事業所は東北から北関東、北陸をカバー。自己資本比率82%と営業面、財務面ともに磐石である。
- ・当行借入については、社長、副社長（共に代表者）の二人が経営者保証を提供している。（社長はプロパー社員からの昇格、副社長は創業一家）
- ・今般、既存の借入に対して、金利の見直し（0.2%引き下げ）の提案があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当行において、金利面の見直しとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則して、既存連帯保証人（代表者二人）の保証解除についても検討を行った。
＜検討項目：経営状況のチェック等＞
 - ①当社は安定したビジネスモデルを持ち、事業性が高く評価できること。
 - ②実質無借金、自己資本比率82%と業況堅調で将来に亘っても借入返済が可能と判断されること。
 - ③ガバナンス構築を証明するエビデンスによらず、ヒアリングで確認できたこと。
 - ④永年にわたり良好なリレーションが構築されていること。
- ・上記の検討結果を踏まえ、当座貸越500百万円、支払承諾20百万円について無保証扱いでの対応とした。
- ・また、本件対応がお客様のニーズに合致したことから、金利面の見直し（当初の提案の0.2%の引き下げではなく、0.1%の引き下げに留めること）についても合意した。
- ・社長より「私は創業者一家では無く、サラリーマン社長であるだけに、今回の提案は有り難い」とのご意見を頂いた。
- ・今後も、システム開発費等の資金調達提案を継続する予定であり、迅速な保証解除手続きの対応が、更なるリレーションシップの深耕に寄与した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例53. 早期再生に伴う回収見込額の増加額の全額を残存資産とした事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、小売業者であり、競合店の進出、市況の悪化等による売上の減少、収益力の低下のため、再生計画を策定して各種改善策に取り組んだが、実績は計画から大幅に乖離したため、計画の見直しが求められていた。
- ・数年前から店舗閉鎖を進め、閉鎖した店舗を転貸することにより平成25年度決算期には黒字に転換し、一定の事業継続の可能性が認められたことから、再度、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・中小企業再生支援協議会に相談し、経営者の息子が設立する新会社が受皿会社として当社の全事業を承継し、当社は特別清算手続により清算される第二会社方式による事業再建計画が策定された。
- ・中小企業再生支援協議会の斡旋による当事者間の協議に基づき債務整理を行い、保証債務の一部履行後、主債権と保証債権を中小企業再生ファンドに譲渡した。当該譲渡後、当社から新会社に債務の一部を承継するとともに、当社に残存する債務については、特別清算手続による債権放棄及び残存保証債務の債務免除が行われる予定である。
- ・保証債務の整理の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権は数億円（経営者を含む取締役数名が連帯保証）、早期再生に伴う回収見込額の増加額は44百万円であった。
 - 調査の結果、保証人は計1億円超の私財を保有していることが判明したため、各保証人の財産に関する表明保証に加え、いずれの保証人とも利害関係のない弁護士が調査・確認して保有資産を明らかにした上で、一定の資産を保証人の手元に残した上で、保証債務の一部履行を実施した。
 - 具体的には、計14百万円を生計費として保証人の手元に残した（原則として各4百万円。うち1名に医療費2百万円を追加）。また、新会社の運転資金11百万円及び不動産転貸に係る預かり保証金の返戻金請求に備えた19百万円の計30百万円を保証人から新会社に対する貸付金とした。このようにして、最終的には、保証人の私財から手元に残る資産計44百万円を控除した金額で保証債務の履行を受け、保証人の手元に残る資産の額に相当する残存債務計44百万円については免除した。
- ・債務整理に当たり、取締役は責任をとって退任し、また、株主は会社分割後の特別清算（予定）により株主責任を果たした。

- ・債務整理に関する合意は「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始前に行われたが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、メイン行として保証債務の整理に係る金融機関間の調整を行った。その際に、各行の債務免除額の決定に当たっては、新会社への貸付分 30 百万円及び医療費分 2 百万円に相当する債務免除額をメイン行である当行が負担した上で、残余の債務免除額については各行が融資シェア比で按分することとし、下位行からの計画合意を取り付けた。
- ・最終的に、保証人の残存資産を、上限である早期再生に伴う回収見込額の増加額と同額として、保証債務の免除を行ったことから、保証人の生計の維持及び新会社の事業継続に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例5 4. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、リーマンショック直後に大口の受注取消が相次いだことから、連続して赤字計上し、債務超過となった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・メインバンク主導のもと中小企業再生支援協議会に相談したところ、事業再生計画を策定し、第二会社方式により再建を目指すこととなった。事業の継続により、地元従業員の雇用も確保されることや、法的清算手続きと比べて経済合理性もあることから、当行を含む取引各行が事業再生計画に同意した。
- ・分割会社は、特別清算による清算を予定している。なお、残余財産がないことから株主（経営陣）への分配は見込まれない。
- ・また、会長と社長が経営者保証を提供していたが、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、一部弁済後の保証債務について免除の要請があった。

【経営者の経営責任】

- ・経営責任により取締役は全員退任するものの、会長・社長以外の役員はスポンサーの意向により新会社の運営に関与する予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも77百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の残存資産は、以下のとおりである。
 - 保証人の一人については、介護が必要な状態であることを勘案し、破産手続における自由財産に相当する現預金1百万円に加え、一定期間の生計費に相当する現預金や介護に必要な費用（現預金）等を残存資産とした。
 - もう一人の保証人については、保有資産（自家用車）の価額が破産手続による自由財産の範囲内であったため、引き続き所有を認めることとした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・小売業を営む当社は、商業圏の人口減少や高齢化による客単価の低下、同業者との競合激化等により、売上げ・利益ともに低迷していたところ、近隣に県外大手資本による大型店の出店があり、売上げが更に減少したため、中小企業再生支援協議会に相談した。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・スポンサーからの支援が得られることとなり、中小企業再生支援協議会の斡旋により当事者間の協議に基づき債務整理を行うこととなった。採算がとれる店舗をスポンサー企業に譲渡するとともに、スポンサー企業が当社の債務の一部を承継し、一括返済を行い、不採算店舗は閉鎖したうえで、残存債務については、清算手続きによる債権放棄を受ける予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも40百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の持病や扶養親族の状況等を勘案して、破産手続による自由財産相当額の現金1百万円に加え、一定期間の生計費相当額の保険等を保証人の残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例56. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等
<ul style="list-style-type: none">▪ 建設会社である当社は、新規事業の失敗や受注減から業況が悪化し、特定調停による債務整理を行った。▪ 保証債務については、再生支援協議会スキームにより、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく整理を行いたい旨の申出があり、再生支援協議会に相談することとなった。
2. 当該整理の具体的内容
<ul style="list-style-type: none">▪ 再生支援協議会スキーム（保証債務のみ型）による保証債務の整理を行った。整理の概要は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">➢ 保証人は現代表者、前代表者、専務の3名。➢ 保証人の保有する資産は、自由財産の範囲内であり弁済は行わないこととなった。➢ 保証人は保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、債務者や保証人と利害関係の無い外部専門家である弁護士がその適正性の検証を行った。➢ その後、全金融機関の同意を得て、保証債務388百万円を免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツ施設を運営している当社は、大規模なスポーツ施設建設のため多額の借入を行ったことに加え、長引く景気の低迷や競技人口の減少が続いたことから経営環境が悪化。・取引各行は、元金償還の停止等、金融支援を続けたが再生の目途が立たず、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談し、主たる債務については、スポンサーの出資により設立される新会社を受け皿会社とする第二会社方式での再建を目指すこととした。・保証人は、代表者、取締役（同族）2名、前代表者（同族外）の4名。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <p>①主たる債務の整理の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・取引各行は、以下のような事情を勘案して事業再生計画に同意。<ul style="list-style-type: none">－従業員の雇用が確保されること－スポーツ施設が維持されること－法的清算手続きと比べて回収見込額が増加すると判断できたこと <p>②経営者の経営責任</p> <ul style="list-style-type: none">・取締役は全員退任。ただし、代表者については、当社の経営悪化後に代表に就任し、就任後間もなく、窮境原因との関連性が薄いことに加え、今後の事業存続に必要な人材であることから、新会社の従業員として留めることとした。 <p>③保証債務の整理の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・早期再生に伴う回収見込額の増加額は258百万円。・保証人は資産内容を開示し、その正確性について表明保証（弁護士が適正性を確認）。・保証人4名のうち3名については、高齢であることを勘案し、それぞれ4百万円（破産手続における自由財産及び一定期間の生計費等）を残存資産とした。他の1名については、更に介護の負担を負っていることを勘案し、14百万円を残存資産とし、残りの保証債務は全額免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例58. 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例 (地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・観光関連事業者である当社は観光客の減少等により実質赤字が続き債務超過状態に陥った。
- ・主債務については中小企業再生支援協議会による再生支援スキームにより再生ファンドへ債権を売却した。
- ・保証人2名(代表者及び常務)は、多額の保証債務を負っていたことから、「経営者保証に関するガイドライン」を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・再生支援スキームは、再生ファンドは備忘価格で全株式を取得、役員派遣・必要資金の追加支援を継続しながら事業再建を支援、再建の目処が立ち次第債権放棄を行い、スポンサー企業に株式を譲渡するという内容。
- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は約439百万円。
- ・金融機関は再生計画の早期着手により回収見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人債務弁済に対する誠意が認められることから再生計画に同意することとした。
- ・経営責任については、代表者は退任。常務は事業継続の観点から代表者として留め、一方、実質的な経営管理は再生ファンドが行う予定。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査報告が実施され、自らその内容について表明保証を行った。保証人は合計50百万円超を弁済原資に充当した上で、以下の資産を残存資産とした。
 - 代表者：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円、自宅、生命保険解約返戻金4百万円
 - 常務：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円
(自宅については、引き続き借家に居住。雇用は継続。)

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例59. サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・創業70年超で地場産業向けの機械製造業の当社は、地場産業が低迷する中、経営の多角化や海外への販路拡大に乗り出したが、債権の回収に失敗するなどして、多額の債務超過に陥っていた。平成22年に中小企業再生支援協議会に持ち込み、一時的に改善が見られたが、その後、再び業績が悪化し、資金繰りに窮することとなった。
- ・当金庫は、サブメインであったが、当社の経営者と信頼関係を維持しながら、当社の経営状況や資金繰り等をタイムリーに把握しており、当社の資金繰り悪化もいち早く察知した。倒産を回避し、地域経済への影響を抑え、従業員の雇用を安定的に確保するためには、事業譲渡による抜本的な再生に迅速に取り組む必要があると判断した。
- ・そこで、当金庫は、再生ファンドに相談し、メインバンクの協力も得ながら、中小企業再生支援協議会に再度持ち込み、その他の金融機関や信用保証協会にも打診を開始した。
- ・保証人は、代表者（社長）、前代表者（会長）、代表者の妻（当社の主要株主の一人）の3名。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当金庫は、再生ファンドと協調し、再生支援協議会、コンサルティング会社、公認会計士の支援を得て当社のDD（デューデリジェンス）を実施し、事業価値を判定の上で大枠のスキームを検討した上で、再生計画を策定した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 本業改善による黒字化とスポンサー企業の獲得に向け、再生ファンドへ株式と金融債務10億円を譲渡し、その後、8億円の債権放棄。
 - さらに、当社社長、再生ファンド、コンサルティング会社が協力してスポンサー企業の選定や交渉を行い、再生ファンドから、当該スポンサー企業に対して約2億円で株式、債権、不動産等を再び譲渡。
- ・保証人の保証債務整理の概要については、以下の通り。
 - 代表者（社長）：残存資産は約190万円（預金、保険等）。
 - 前代表者（会長）：残存資産は約190万円（預金、動産等）。
 - 代表者妻：残存資産は約370万円（保険、動産等）。
- ・社長及び会長は、役員を退任するとともに、当社への貸付債権を放棄、保有不動産や保有株式を売却して、当社の返済や運転資金に充当するなどして、経営者責任を果たした。

- ・以上、当庫はサブメインであったが、自らメインバンクに働きかけ協調して取り組み、整理着手から事業譲渡まで約6か月でスピード対応を行ったことから、資産価値の棄損を免れ、回収額を極大化するとともに、地域経済への影響を最小限に止めた上で、保証人の再チャレンジ支援にもつながった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例60. 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 建築業者である当社は、取引先からの受注低迷で事業の継続が困難な状況となっていたが、経営者とその配偶者（旧取締役）が多額の保証を行っていたため、事業の整理を決断することができずにいた。
- ・ 当行から、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した場合、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申し出あり。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 主債務の早期整理と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に着手した結果、配当見込額が増加し、保証人に資産を残せることとなった。保証債務の整理は特定調停手続を活用した。
- ・ 保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 主債務者は、破産申立により整理を行った。将来的に破産を申し立てた場合の配当見込額は0であるところ、早期に整理を行うことにより30百万円の破産配当が行われることとなり、債権者にとっての経済合理性が認められた。
 - 経営者は、資産を保有しておらず、保証債務全額を免除することとした。
 - 経営者の配偶者は、4百万円の資産のうち自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を残存資産とし、残額1百万円を弁済し、残存する保証債務について債務免除を受けることとなった。
 - 経営者および配偶者は保有する資産の内容を開示し、その正確性についての表明保証を行い、支援専門家である弁護士はその適正性についての確認を行っている。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6 1. 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 (その他の金融機関)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ レストラン等を運営する当社は、競合の参入等により 4 期連続赤字に陥り、債務超過に転落したため、再生支援協議会の関与によりスポンサー選定のうえ、第二会社方式で再生を図ることとなった。
- ・ 保証人は、代表者と親族の経営する法人（以下、「法人保証人」という。）の 2 者であったが、代表者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、特定調停による解決を進めることを提案した。
また、法人保証人については、日本弁護士連合会による特定調停のスキームを利用した債務整理を提案した。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 代表者の保証債務の整理に際し、保有資産合計 52 百万円（現預金 3 百万円、保険解約返戻金 33 百万円、有価証券 3 百万円、自宅 12 百万円）のうち、保険解約返戻金、有価証券、自宅を換価し、各行の残高に按分し弁済に充当した。なお、自宅は親族に売却し、当該親族から賃借することで保証人が引き続き居住できるようにした。現預金 3 百万円については、ガイドラインに基づき残存資産として手元に残し、残りの保証債務については免除した。
- ・ 早期再生に伴う債権者の回収見込額の増加額は 99 百万円（債務者の破産移行時との比較）であった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例62. 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人7名（理事）に自由財産以上の資産を残した事例（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・貸金業を主業とする協同組合である当組合は、貸金業法改正に伴う主業の低迷に加え、過払金の返還請求により、多額の損失を計上していた。そのため、クレジット事業を同業者へ譲渡し、譲渡代金を弁済に充当したが、多額の債務が残った。
- ・金融債権者らと協議の上、分割弁済を行うも、計画通りの弁済が困難な状況となり、再度債権者らとの協議を続けたが合意に至らず、その後は、弁済が可能な範囲内で債権者にプロラタでの返済を継続していた。
- ・主債務は理事7名と関連会社1社が保証していた。理事は各自が組合とは別の会社を経営しており、当初、主債務の法的整理には積極的ではなかったが、期限の利益の喪失をきっかけに「経営者保証に関するガイドライン」（以下G Lという）を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。
- ・当組合の理事らはみな地元の名士であり、各理事の経営する会社を存続させるためにも、資産の劣化が進む前に早期に当組合の債務整理を決断させる必要があった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・本件では、債務者と関連会社が破産申立を行い、保証人6名はG Lを活用した特定調停での決着を図ることとなった。なお、保証人1名は理事を退任し破産していたことから個別に対応した。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査が実施され、保証人はその内容について表明保証を行った。
- ・金融債務は5社で4億6,200万円であり、そのうち保証債務額は3億7,650万円。破産手続きが3年遅延した場合、手元資金が枯渇し、所有不動産の適切な維持管理ができず、多額の修繕費用が必要となるため、処分価格の大幅な下落等が予想されたことから、早期整理による回収見込額の増加額は約4,900万円。
- ・保証人の総資産は4,820万円であり、回収見込額の増加額の範囲内であったことから、極力資産を多く残すために、保証人の弁済額は各人10万円として保証債務の残額については免除することとし、G L手続き費用280万円を控除した4,480万円を残存資産とすることで調停は成立した。
- ・以上のとおり、G Lを活用して早期に組合の破綻処理に着手することで、資産を必要以上に毀損させず、破産手続きにおける自由財産以上の資産を保証人の手元に残すことが可能となるとともに、各理事が個別に経営する会社を存続させることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例63. 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・電子部品製造業の当社は主販売先の製造拠点の海外シフトや販売単価の低下等の影響により、業績低迷・過剰債務に陥った。・主債務者については相応の雇用を抱え地域経済への影響があることを勘案し、抜本的な再建案検討を目的として中小企業再生支援協議会へ支援要請し、第二会社方式による再建を目指すこととした。・保証人は、代表者、前代表者（同族外）、前々代表者（代表者の親族）の3名。・前々代表者の保証債務は中小企業再生支援協議会の支援を受けて整理した。一方、代表者及び前代表者は、中小企業再生支援協議会が関与しない関連会社に係る保証債務も負っていたこと、金融債権者が多数であったことから、より公平性、透明性を確保すべく裁判所が一定程度関与している特定調停を活用することとした。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約3,000万円増加。・保証人2名（代表者及び同族外の前代表者）については、特定調停により債務整理を行い、以下の資産を残存資産とした。<ul style="list-style-type: none">①代表者：私財を返済に充てた上、破産手続における自由財産（99万円）を残存資産とした。なお、今後は従業員として新会社に留まり、また、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。②前代表者（同族外）：代表就任期間中の当社の経営状況とその後の経営悪化との関連性が薄いこと等を総合的に勘案し、以下の資産を手元に残し、それ以外の資産を返済に充てた。<ul style="list-style-type: none">－自由財産99万円及び一定期間の生計費約250万円－自宅及び火災保険、車両－医師の診断書に基づく既往症治療資金（将来の高度医療費）約1,200万円 <p>なお、当社に係る保証債務については、保証付で再生ファンドへ債権譲渡したことから、再生ファンドにおいて解除を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・前々代表者（代表者の親族）については、中小企業再生支援協議会スキームに基づき保証債務を整理し、破産手続における自由財産（99万円以下）を残存資産とした。なお、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6 4. 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例

(信用金庫)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・宝飾品輸入販売業者の当社は、個人消費が低迷する中で、業績悪化が進み、中小企業再生支援協議会関与の下で、経営改善に取り組んできたが、十分な改善が進んでいなかった。・後継者も育ておらず、現状の経営体制下では自主的な再生は困難であると判断し、当社の雇用を維持する観点から、スポンサー企業に事業譲渡を行う第二会社方式により再建を図ることとした。・保証人は代表者、取締役の2名で、保証債務については、「経営者保証ガイドライン」を活用し特定調停を申し立てることとした。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <p>・当金庫は、関係者間の調整をする際に、外部専門家としての弁護士とともに、金融機関や信用保証協会に対して、日弁連の特定調停を活用した事例を用いて説明するなどして、早期に、関係者間での合意を形成することに努め、再生計画について了承を得た。</p> <p>①主たる債務の整理の概要は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none">➢ コンサルタント会社関与の下、スポンサー企業を選定し、事業譲渡の条件（譲渡価格、全従業員の雇用継続）を決定。➢ スポンサーの100%出資により設立された子会社（承継会社）に対し事業及び事業資産を譲渡。➢ 当社（清算会社）については、不動産の売却代金及び事業譲渡代金を金融機関に任意配当し、残存債務は特別清算手続きを行うこととした。➢ 早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約5億円増加（所有不動産の売却に際して、当金庫のみならず、代表者・取締役が購入者を自ら選定・交渉するなど尽力することで、評価額290百万円を大幅に上回る760百万円の高額にて売却）。 <p>②保証人（代表者、取締役）の保証債務整理の概要は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 代表者：整理の開始前に、自主的に一部弁済を行い、整理時の保有資産が自由財産（99万円）の範囲内であったことから、全額を残存資産とした。➢ 取締役：整理時の保有資産は約17百万円（預金5百万円、有価証券12百万円）に対して、残存資産は約11百万円とした。なお、取締役の残存資産については、以下の点を考慮した上で、インセンティブ資産として妥当性あるものと判断された。

ー代表者が整理開始前に自主的に一定の弁済を行っていたこと。

ー上記の不動産を高額で売却する上で、当該取締役が関与し、債権者の回収額の増大に大きく貢献したこと。

- ・ 経営責任を明確化するため、代表者・取締役は退任し承継後の事業経営に関与せず、清算事務のみ取り組んだ。
- ・ 上記の通り、本件は、関係者間の調整を迅速に行うとともに、債務者の所有不動産売却に際し、債務者自らも不動産売却などの債務整理に積極的に協力することで、最終的に、保証人により多額の資産を残すことができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例65. 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 印刷物関連事業を営む当社は、国内市場が縮小する中、得意先からの受注が減少し、過去の設備投資に係る借入金が多額な負債となっていた。当金庫は、12年前から本部の経営改善サポート部署が直接関与してモニタリングや助言を実施してきたが、過剰債務の大幅な解消は困難だった。そのような中、主要得意先の発注方針変更により当社の受注が急激に落ち込み、今後の回復の見通しが不明なことから事業継続を断念し、当金庫に対し、自己破産の相談があった。
- ・ 2014年10月、関東財務局主催の勉強会において、REVICの特定支援業務に関する説明を受けたことから、本件取組を積極的に検討することになった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 当金庫は、REVICに対し、経営者が自己破産をせず、当社が円滑に廃業することができないか事前相談を行い、その可能性を確認した。
- ・ 経営者と一緒に廃業スケジュールを検討する中でいくつもの課題を乗り越えなければならなかったが、各分野の専門家との連携及びサポートにより実行することが可能となった。従業員の処遇については社会保険労務士、不動産売却については不動産仲介業者が親身になって協力してくれた。当金庫も機械買取業者の紹介や廃業後の生活拠点の相談、買掛金・未払金の清算を含む資金繰り管理など様々なサポートを実施した。それぞれの課題を解決し現実的な債務整理及び廃業の目処が立ったことから、特定支援の申込みを行い、REVICにおいて本件に関する支援が正式に決定された。

【当該取組みの成果】

- ・ 経営者が自己破産することなく、当社が円滑に廃業することができ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者の手元に一定期間の生計費等を残し、今後の再チャレンジに向けた生活基盤を確保できる見通しである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例66. 組合の廃業を支援し、保証人（理事）の保証債務を整理した事例

（その他の金融機関）

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">当組合は地元小売商店の振興のために尽力してきた協同組合であるが、地元小売商店の業績低迷に伴い、当組合の業績も低迷していたことから廃業を検討することとなった。当行は、当組合から廃業へ向けた債務整理の相談を受け、保証人である組合理事の今後の生活にも配慮し、REVICの「特定支援業務」【※】の活用を提案し、当組合、保証人とともに支援申込を行った。 <p>【※】「特定支援業務」とは、REVICが金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について「経営者保証に関するガイドライン」に従った整理手続きを行うもの。 経営者の再チャレンジ実現、中小企業の各ライフステージにおける新陳代謝、ひいては地域経済の活性化を促進することを目的としている。</p>
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">「特定支援業務」にかかる全国初の事案として、平成27年3月支援決定に至った。保証人Aは個人事業（商店）を営んでいたため、保証人Aの保有する資産を「個人事業（商店）に関わる資産」と「その他の資産」とに分類した。「その他の資産」は破産手続における自由財産の範囲内であったため、保証債務全額について保証免除を実施することとなった。また、「個人事業（商店）に係る資産」については、当該事業に係る負債があり、債務超過であったこと、また、当該資産が事業継続に不可欠な資産である点を考慮し、全額を残存資産とした。本件により、当組合については、円滑な廃業を進めることが可能となり、保証人については、組合廃業に伴う保証債務の履行負担がなくなり、自身の個人事業に専心することが可能となった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例67. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例 (1)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- 小売業を営む当社は、店頭販売の不振と過大な債務により、単独での事業再生が困難な状況となったため、当行、当社、スポンサーの三者で、スポンサーへの事業譲渡を軸とした支援スキームの検討を開始した。
- 取引金融機関の債権放棄が必要であったことから、REVICに相談し、特定支援業務を活用することとなった。

2. 当社整理の具体的内容

- REVICでの支援決定後、債権放棄を含む再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社事業用資産をスポンサーへ譲渡。
 - 非事業用資産売却後にREVICが金融機関から債権を買い取り、当社は特別清算。
 - 当社従業員は、退職金等の清算後、スポンサーにて再雇用。
- 保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 所有不動産の売却により保証債務を一部履行後、残存する保証債務について免除。
- メイン行として主導してREVICへ相談を行い、事業継続に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に一定期間の生計費等を残し、生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することが出来た。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例68. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例 (2)

(信用金庫)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・地元テキスタイルの老舗である当社は、幅広い素材を手掛け、大手アパレル企業中心に販売基盤を確立していたが、安価な輸入品との競合により売上が減少、5期連続赤字となり大幅な債務超過に陥った。・メインバンクである当金庫は、早期の事業譲渡等行うことにより、当社の事業や従業員の雇用を維持するとともに経営者の再チャレンジを進めやすくするためREVICの「特定支援業務」の活用を提案し、当社と協議の上でREVICに相談を行った。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・本件は第三者支援による事業継続が見込まれることから、代表者同士面識があった当社の仕入れ先企業に対し支援の要請を行ったところ、当該仕入れ先企業は当社の販売基盤に魅力を感じていたこともあり、スポンサーとして支援することになった。スポンサーが決まったことを踏まえて、保証人の再チャレンジのほか、従業員の雇用確保の実現に向けてREVICでの特定支援が決定し、債権放棄を含む弁済計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。・主債務者の支援スキームは以下の通り。<ul style="list-style-type: none">➢ 事業の全部をスポンサーが新設した企業に譲渡。➢ 非事業性の保有資産は換価・処分等を行い、対象債権者へ弁済。残余の対象債権については特別清算手続において債権放棄。➢ 従業員は、希望者全員が事業譲渡先で新規雇用。・保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">➢ 保証人（2名）のうち1名は、当該事業者の事業譲渡先にて顧問として再就職。残る1名も、不動産管理会社に再就職となる。保証人の資産のうち、自宅については担保物件のため売却により債務の弁済に充当するものの、一定の生計費のほか、転居費用などを考慮し生活基盤の確保に必要な現預金等を残存資産とした。<ul style="list-style-type: none">①保証人A：保有資産として自宅（時価30百万円程度、事業者借入のために担保提供）、金融資産（現預金、保険、株式等）12百万円程度のうち、自宅を売却し売却代金を担保権者に弁済。その上で経営者保証ガイドラインにおける今後の生活費用等（自宅処分に伴い必要となる転居費、医療費等を含む）である520万円程度を残存資産とした。②保証人B：自宅は非所有、保有財産として金融資産（現預金、保険）1百万円程度及び自家用車（ローン超過）の全てを残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例69. 第二会社方式により保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- 小売業を営む当社グループは、事業拡大に伴う過大投資等により債務超過に転落。
- メインバンクである当行は、当社が再生を図るためには、取引金融機関間の調整を行い、債権放棄を含む抜本的な金融支援が必要であると考え、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用することが有効と判断し、当社と協議しREVICに相談を行った。

2. 当社整理の具体的内容

- REVICでの再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社グループの事業受皿会社として100%出資子会社を設立し、REVICが必要資金を出資するとともに新会社の全株式を取得。会社分割により当社グループの事業用資産等を新会社へ譲渡し、分割会社（旧会社）は、非事業用資産売却後に特別清算を行う。
 - 新会社の社長は外部から招聘するとともに、REVICから2名以上の取締役を派遣し、経営体制を強化。REVICによる人的支援の他、REVICと当行による資金支援の下で再生を図っていく計画。
- 保証人（旧会社社長）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人が、保有する財産に関する表明保証を行い、保証人と利害関係のない弁護士が確認を行った。一定期間の生計費に相当する資産及び自宅を残存資産とし、その他の資産で保証債務の一部履行を実施し、残存する保証債務について免除した。
- メイン行として主導してREVICへ相談を行い、当社再建に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応により、保証人の生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、豊富な湧出量と特徴的な泉質を誇る源泉などにより、「地域の至宝」とされている一帯に所在する温泉旅館業者であるが、過剰な設備投資、東日本大震災などにより業績が低迷し、大幅な債務超過に陥っていた。
- ・当社は、地域経済において重要な役割を果たしており、当社の従業員の雇用を維持するとともに、当該地域の活性化に資するためには、メインバンクである当行を中心とする抜本的な事業再生支援が必要と判断し、当社と協議のうえ(株)地域経済活性化支援機構(以下、「REVIC」という。)に申込みを行った。

2. 当該整理の具体的内容

- ・REVICによる再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な事業再生計画が提示され、政府系金融機関や信用保証協会を含めた全取引金融機関が当該計画に同意した。
- ・再生スキームの概要は以下のとおり。
 - 当社は100%減資して、REVICが50%、当行及び地元企業が50%を出資。
 - 新たな代表取締役としてホテル・旅館経営に精通した人材を外部招聘するとともに、REVIC及び当行より、取締役とハンズオン人材を派遣して経営体制を強化。
 - 当行が貸付枠を設定し、新規融資に対応。
- ・保証人3名(会長、社長、相談役)の保証債務整理の概要は以下のとおり。
 - 保証人である経営者3名は、保有資産の内容を開示し、その正確性の表明保証を行うとともに、弁護士がその適正性について確認を行った資料を提出。
 - 金融債務全額を経営者3名が個人保証していたが、保証債務の一部を履行もしくは無償解除を実施し、全金融機関が保証債務を免除。
 - 保証人のうち2名(会長、社長)は自宅を有しており、華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮し引き続き居住。また、保証人3名ともに、一定期間の生計費を加えて残存資産としており、うち2名(会長、相談役)は高齢であることを考慮して、今後必要となる医療費・介護費分を上乗せすることとした。

- なお代表者（社長）は、取締役を辞任した上で、当社の経営再建や地域の活性化に貢献するべく従業員として経営に携わっている。
- ・当該地域は、環境省が推進する国立公園ブランド化事業として選定されており、REVICと地元企業が支援して官民連携を推進することで、当該地域の活性化が図られることとなる。また、本件はREVICと地元企業等が折半出資にて地元企業の再生を進める地域主体の再生スキームであり、地域再生のモデル事例となりうるものである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例 7 1. 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・地域で唯一の総合病院として、長年に渡り地域医療を支えてきた当医療法人は、過去の過大投資と高コスト構造により、毎期経常損失を計上し、大幅な債務超過に陥っていた。
- ・当行はメイン行として、数年前より、事業再生に向けて、経営改善計画を策定し、過剰債務の解消等に取り組み、一定の改善が見られたが、設備の老朽化や医師をはじめとした人材難にも直面するなど、多くの課題が残り、将来の安定的な運営が懸念される状況であった。
- ・当行は、当該医療法人が、地域にとって必要不可欠である点を踏まえ、当該医療法人とも協議を重ねた結果、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用して、スポンサーへ経営権を移転することにより、抜本的な事業再生を図ることとした。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当行は、事業再生に向けて、他行に早い段階で相談し、協調体制を構築するとともに、REVICの支援決定後、債権放棄を含む再生計画に当行を含む取引全行が同意した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - スポンサーは、地域医療を継続し、シナジー効果が発揮できることを重視するとともに、コストを抑えつつ、早期に見つける必要があったことから、当行の取引先の中から選定。
 - 当行を含む金融機関 3 行で、総額数億円の債権放棄を行った上で、スポンサーへ経営権を移転。
 - 当医療法人に対しては、銀行取引の正常化と老朽化した設備を刷新するために、他行と協調して総額 15 億円のリファイナンスを実施（リファイナンス資金 13 億円、設備資金 2 億円）。その際、スポンサーが金融債務に対して保証を提供。
- ・主な保証人（理事長）の保証債務整理の概要は以下の通り。
 - 保証人の保有資産は処分・換価して各債権者に弁済し、残存資産を超える保証債務は免除。
 - 実質的な残存資産は約 20 百万円（一定の生活費約 5 百万円、子息の大学進学費用約 15 百万円）。

(医師である保証人の子息は、当医療法人を支えるべく、医学部進学を希望し勉学に励んでいた。そこで、債権者間で協議した結果、子息が将来当法人に貢献することを期待し、インセンティブとして残すことに妥当性があるとの結論に達したもの。)

- ・ 本件の再生計画及び保証人の弁済計画は、法的整理である破産処分による回収見込額と比較して、数億円も多く回収が見込まれることから、十分に経済合理性があると判断し、債務整理を実施するに至った。
- ・ 以上の通り、本件はメインバンクが支援を通じて、債務者の事業内容や特徴を十分に理解し、自らの取引先中から最適なスポンサーを見つけ出し、事業再生につなげたことで、債権者の回収額が増加するとともに、保証人の子息の進学費用を含め、多くの残存資産を保証人に残せることとなった事例。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例72. 事業再生 ADR を活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。・その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生 ADR を活用した事業再生計画の策定に着手した。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・スポンサーから出資・貸付により抛出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることとなった。事業再生計画の概要は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">➢ 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。・経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。<ul style="list-style-type: none">➢ 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。➢ 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。➢ 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。➢ 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。➢ 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。<ul style="list-style-type: none">－破産手続の自由財産に相当する現預金－生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)－自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)・生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例 7 3. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 当社は、同業者との競合による減収傾向に加え、設備に伴う借入金負担が重く、資金繰りが逼迫していた。取引金融機関による元本返済猶予の資金繰り支援の下、収益の改善を目指したが、自力での再生は困難と判断し、民事再生手続開始の申立を行った。
- ・ 経営者の保証債務については、別途整理を行うこととされていたが、民事再生手続の係属中に「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始が決定したことから、ガイドラインを適用した保証債務の整理の申出があった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・ 民事再生手続において、県外業者をスポンサーとした事業譲渡型の再生計画案が認可され、再生計画の遂行により再生手続は終結した。

【保証債務の整理の概要】

- ・ 保証人の一人は、金融債権のほか、リース債権、一般債権についても保証債務を負っており、代理人弁護士により金融機関に対する債務整理案の説明会が開催された。もう一人の保証人は、当行に対してのみ経営者保証を行っていた。
- ・ 本件は、主たる債務の整理終結後に保証債務の整理を行ったため、自由財産の範囲（現預金 1 百万円）を超えて保証人に資産を残すことができない事案であったが、保証人にとっては、自宅に住み続けることができることや、債務整理を行った事実等が信用情報登録機関に登録されないことなどのメリットがあるため、ガイドラインを活用して保証債務の整理を行うこととなった。
- ・ なお、自宅は、住宅ローンが残存しており、換価して当該住宅ローンの弁済に充当しても住宅ローン債務が残存し、保証債務の弁済原資とはならないことから、引き続き約定弁済を継続し、住み続けることができることとなった。

(別紙 4)

令和元年 11 月 25 日

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復しています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。また、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた貸金・最低貸金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。
あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合は低下傾向にあるものの、改善の余地があることを踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

令和 2 年 2 月 28 日
金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 一昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。
あわせて、円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の周知徹底を図るとともに、内部規定の整備等の所要の態勢整備に努め、準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。中小企業・小規模事業者からの相談にもきめ細かく対応すること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること。
- (7) 上記(1)から(6)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

(別紙5)

令和元年 12 月 24 日
金 融 庁

「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年 12 月 24 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規定や契約書の整備等、所要の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用に努めること。

(以 上)

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2018年度		2019年度	
	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	320,379	313,434	345,001	338,499
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	347	461	611	652
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	33,651	33,335	32,225	35,765
④ 合計【④ = ①+②+③】	354,377	347,230	377,837	374,916

	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	5,588	5,674	4,602	5,290

	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	103	163	73	221

	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
⑦ 新規融資件数	1,674,781	1,647,069	1,612,568	1,581,685
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	19.2%	19.1%	21.4%	21.4%
	19.1%		21.4%	

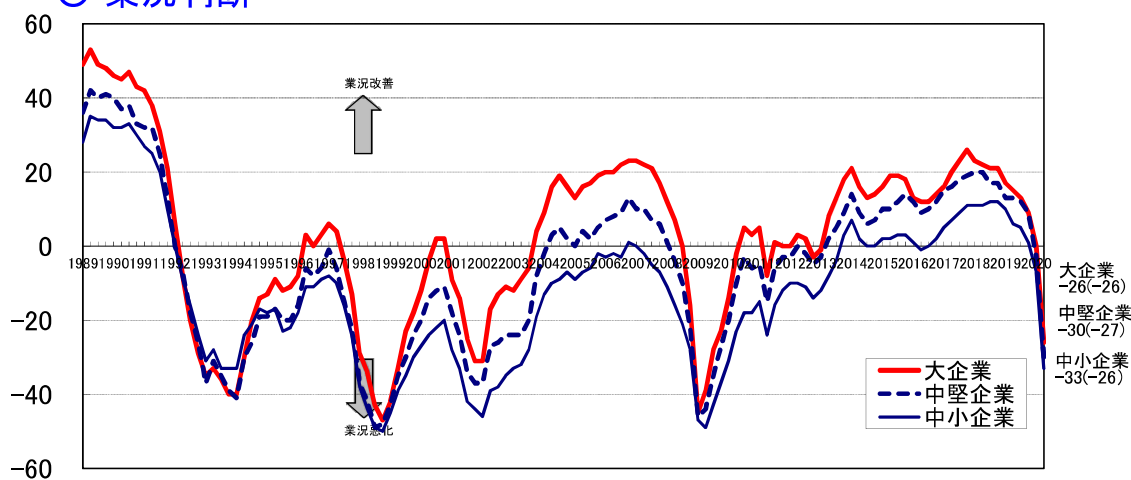
【代表者の交代時における対応】

	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,923 (10.8%)	2,460 (10.1%)	2,867 (10.3%)	2,766 (10.1%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	11,030 (40.9%)	10,509 (43.1%)	11,111 (39.9%)	11,848 (43.1%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	7,888 (29.3%)	7,178 (29.4%)	9,789 (35.2%)	9,774 (35.6%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	5,112 (19.0%)	4,251 (17.4%)	4,066 (14.6%)	3,074 (11.2%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行103行、信用金庫256金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用組合連合会を含む)の合計536機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

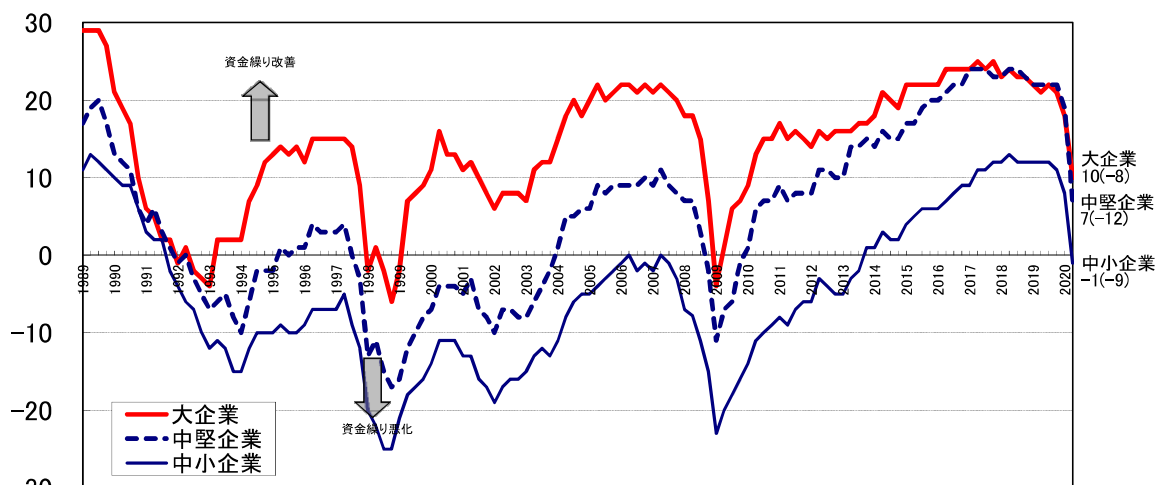
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



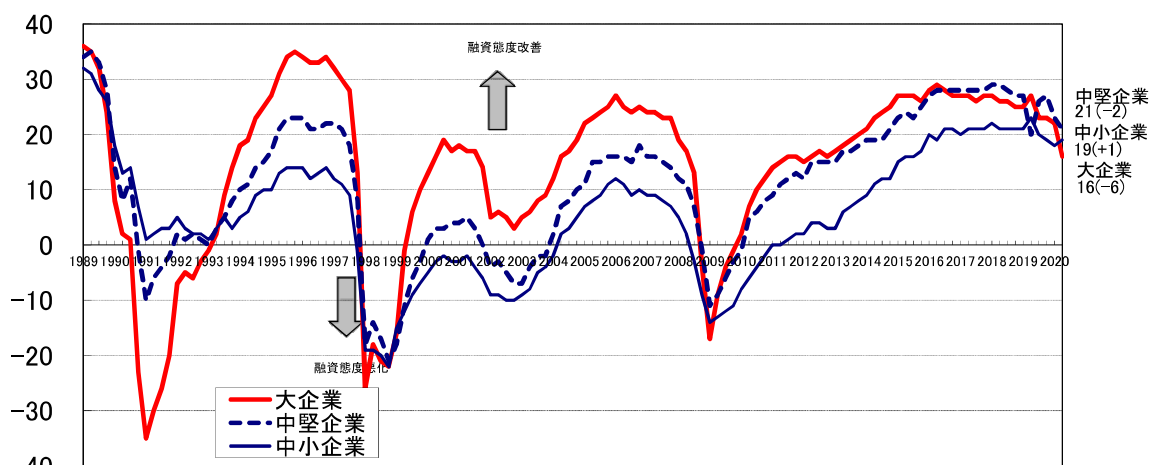
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2019年3月調査時点。(カッコ内の数字は前調査(2018年12月)との比較)

(別紙8)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		中堅・大企業向け	
				前年同月比		前年同月比
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3
2017.07	304.0	3.9	192.7	4.4	111.3	2.9
2017.08	303.3	3.7	192.5	4.7	110.8	2.1
2017.09	307.3	3.5	196.1	5.2	111.1	0.7
2017.10	305.4	3.6	194.0	5.0	111.5	1.2
2017.11	307.0	3.1	194.8	5.0	112.2	0.1
2017.12	311.7	2.8	198.5	4.6	113.1	▲ 0.2
2018.01	309.7	2.7	196.7	4.7	113.0	▲ 0.7
2018.02	309.1	2.3	196.8	4.8	112.3	▲ 1.8
2018.03	312.4	2.0	201.2	3.9	111.2	▲ 1.2
2018.04	311.9	2.9	198.7	3.6	113.2	1.7
2018.05	310.1	2.6	197.1	3.3	113.0	1.4
2018.06	313.6	3.2	200.0	3.9	113.6	2.0
2018.07	313.7	3.2	198.7	3.1	114.9	3.2
2018.08	313.8	3.5	198.2	3.0	115.5	4.3
2018.09	318.1	3.5	201.7	2.9	116.4	4.7
2018.10	315.6	3.3	199.4	2.8	116.2	4.2
2018.11	318.3	3.7	200.6	2.9	117.7	4.9
2018.12	322.0	3.3	203.9	2.7	118.2	4.4
2019.01	319.8	3.2	201.5	2.4	118.2	4.6
2019.02	319.3	3.3	201.1	2.2	118.2	5.3
2019.03	323.8	3.7	205.9	2.3	117.9	6.0
2019.04	323.9	3.8	205.4	3.4	118.5	4.7
2019.05	320.4	3.3	202.7	2.9	117.7	4.1
2019.06	322.4	2.8	204.9	2.5	117.4	3.4
2019.07	321.5	2.5	203.0	2.2	118.5	3.1
2019.08	321.4	2.5	203.7	2.7	117.8	2.0
2019.09	324.2	1.9	206.1	2.1	118.1	1.5
2019.10	322.6	2.2	204.5	2.6	118.1	1.7
2019.11	324.7	2.0	205.7	2.6	119.0	1.1
2019.12	327.8	1.8	208.4	2.2	119.4	1.1
2020.01	326.8	2.2	206.7	2.6	120.1	1.6
2020.02	326.8	2.4	207.0	3.0	119.8	1.3
2020.03	331.0	2.2	210.1	2.0	120.9	2.5
2020.04	340.3	5.1	210.9	2.7	129.4	9.2
2020.05	347.0	8.3	214.3	5.7	132.7	12.8
2020.06	349.7	8.5	216.0	5.5	133.6	13.5

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	24,364	15,456	250	7,795	863	98.4%
地域銀行(103)	131,297	107,255	337	20,390	3,315	99.7%
その他の銀行(78)	398	315	6	47	30	98.1%
合計(190)	156,059	123,026	593	28,232	4,208	99.5%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	5,363	2,111	63	2,896	293	97.1%
地域銀行(103)	12,946	8,892	73	2,918	1,063	99.2%
その他の銀行(78)	382	277	4	65	36	98.6%
合計(190)	18,691	11,280	140	5,879	1,392	98.8%

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(256)	130,483	102,067	270	25,533	2,613	99.7%
信用組合(146)	23,758	20,920	22	2,418	398	99.9%
労働金庫(14)	6	3	0	3	0	100.0%
信農連・信漁連(61)	779	666	2	91	20	99.7%
農協・漁協(661)	1,697	1,282	16	343	56	98.8%
合計(1138)	156,723	124,938	310	28,388	3,087	99.8%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(256)	6,440	5,025	24	1,111	280	99.5%
信用組合(146)	1,185	1,024	1	125	35	99.9%
労働金庫(14)	1,709	1,096	50	465	98	95.6%
信農連・信漁連(61)	28	24	0	3	1	100.0%
農協・漁協(661)	1,271	973	6	208	84	99.4%
合計(1138)	10,633	8,142	81	1,912	498	99.0%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2017年度は397件、2018年度は276件、2019年度は218件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2017年度は10,574件、2018年度は13,446件、2019年度は14,678件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2017年度は56件、2018年度は43件、2019年度は28件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、44.4%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2017年度は363件、2018年度は396件、2019年度は1,866件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、85.4%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2019年度は、各金融機関の2019年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（2019年8月30日に概要を公表）。（別紙2参照）

また、2019年度は、フィッシング詐欺事案が多発したことを踏まえ、金融庁ウェブサイトにおいて主な手口や対策を公表し、広く注意喚起を行った（2019年11月19日、12月25日に公表）。業界団体との意見交換会においては、金融機関に対し、インターネットバンキングにかかるセキュリティ対策の有効性を確認するよう要請する等、フィッシング詐欺被害の発生防止に向けた対応を促した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済 補償	補償しない	調査・検討中等
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	74	68	909	705	77	904	862	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0
26年度	266	116	32	21	1	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3
27年度	338	134	24	24	13	9	9	6	384	175	45	369	362	7	15
28年度	269	104	29	7	5	3	3	2	306	117	38	305	300	5	1
4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0
7月～9月	82	27	5	2	1	0	1	1	89	32	36	89	88	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	65	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	394	387	7	3
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	137	137	0	2
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1
30年度	234	63	20	13	2	7	20	10	276	94	34	257	249	8	19
4月～6月	52	6	0	0	0	0	2	1	54	7	14	53	53	0	1
7月～9月	77	21	4	0	0	0	7	5	88	28	31	86	83	3	2
10月～12月	65	17	8	8	1	1	7	2	81	31	38	73	70	3	8
1月～3月	40	17	8	4	1	5	4	0	53	27	51	45	43	2	8
R1年度	165	62	38	53	7	11	8	17	218	145	66	183	181	2	35
4月～6月	40	19	0	0	1	8	1	6	42	34	81	39	39	0	3
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1
10月～12月	65	26	25	22	3	0	4	7	97	57	59	73	73	0	24
1月～3月	19	4	1	0	0	0	2	1	22	5	24	15	15	0	7
計	5,192	3,864	1,401	1,406	416	384	438	429	7,447	6,085	81	7,277	7,006	271	170
構成比	69.7%	63.5%	18.8%	23.1%	5.6%	6.3%	5.9%	7.1%	100.0%	100.0%		100.0%	96.3%	3.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(4,957件/5,136件)、地方銀行96.6%(1,279件/1,324件)、第二地方銀行95.8%(383件/400件)、信金等92.8%(387件/417件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済				調査・検討中等
												計	補償 金額	補償 75%又は 一部	補償 しない	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,162	623	200	84	498	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,237	1,884	1,074	647	208	130	533	301	6,052	2,963	48	6,050	1,774	1,518	2,758	2
22年度	4,463	2,430	1,174	878	290	200	703	486	6,630	3,995	60	6,628	1,667	2,087	2,874	2
23年度	3,718	1,823	926	644	208	140	532	338	5,384	2,946	54	5,382	1,234	1,452	2,696	2
24年度	2,892	1,239	623	399	109	75	312	187	3,936	1,902	48	3,935	819	848	2,268	1
25年度	2,792	1,205	472	290	66	34	208	129	3,538	1,660	46	3,534	604	703	2,227	4
26年度	2,389	1,054	418	223	74	55	205	162	3,086	1,495	48	3,079	580	604	1,895	7
27年度	2,129	1,123	482	371	95	36	230	243	2,936	1,775	60	2,922	595	747	1,580	14
28年度	2,821	1,871	584	453	97	76	426	350	3,928	2,753	70	3,918	562	1,271	2,085	10
4月～6月	630	403	132	91	21	16	72	56	855	567	66	855	151	226	478	0
7月～9月	647	388	158	130	21	12	65	64	891	595	66	891	129	285	477	0
10月～12月	696	483	130	113	23	17	108	94	957	708	74	954	123	280	551	3
1月～3月	848	596	164	118	32	30	181	135	1,225	881	71	1,218	159	480	579	7
29年度	6,844	4,589	1,630	1,339	387	315	1,713	1,175	10,574	7,419	70	10,537	1,230	5,108	4,199	37
4月～6月	1,271	825	326	326	60	61	306	219	1,963	1,434	73	1,957	250	898	809	6
7月～9月	1,536	1,000	357	279	90	58	389	295	2,372	1,634	68	2,363	327	1,086	950	9
10月～12月	1,958	1,386	466	351	119	107	483	313	3,026	2,159	71	3,017	284	1,541	1,192	9
1月～3月	2,079	1,376	481	382	118	86	535	346	3,213	2,192	68	3,200	369	1,583	1,248	13
30年度	8,555	6,009	2,243	1,710	386	245	2,262	1,447	13,446	9,412	70	13,228	1,167	6,754	5,307	218
4月～6月	1,810	1,290	419	358	94	68	491	325	2,814	2,043	72	2,804	255	1,269	1,280	10
7月～9月	2,000	1,401	504	362	99	64	516	336	3,119	2,165	69	3,094	299	1,539	1,256	25
10月～12月	2,419	1,745	708	548	92	56	588	375	3,807	2,725	71	3,758	331	2,085	1,342	49
1月～3月	2,326	1,570	612	440	101	56	667	409	3,706	2,477	66	3,572	282	1,861	1,429	134
R1年度	9,316	7,140	2,588	2,132	374	252	2,400	1,551	14,678	11,077	75	11,119	1,011	5,155	4,953	3,559
4月～6月	2,274	1,604	641	503	92	61	564	358	3,571	2,527	70	3,150	282	1,498	1,370	421
7月～9月	2,461	1,775	689	541	107	72	567	366	3,824	2,755	72	3,336	271	1,678	1,387	488
10月～12月	2,555	2,170	685	625	104	71	675	422	4,019	3,290	81	3,157	331	1,494	1,332	862
1月～3月	2,026	1,590	573	461	71	47	594	403	3,264	2,503	76	1,476	127	485	864	1,788
計	64,359	37,526	18,193	12,741	3,465	2,207	12,182	7,777	98,199	60,253	61	94,295	22,094	29,846	42,355	3,904
構成比	65.5%	62.3%	18.5%	21.1%	3.5%	3.7%	12.4%	12.9%	100.0%	100.0%		100.0%	23.4%	31.7%	44.9%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫
(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。
(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。
(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等49.0%(30,654件/62,543件)、地方銀行72.3%(12,405件/16,600件)、第二地方銀行63.5%(2,077件/3,272件)、信金等60.6%(7,204件/11,880件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	10	7	12	14	188	214	113	185	111	74	3
24年度	84	78	51	73	7	1	11	11	153	165	107	152	94	58	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	67	52	23	13	3	0	13	24	106	90	85	105	63	42	1
27年度	48	40	18	7	7	10	11	6	84	65	77	84	31	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	51	29	22	5
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	10	5	5	3
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	27	17	6	2	3	0	7	3	43	24	57	39	26	13	4
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	7	4	3	1
1月～3月	5	9	1	0	1	0	1	0	8	9	122	5	3	2	3
R1年度	18	12	6	5	0	0	4	6	28	24	86	18	8	10	10
4月～6月	9	8	0	0	0	0	2	5	11	14	130	10	3	7	1
7月～9月	7	3	3	3	0	0	0	0	10	6	66	5	2	3	5
10月～12月	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	51	2	2	0	0
1月～3月	1	0	3	2	0	0	1	0	5	2	44	1	1	0	4
計	1,646	3,553	1,222	1,494	161	238	396	474	3,425	5,760	168	3,250	1,338	1,912	175
構成比	48.1%	61.7%	35.7%	25.9%	4.7%	4.1%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.2%	58.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.5%(721件/1,584件)、地方銀行33.9%(397件/1,171件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.4%(161件/371件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6
26年度	1,123	1,240	142	416	22	142	122	414	1,409	2,213	157	1,403	1,177	226	6
27年度	1,179	1,442	191	343	25	129	166	546	1,561	2,461	157	1,552	1,311	241	9
28年度	572	617	116	328	14	57	62	139	764	1,142	149	755	637	118	9
4月～6月	256	226	18	24	0	0	11	8	285	259	91	283	235	48	2
7月～9月	84	115	26	102	2	7	10	14	122	239	196	120	95	25	2
10月～12月	167	209	40	133	8	32	28	100	243	474	195	241	217	24	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	15	114	168	147	111	90	21	3
29年度	208	406	97	366	14	59	44	175	363	1,007	277	351	279	72	12
4月～6月	58	103	19	100	6	20	14	70	97	295	304	95	71	24	2
7月～9月	56	145	29	44	2	23	8	9	95	222	234	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	153	2	8	14	21	81	232	287	76	58	18	5
1月～3月	57	106	21	67	4	7	8	74	90	256	284	85	64	21	5
30年度	304	669	59	147	9	23	24	44	396	884	223	374	308	66	22
4月～6月	84	157	30	102	3	7	9	28	126	296	235	120	101	19	6
7月～9月	38	38	11	17	5	13	7	10	61	80	131	58	44	14	3
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	40	25	15	6
1月～3月	154	447	6	21	1	3	2	0	163	472	289	156	138	18	7
R1年度	1,797	2,279	58	105	3	10	8	13	1,866	2,409	129	1,675	1,430	245	191
4月～6月	98	121	25	85	1	10	1	0	125	216	173	96	82	14	29
7月～9月	512	462	11	10	0	0	3	1	526	474	90	510	434	76	16
10月～12月	927	1,555	9	5	2	0	3	10	941	1,571	167	912	771	141	29
1月～3月	260	140	13	4	0	0	1	0	274	146	53	157	143	14	117
計	7,876	9,455	817	2,188	123	564	470	1,443	9,286	13,653	147	9,008	7,593	1,415	278
構成比	84.8%	69.3%	8.8%	16.0%	1.3%	4.1%	5.1%	10.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.3%	15.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.7%(6,524件/7,706件)、地方銀行84.0%(615件/732件)、第二地方銀行65.5%(72件/110件)、信金等83.0%(382件/460件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	105	181	7	11	45	92	1,249	1,398	112
	27年度	1,125	1,039	173	277	16	33	91	128	1,405	1,479	105
	28年度	542	586	91	124	12	41	33	41	678	793	117
	4月～6月	235	201	17	20	0	0	10	6	262	228	87
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	161	206	27	34	8	32	10	20	206	293	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	5	97	105	108
	29年度	195	337	83	170	7	13	22	22	307	544	177
	4月～6月	53	99	15	37	3	6	4	3	75	146	195
	7月～9月	49	84	27	31	0	0	5	5	81	120	149
	10月～12月	36	47	21	37	0	0	8	10	65	95	146
	1月～3月	57	106	20	65	4	7	5	3	86	182	212
	30年度	300	663	52	128	6	13	22	26	380	832	219
	4月～6月	82	154	30	102	1	0	7	10	120	268	223
	7月～9月	37	36	9	7	5	13	7	10	58	66	115
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	4	17	0	0	2	0	160	465	290
	R1年度	1,789	2,265	54	84	3	10	8	13	1,854	2,374	128
	4月～6月	96	120	22	69	1	10	1	0	120	200	166
	7月～9月	508	460	10	4	0	0	3	1	521	466	89
	10月～12月	927	1,555	9	5	2	0	3	10	941	1,571	167
	1月～3月	258	130	13	4	0	0	1	0	272	135	49
	計	7,079	8,164	641	1,111	56	135	235	335	8,011	9,748	121
	構成比	88.4%	83.8%	8.0%	11.4%	0.7%	1.4%	2.9%	3.4%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫・信用組合・労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

業種	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	30	30	25	204	2	16	29	98	86	349	406
	4月～6月	21	25	1	3	0	0	1	2	23	31	135
	7月～9月	0	0	5	67	0	0	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	195	7	45	22	153	56	462	826
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	3	3	14	101	726
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	6	11	16	137	860
	1月～3月	0	0	1	2	0	0	3	71	4	73	1,838
	30年度	4	6	7	18	3	9	2	17	16	52	328
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	2	4	1	3	0	0	3	7	233
	R1年度	8	13	4	21	0	0	0	0	12	34	290
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	2	10	0	0	0	0	0	0	2	10	525
	計	207	747	134	894	55	415	219	1,074	615	3,131	509
	構成比	33.7%	23.9%	21.8%	28.6%	8.9%	13.3%	35.6%	34.3%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成31年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成31年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀41行、その他の銀行…79行
信用金庫…259、信用組合…146、労働金庫…13、農漁協等…761

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	23,187	107,909
地銀	65	65	65	35,652	111,875
第二地銀	41	41	41	10,775	29,112
その他の銀行	17	22	32	74,664	210,833
信用金庫	259	257	257	19,358	51,093
信用組合	126	69	71	2,282	5,033
労働金庫	13	13	13	1,706	8,980
計	530	475	487	167,624	524,835
農漁協等	759	758	657	12,367	24,056
総計	1,289	1,233	1,144	179,991	548,891

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	23,010	99.2%	46,223	42.8%
地銀	65	65	100.0%	34,963	98.1%	35,131	31.4%
第二地銀	41	39	95.1%	10,270	95.3%	8,293	28.5%
その他の銀行	17	10	58.8%	74,664	100.0%	85,567	40.6%
信用金庫	259	209	80.7%	17,047	88.1%	12,198	23.9%
信用組合	126	46	36.5%	1,044	45.7%	665	13.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,706	100.0%	31	0.3%
計	530	388	73.2%	162,704	97.1%	188,108	35.8%
農漁協等	759	758	99.9%	12,099	97.8%	12,439	51.7%
総計	1,289	1,146	88.9%	174,803	97.1%	200,547	36.5%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	21,065	90.8%	36,907	34.2%
地銀	65	51	78.5%	23,699	66.5%	16,267	14.5%
第二地銀	41	10	24.4%	2,920	27.1%	776	2.7%
その他の銀行	17	3	17.6%	29,879	40.0%	66,049	31.3%
信用金庫	259	79	30.5%	6,616	34.2%	2,739	5.4%
信用組合	126	11	8.7%	365	16.0%	190	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	530	159	30.0%	84,544	50.4%	122,928	23.4%
農漁協等	759	117	15.4%	1,899	15.4%	16	0.1%
総計	1,289	276	21.4%	86,443	48.0%	122,944	22.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	257	257	100.0%
信用組合	69	67	97.1%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	473	99.6%
農漁協等	758	758	100.0%
総計	1,233	1,231	99.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	5	62.5%	7	87.5%	3	37.5%
地銀	35	53.8%	51	78.5%	31	47.7%
第二地銀	20	48.8%	27	65.9%	18	43.9%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	5	22.7%
信用金庫	181	70.4%	228	88.7%	1	0.4%
信用組合	5	7.2%	65	94.2%	33	47.8%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	271	57.1%	408	85.9%	91	19.2%
農漁協等	0	0.0%	758	100.0%	758	100.0%
総計	271	22.0%	1,166	94.6%	849	68.9%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	41	36	87.8%	5	12.2%
その他の銀行	32	26	81.3%	4	12.5%
信用金庫	257	243	94.6%	13	5.1%
信用組合	71	64	90.1%	5	7.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	487	455	93.4%	27	5.5%
農漁協等	657	657	100.0%	0	0.0%
総計	1,144	1,112	97.2%	27	2.4%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	16	24.6%	60	92.3%	12	18.5%
第二地銀	8	19.5%	28	68.3%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	22	68.8%	2	6.3%
信用金庫	175	68.1%	151	58.8%	2	0.8%
信用組合	2	2.8%	62	87.3%	13	18.3%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	207	42.5%	344	70.6%	34	7.0%
農漁協等	0	0.0%	657	100.0%	1	0.2%
総計	207	18.1%	1,001	87.5%	35	3.1%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2017年度は541件、2018年度は291件、2019年度は220件であり、調査を開始した2003年9月以降2020年3月末までの累計は44,638件となっている。

また、関係省庁と連携し、令和元年台風第19号の発生やコロナ禍等の社会不安に乗じた振り込め詐欺被害や、キャッシュカード窃取による被害を防止するため、金融庁ウェブサイトにおいて、最新の手口も踏まえた注意喚起を行った。金融機関に対しては、これらの被害の未然防止策の更なる実施を促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2017年度は264件、2018年度は115件、2019年度は89件、強制解約等をしたのは、2017年度は142件、2018年度は128件、2019年度は107件であり、調査を開始した2003年9月以降2020年3月末までの累計は、利用停止が24,213件、強制解約等が15,884件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインの開設（2017年9月）や、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査（2018年1月公表）等の取組みを実施してきた。

また、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認を実施した（2018年8月公表）。

さらに、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてフォローアップを実施し、その結果を公表した（2019年9月、別紙1参照）。

銀行カードローンの フォローアップ調査結果

主なポイント



令和元年9月
金融庁

フォローアップ調査の背景

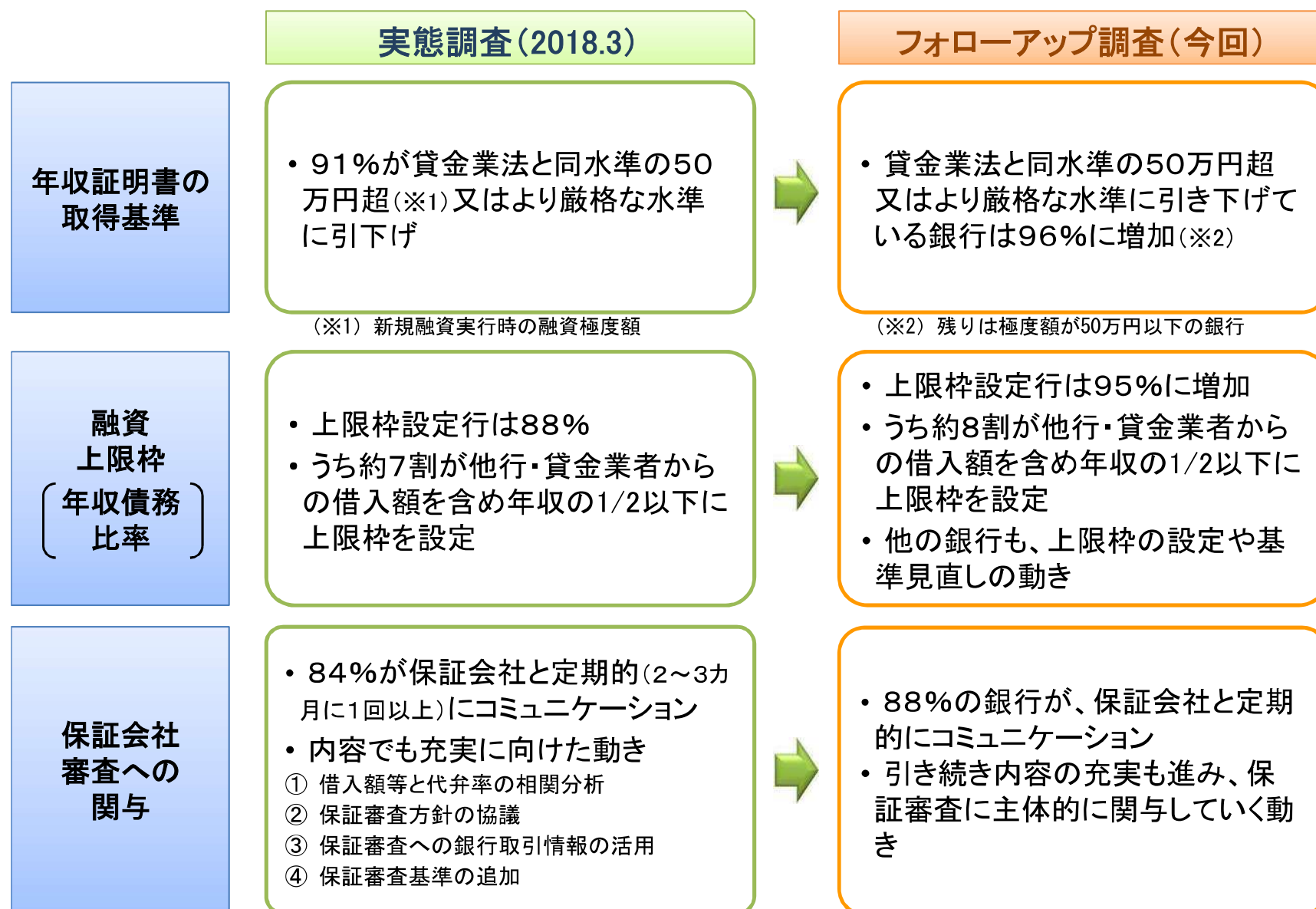
- 金融庁では、2017年3月の全国銀行協会による「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえた各銀行における銀行カードローンに係る業務運営について、
 - ① 残高の多い先を中心とする12行を対象とした立入検査（2018年1月「銀行カードローン検査 中間とりまとめ」公表）や、
 - ② 銀行カードローンの取扱いのある全銀行に対する調査票の発出等による実態調査（2018年8月「銀行カードローンの実態調査結果について」公表）を通じて、改善に向けた取組みの進捗を確認してきたところ。

- 上記により、全体としては業務運営の改善に向けた取組みの進んでいることが確認された一方、取組みの進んでいない項目や、個々の銀行ごとには取組みが不十分な点も認められたことから、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある全銀行（120行）に対し、調査票を発出し、昨年3月の実態調査以降における各銀行の業務運営の見直しの状況につき、フォローアップ調査を実施したものの。

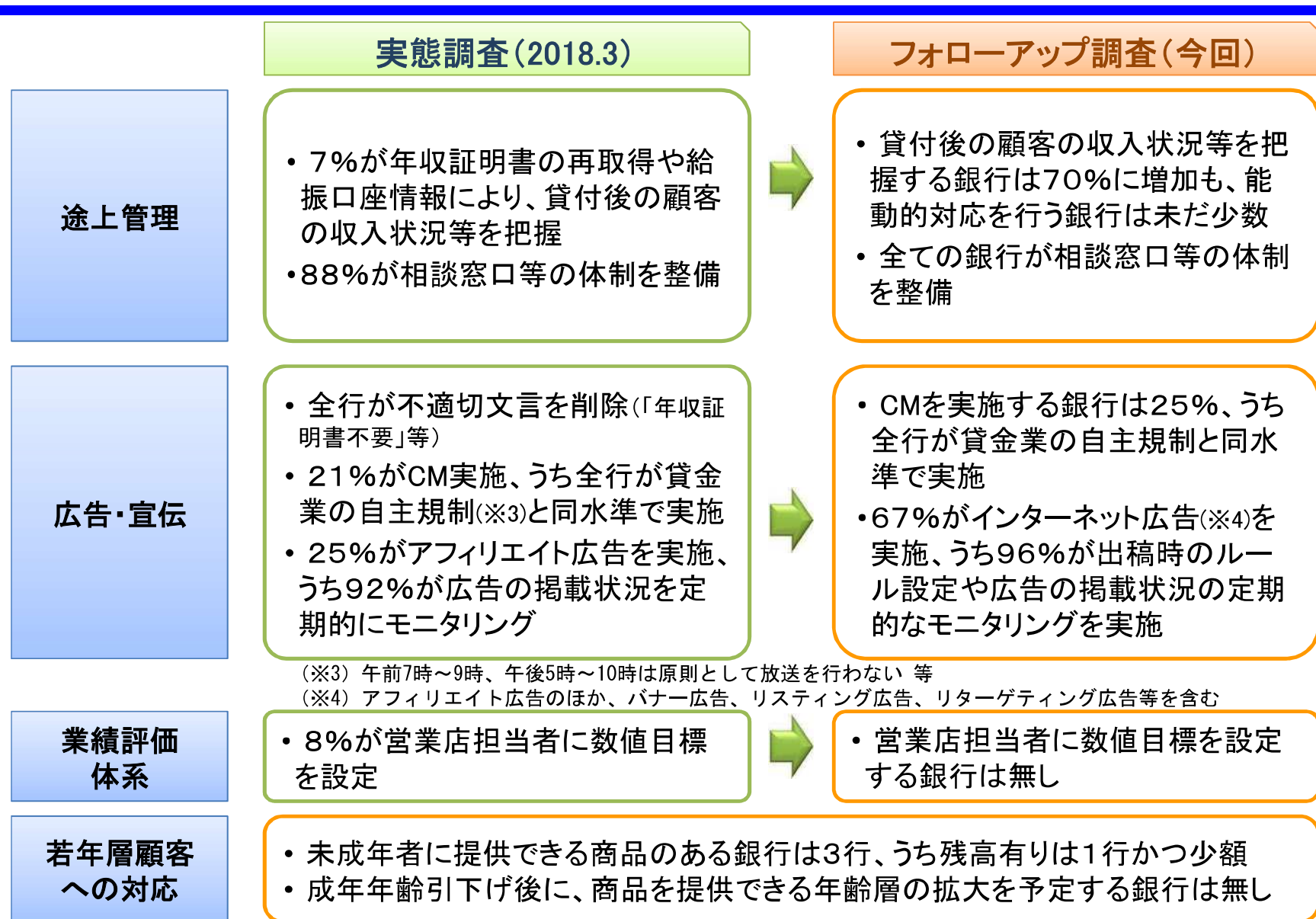
【主な着眼点】

- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定など）が構築されているか
- ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- ⑥ 若年層顧客への対応

フォローアップ調査の主な結果 ①



フォローアップ調査の主な結果 ②



(※3) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

(※4) アフィリエイト広告のほか、バナー広告、リスティング広告、リターゲティング広告等を含む

総 括

- 銀行カードローンの業務運営については、前回調査以降も、全体として、融資審査態勢の見直し等の業務運営の改善に向けた取組みが進んでおり、業界としての業務運営水準の高まっている状況が認められる。
- 但し、融資上限枠の設定については、現在見直しに向けて進められている一部の銀行の取組みを注視していく。
- また、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等に向けた積極的な取組みを行う銀行が増えてきてはいるものの、能動的に顧客の変化やその予兆を把握しようとする動きが鈍く、取組みが未だ不十分であることから、好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な対応を促していく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、当庁の「信用情報のあり方PT」において、登録信用情報の精緻化に向けた基本的な方向性(銀行カードローン情報の登録の日次化・信用情報機関間での情報交流)を示し、関係機関において検討が進められている。